# 多面的機能支払交付金の手引き

【日本型直接支払制度】

広域活動組織 編



北海道日本型直接支払推進協議会

# はじめに

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景 観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受して います。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に 伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多 面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に 伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家 の負担の増加も懸念されています。

農林水産省は、平成26年度からこのような状況に鑑み、多面的機能 支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図る ための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を 推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機 能が今後とも適切に維持・発揮させるとともに、担い手農家への農地集 積という構造改革を後押しします。

この手引きは、地域の皆さんが「多面的機能支払交付金」を活用して 活動に取り組んでいただけるよう、計画の策定、活動の実施、活動の報 告など一連の流れに沿って具体的な進め方を解説したものです。

## 地域の共同活動の例と交付金の構成区分

## 地域資源の基礎的保全活動の例



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の路面維持

## 多面的機能支払交付金

農地維持支払交付金

## 地域資源の質的向上を図る共同活動の例





水路のひび割れ補修 農道の窪みの補修



植栽活動



水田魚道の設置

## 資源向上支払交付金 (地域資源の質的向上 を図る共同活動)

## 施設の長寿命化のための活動の例



素掘り水路からコンクリート 水路への更新



老朽化した水路壁の コーティング



未舗装の農道を アスファルトで舗装

資源向上支払交付金 (施設の長寿命化 のための活動)

# 目 次

多	面	的	幾能	支	払3	还作	寸金	<del>2</del> 0	ク	既	要																				
	1	3	交付⊴	金(	の柞	黄月	戈		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•		•		•	•		1
	2	;	舌動(	か:	手川	頁			•																						5
	3	Ξ	手続き	き	のホ	既劽	更		•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7
Ι		広均	或活動	助	組綿	哉♂	D 討	足ゴ	<u>፲</u>																						
	1	Ī	设立(	<b>か</b>	ねi	ે િ	Λ,		•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	8
	2	ŧ	見模	- 7	構月	戉員	Ę		•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	9
	3	Г.	広域†	力! 加。	定	書	(済	₹)	(	か	作	成		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	10
	4	Г.	広域†	力!	定道	重言	営才	Ę	<b>1</b>	会	規	則	(	案	()	の	作	成		•	•		•	•		•		•	•		19
	5	=	事業割	†i	画	(3	(系	0	01	作	成				•																25
	6	ÿ	舌動詞	Ηi	画	書	(済	₹)	(	か	作	成																			27
	7	Л	広域†	カ! 加.	定道	重宫	営才	Ź	€	会	の	開	催		•		•	•			•	•		•	•		•	•	•	•	54
П		広均	或協ว	定	の糸	帝糸	吉																								56
Ш		事	<b>集計</b> [	画(	の፤	忍冗	È		•																						57
IV		交伯	寸金之	及	びホ	既拿	拿扯	40	) E	<b>‡</b> i	請																				61
V		活動	動の3	実	施	• =	己釤	<b>ķ</b>																							62
VI		活動	動の	报·	告	ı			•				•																		74
VI	[	取糺	狙番·	号	表	ı			•																						84
	0	d	お問じ	۸۰,	合排	つt	±ታ	Ē																							• 88

## 多面的機能支払交付金の概要

# 1. 交付金の構成

多面的機能支払交付金は、農地維持活動を実施するための交付金(農地維持支払交付金)と資源向上活動を実施するための交付金(資源向上支払交付金)から構成されます。

## 多面的機能支払交付金の構成 ①地域資源の基礎的な保全 活動 (1)農地維持支払 交付金 ②地域資源の適切な保全管 理のための推進活動 ①施設の軽微な補修 多面的機能 支払交付金 1)地域資源の質的向上 ②農村環境保全活動 を図る共同活動 ③多面的機能の増進を図る 活動 (2)資源向上支払 2) 施設の長寿命化の 交付金 ための活動

3)組織の広域化・体制強化

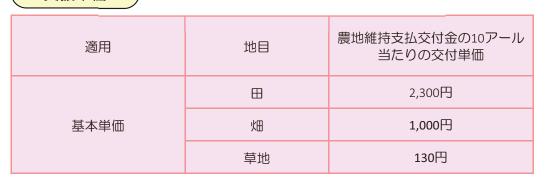
## (1)農地維持支払交付金

支援単価

## 以下の活動に対し対象農用地面積に応じて支援を行います。

- ①地域資源の基礎的な保全活動 (農地法面の草刈り・水路の草刈り・泥上げ、農道の路面維持など)
- ②地域資源の適切な保全管理のための推進活動

# (体制の拡充・強化、地域資源保全管理構想の策定など)



→32ページの単価表も参照してください。

- ・上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出



## (2)-1) 資源向上支払交付金(共同)

以下の活動に対し対象農用地面積に応じて支援を行います。

- 〇地域資源の質的向上を図る共同活動
  - ①施設の軽微な補修 (水路、農道、ため池等の軽微な補修など)
  - ②農村環境保全活動 (植栽による景観形成、ビオトープづくりなど)
  - ③多面的機能の増進を図る活動 (防災・減災力の強化、遊休農地の有効活用など)



→32ページの単価表も参照してください。

適用	地目	資源向上支払交付金の10アール 当たりの交付単価
甘土兴/正	Ħ	1,920円【1,600円】
基本単価 (共同活動を実施して5年間経 過していない地域)	畑	480円【400円】
EO CVIIGVIDES)	草地	120円【100円】
継続地区単価	Ħ	1,440円【1,200円】
(共同活動を5年以上実施した 地域及び施設の長寿命化のため	畑	360円【300円】
の活動に取り組む地域)	草地	90円【75円】

- ※【 】内は、多面的機能の増進を図る活動に取組まない場合の単価。
- ・上表は、国と地方公共団体の合計額
- ・交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

## (2)-2)資源向上支払交付金(長寿命化)

以下の活動に対し対象農用地面積に応じて(一部定額)支援を行います。

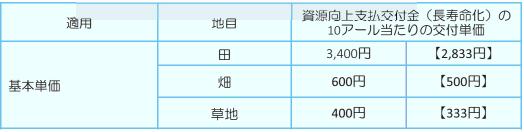
○施設の長寿命化のための活動

(老朽化が進む水路等の補修・更新など)

※対象組織の負担が活動経費の3分の1以上となること。

## 支援単価

→32ページの単価表も参照してください。



- ※【 】内は、広域活動組織の規模を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織の単価(5/6) なお、広域活動組織の規模を満たさない活動組織の場合は、当該金額又は区域内に存在する集落数に 200万円を乗じた額のいずれか小さい額。
  - ・上表は、国と地方公共団体の合計額
  - ・交付額は、上表の単価に交付対象農用地面積を乗じて算出

## (2)-3)組織の広域化・体制強化

次の取組を行う場合、定額の支援を行います。

〇組織の広域化・体制強化  $\rightarrow 3\sim 4$ ページを参照して下さい。

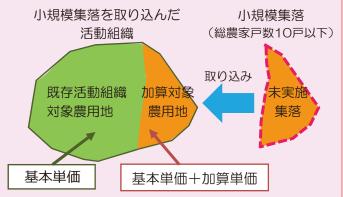


## 小規模集落支援

既存活動組織\*1が小規模集落\*2を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、 農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算※3を行います。

農地維持支払の加算単価 (円/10a)

	北海道
$\Box$	700
灶田	300
草地	40



なお、1小規模集落あたりの加算上限額は20万円、活動組織あたりの合計加算上限額は 40万円となります。

- ※1:多面的機能支払の活動を実施している活動組織及び広域活動組織
- ※2: 小規模集落とは、総農家戸数が10戸以下、かつ、これまでに、多面的機能支払(旧制度の農地・水・環境保全向上 対策、農地・水保全管理支払を含む)に取り組んだことがない農業集落です。
- ※3:加算措置の適用期間は、小規模集落支援の適用を開始した年度から、既存活動組織の活動期間の終了年度までです。
- ※4:平成30年度までに事業計画の認定(変更や再認定も含む)を受けた活動組織のみが支援対象です。

令和元年度拡充

#### ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 加算措置

**多面的機能の増進を図る活動**に取り組んでいる活動組織が、新たに**取組を選択し、** 1取組以上追加する場合又は初めて多面的機能の増進を図る活動に取り組む組織が2 **取組以上選択して取り組む**場合、資源向上支払(共同)に単価の加算を行います。

資源向上支払(共同)の加算単価(円/10a)

	北海道
⊞	320
灶田	80
草地	20

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、 または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に 0.75を乗じた額になります。

## 多面的機能の増進を図る活動の取組

- 遊休農地の有効活用
- ・農地周りの環境改善活動の強化
- ・地域住民による直営施工
- 防災・減災力の強化
- 農村環境保全活動の幅広い展開
- 医療 福祉との連携
- ・農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化
- ・北海道、市町村が特に認める活動

## 加算対象となる例

直近の活動計画 新たな活動計画 取組数 取組数 2以上

直近の活動計画 新たな活動計画 取組数 取組数 2以上

直近の活動計画 新たな活動計画 以上 等 取組数 取組数

## 加算対象とならない例

直近の活動計画 新たな活動計画 取組数  $\cap$ 取組数 1

直近の活動計画 取組数

新たな活動計画

取組数 2以下等

令和元年度拡充

## 加算措置 ②農村協働力の深化に向けた活動への支援

加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける活動組織において、農業者以外の者の構成比率が高く、また多くの参加を得た共同活動が毎年度行われる場合、①に更に単価の加算を行います。

①に更に加算する単価(円/10a)

○ != <b>!</b>								
	北海道							
⊞	320							
畑	80							
草地	20							

※農地・水保全管理支払の取組を含め5年間以上実施、 または長寿命化のための活動に取り組む地区は単価に 0.75を乗じた額になります。 <条件>(下記の要件を全て満たす必要があります。)

- 1)加算措置「①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受けること
- 2)構成員(人・団体)のうち、農業者以外の者が占める割合が4割以上であること
- 3) 共同活動に参加する構成員の総人数の 8割以上が参加する実践活動を毎年度 行うこと
- ※「実践活動」は、農地維持支払、資源向上支(共同)、 資源向上支払(長寿命化)の活動項目に位置付けられています。
- ※ 構成員の総人数とは、活動に参加する人数として活動計画 書に添付する名簿(様式自由)に位置付けた構成員の人数。

令和元年度拡充

## 加算措置 活動の広域化・体制強化への支援

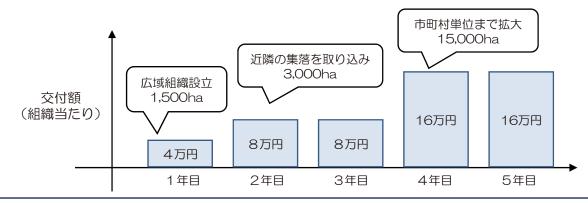
活動組織の広域化・体制強化への支援を強化するために、**広域活動組織の面積規模等に応じた交付額**とするとともに、**最長5年間(当該活動期間中**)にわたって継続的に支援することとします。

北海道	交付額 (年・組織)	総額 (5年間)
3集落以上または 1,500ha以上3,000ha未満	4万円	20万円
3,000ha以上15,000ha未満 または特定非営利活動法人	8万円	40万円
15,000ha以上	1 6万円	80万円

- ※ 上記面積は認定農用地面積です。
- ※ 活動期間中に面積が拡大した場合、活動計画書の変更が認定された時点で交付額が変更となります。
- ※ これまでに広域化に係る支援を受けた組織が、広域化する組織の合計面積の20%を超える場合は 広域化・体制強化に係る支援を受けられません。

○段階的に広域化する場合の適用例(北海道の場合)

交付額合計 <u>5 2 万円/組織</u>



## 2. 活動の手順

多面的機能支払交付金を活用した活動は、以下の手順で実施します。

## I 広域活動組織の設立



共同活動を実施する広域活動組織を設立します。設立にあたっては広域協定運営委員会を開催します。

I-1	設立のねらい	→ 8ページへ
I - 2	規模•構成員	→ 9ページへ
I-3	広域協定書(案)の作成	→10ページへ
I - 4	広域協定運営委員会規則(案)の作成	→19ページへ
I - 5	事業計画(案)の作成	→25ページへ
I - 6	活動計画(案)の作成	→27ページへ
I - 7	広域協定運営委員会の開催	→54ページへ

## Ⅱ 広域協定の締結



取組が円滑に実施されるよう、関係者間で広域協定を締結し市町村長の 認定を受けます。 →56ページへ

## Ⅲ 事業計画の認定



市町村長に事業計画書などを提出します。事業計画が認定されると市町村長から認定通知書が送付されます。 →57ページへ

## IV 交付金及び概算払の申請



当該年度の活動に必要な交付金を市町村長に申請します。市町村長から交付決定の通知が送付されます。

必要に応じて、概算払請求書を市町村長に提出し、交付金の一部又は全部を請求することができます。

→61ページへ

## Ⅴ 活動の実施・記録



交付金を活用し、事業計画に基づき、活動計画書に定めた農用地、水路等の地域資源の保全活動等を実施します。

実施した日々の活動について、作業の内容や金銭の収支等を記録します。



## VI 活動の報告

当該年度の活動記録をとりまとめて実施状況報告書を作成し、市町村長に提出します。 →74ページへ

## 令和元年度 事務簡素化のポイント

<u>事務負担の軽減を目的に活動項目・取組を整理統合し、申請・報告様式を</u>見直しました。

## (1)活動項目・取組の整理統合

- ✓ 対象となる取組内容はそのままに選択する取組数を削減。 (162個→66個、削減率:約60%)
- ✓ 取組に通し番号を振り、活動記録の取組番号入力などに対応。

## 見直しの内容(一例)

## 農地維持支払ー地域資源の基礎的な保全活動

		<u>これまで</u>	<u> これから</u>			
活動	項目	取組	取組			
実	水	水路の草刈り	<7>水路の草刈り			
践活	路	ポンプ場、調整施設等の草刈り				
動		水路の泥上げ	<8>水路の泥上げ			
		ポンプ吸水槽等の泥上げ				
		かんがい期前の注油	<9>水路附帯施設の保守管理			
		ゲート類等の保守管理				
		遮光施設の適正管理	7個→3個に削減			

整理統合した取組番号表は84~87ページをご確認下さい。

## (2) 申請・報告様式の見直し

- ✓ 文字を大きくする、分かりにくい箇所には説明を加えるなど、見やすく分かりやすい様式に見直し。
- ✓ 各様式間の記入項目を見直し、関連性の高い様式を1つのエクセルファイルに集 約。様式間の連携による自動入力で入力が必要な箇所を削減、入力間違い等を防ぐ。

## 見直しの内容(エクセル形式の様式における一例)

## 活動記録

## これまで

<u>راار</u>	<u>これまで</u>												
	活動区分									な活動内容 <( )			
									活動項目	1(対象活動)	取組(取組内容)	_	
□ 農地維持		□ 資源向.			調査・計画	□ 実践活動	□ 事務処理						
□ 資源同□	L(長寿命化) ヘプ=、		・体制強化	:T.184		□ 啓発·普及	□研修・会						
<u> </u>	<u>から</u>		ボック 取組に			☆ トラを選択	7			取組を ( <b>自動で表</b>	入力が簡単	<u>:!</u>	
		取組						活動	协内容				
<u>(左か</u>	( <u>左から詰めて</u> 入力してください) <u>支払区分 活動項目 取組 取組</u>												
7	10					農地維持 農地維持	_	、路 道		水路の草 農道の草			

## (3) 北海道の取組み

- ✓ 事務支援システム(仮称)を導入し、更なる事務負担軽減を図っていきます。
- ✓ 日報の簡素化に向けた取り組みを進めます。

決められた活動期間内で構成員が役割分担に基づき同じ活動を行う草刈り関係や融 雪剤の散布、融雪排水促進のための溝切等の面的活動は、直近年度の実績から面積や 延長に見合う活動時間の係数(単位活動時間)を割出し、活動の確認・記録に基づき 積算された額を日当等として支払う取扱い。

## 3. 手続きの概要

## 広域活動組織の設立から事業計画の認定まで

## 広域活動組織

## ①規約等の作成

対象農用地の設定、構成員の取りまとめを行 い、組織の設立に必要

な協定書などの案 を作成します。

- ▶ 広域協定書 •••P.10
- ▶ 運営委員会規則 ··· P.19

## ②事業計画の作成

組織が取り組む事 業計画の案を作成 します。

- ▶ 事業計画
- ▶ 活動計画書

## · · · P.25 · · · P.27

## ③運営委員会の開催

協定書や事業計画等の案につい て、組織構成員の合意を得ます。

...P.54

## 交付金の交付申請から報告まで

## 広域活動組織

## ③活動の記録

活動の実施と併せて、活動記録 や金銭出納簿などを作成します。

- ▶ 活動記録
  - · · · P.62
- ▶ 金銭出納簿
- · · · P.64
- ▶ 財産管理台帳 ···P.70

## ④報告書類の作成

日々記録した活動記録及び金銭 •••P.74 出納簿を集計し、実施状況報告書 を作成します。

- ▶ 実施状況報告書···P.76
- > 添付書類 · · · P.75

## ④事業計画の事前確認

事業計画は、内容確認のため市 町村を通じ、北海道日本型直接支 払推進協議会(以下「道協議会」 という) に事前提出します。

## ⑤事業計画の確認通知

市町村長から事業計画の内容確 認について通知があります。

## ⑥事業計画の認定申請

市町村に事業計画の認定 · · · P.57 申請を提出します。

## ⑦事業計画の認定通知

市町村から事業計画の認定通知 の送付があります。

## ①交付金の申請

市町村に交付申請書を · P.61 提出します。

## ②交付決定•支払

市町村から交付決定の通知があ り、交付金が支払われます。

## ⑤実施状況報告

市町村に実施状況報告 書などを提出します。

## ⑥確認通知の送付

市町村から実施状況確認通知書 の送付があります。

## 市町村

【提出期限】

市町村長が 定める日

## 市町村

【提出期限】

活動を開始する 年度の 6月30日まで

## 市町村

【提出期限】

市町村長が 定める日

#### 市町村

【報告期限】

•••P.74

市町村長が 定める日

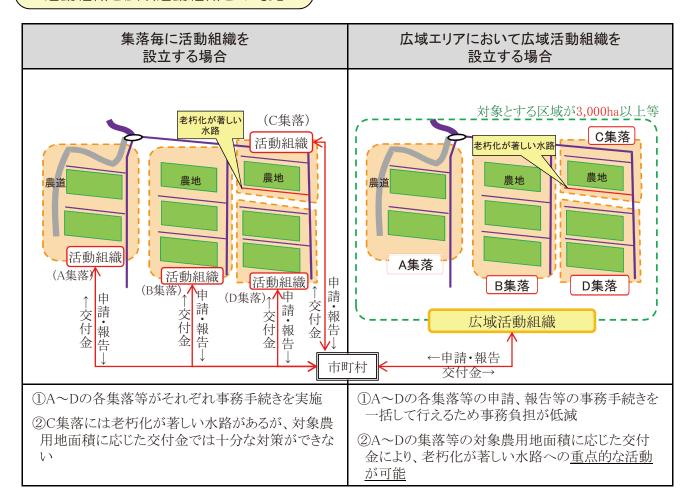
## I 広域活動組織の設立

## 1. 設立のねらい

広域活動組織は、旧市区町村単位等の広域エリアにおいて、集落又は活動組織(以下「集落等」という。)、NPO、地域の関係団体等から構成される、構成員間の協定に基づく組織です。

(注) 9ページに示す規模で、複数の集落から構成される組織や集落等の代表者により意思決定を行う組織は、原則として、広域活動組織を設立して農地維持活動や資源向上活動に取り組みます(その他の場合も、取組面積や組織形態に応じて、広域活動組織を設立することが可能です)。

## 活動組織と広域活動組織との対比



## 2. 規模•構成員

## (1)規模

事業計画の対象とする区域が、昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は事業計画の対象とする区域内の農用地面積が3,000ha以上で複数集落から構成され、活動する場合が対象となります。

また、地域振興5法指定地域(特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興地域、 離島)等の要件を満たす場合、1,500ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規 模を有していれば、広域活動組織を設立することができます。

## (2)構成員

広域協定※に参加する以下の者により構成されます。

- 1)集落等又はその構成員に加え、NPO、地域の関係団体等の地域の実情に応じた者。
- 2) 集落等の構成員である農業者のほか、農業者団体等の地域の実情に応じた者。
  - ※広域協定とは、地域の農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理を図ることを目的として、集落等、その他関係者との間で締結する協定のことです。

## 農地維持支払交付金

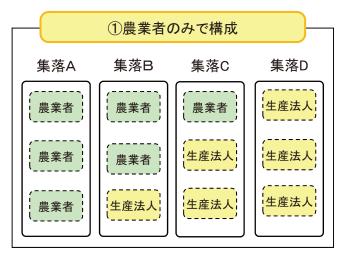
以下の①又は②の広域活動組織が支援の対象です。

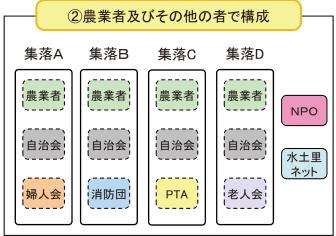
- ① 農業者のみで構成される広域活動組織
- ② 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織

## 資源向上支払交付金

- ○地域資源の質的向上を図る共同活動 農業者及びその他の者(地域住民、団体など)で構成される広域活動組織
- ○施設の長寿命化のための活動、組織の広域化・体制強化 農地維持支払交付金と同様の広域活動組織

## 広域活動組織の構成例





#### 広域協定書(案)の作成 3.

- 青字で表記している部分を修正するとともに、 留意事項を確認のうえ作成してください。
- ・吹き出しの背景がオレンジは注意事項、水色 は必要に応じて規約の加除筆を行う部分を 示しています。

## (1)協定書の作成

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などを 定めた協定書の案を作成します。

広域協定書は、以下に示す様式のとおりです。

## (2)協定書の内容について

協定書の内容は、以下の様式のとおりです。 (条文等の内容は原則変更すること はできないのでご留意ください。)

市町村長の認定を受けた後に記入します。

このページは協定書の記載例です。 必要に応じて追記等して下さい。

(別記5-1)

○年○月○日認定

○○町長 ○○ ○○

## ○○町 ○○地域広域協定書 <sup>資源向上活動(共同)を実施する場</sup>

合のみ記載します。

## (目的)

第1条 この協定は、多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農 林水産事務次官依命通知)に基づき、農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全 活動 並びに水路・農道等の施設の長寿命化のための活動に関する事項を協定することにより、 地域資源の保全管理と環境の保全を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 この協定は、○○ 町○○地域広域協定と称する。

資源向上活動(長寿命化)を実施す る場合のみ記載します。

## (協定の対象となる区域、農用地及び施設)

第3条 この協定の対象となる区域、農用地及び施設は、別紙図面及び別表に定めるとおりとする。

## (協定の締結)

第4条 この協定は、前条に定める協定区域内の農用地、施設及び地域環境の保全管理活動を 行う集落及びその他の団体の合意により締結する。

> 集落の構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合は、 第4条中の<u>「集落」を「集落の構成員」に置き換え</u>て下さい。

## (協定の有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、○○町長の認定のあった日から令和○年○月○日までとする。

## (活動及び事業)

第6条 協定参加<u>集落</u>及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる活動及び事業を行うしのとする。

集落の<u>構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、上記第6条中の「集落」を「集落の構成員」に置き換えて下さい。

- (1)農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動(農地維持支払交付金に係る活動)
- (2)地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持支払交付金に係る活動)
- (3)施設の軽微な補修のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (4)農村環境の保全のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (5)多面的機能の増進を図る活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (6) 水路・農道等の施設の長寿命化のための活動(資源向上支払交付金に係る活動)
- (7) その他の事業
- ①農地の区画拡大・汎用化等を図る事業
- ②〇〇〇〇を図る事業
- 2 前項の活動及び事業の実施に際しては、それぞれ計画を策定する。

実施する活動内容に応じて、不要な記述を削除して下さい。

農地維持支払交付金の交付を受けない場合は、以下の第7条の規定を追加して下さい。

## (基礎的な保全活動の実施)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、様式第1-3号「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」の I の2に定める農用地及び対象施設において、同活動計画書の別紙1の II の3 の(1)の点検・計画策定及び実践活動を実施するものとする。

## (協定参加集落及び団体の役割)

第7条 協定参加集落及びその他の協定参加団体の役割分担は次のとおりとする。

集落•団体等	役割
000	・各集落区域内の農用地、水路、農道等の基礎的な保全管理活動の実
$\triangle\triangle\triangle$	施。 ・地域資源の適切な保全管理のための推進活動の実施。 ・施設の軽微な補修のための活動の実施。 ・農村環境の保全活動の実施。
	・多面的機能の増進を図る活動の実施。 ・水路等施設の長寿命化のための活動の実施。
○○ ○○(個人)	・○○○○ (畦畔・農地法面の草刈り等の活動は、個々の農業者が実施。)
○○土地改良区	<ul> <li>・協定の事務局として全体の調整を図る。</li> <li>・参加集落及び団体と連携して○○地区の施設のリスク管理と機能保全のための全体構想を策定。</li> <li>・参加集落が取組む農地周りの水路等の長寿命化対策への技術指導。</li> <li>・上記の全体構想に基づく、支線水路の補修・更新等を実施。</li> <li>・○○○○○○○</li> </ul>
NPO法人〇〇	・参加集落が取り組む多面機能の増進を図る活動の技術的指導。
○○○ (農業経営体)	・○○○○○○ (注)地域全体を経営している農業経営体を位置付けることも可能。

<u>土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、土地改良区を協定の参加団体に加え</u>て協定を締結して下さい。

2 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、その分担業務の実施に関し、常に事故や災害の発生防止に努めるものとし、当該業務が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、当該集落又は団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。

## (協定参加集落及び団体間の協力)

- 第8条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、第1条の目的を達成するために、相互に協力するものとする。
- 2 協定参加集落及び団体は、その分担業務に関し、協定の履行に影響を及ぼす事態が発生する恐れのあるときは、直ちにその旨を第9条に定める運営委員会に報告するものとする。
- 3 前項の場合、運営委員会は参加集落及び団体間の業務分担の変更など適切な措置を講じるものとする。
- 4 活動の実施に伴い、協定参加集落及び団体間で施設の管理区分の変更を行う場合は、所要の手続きに沿って処理するものとする。

## (運営委員会)

- 第9条 この協定の運営に関する事項を処理するために、○○町○○地域広域協定運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- 2 委員会は、協定に参加する集落及びその他団体の代表をもって構成する。
- 3 委員会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

会計 1名

監査役 1名

- 4 役員は、委員の互選により選出する。
- 5 会長は委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 6 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 7 会計は委員会の経理に関する業務を処理する。
- 8 監査役は委員会の会計の監査を行う。
- 9 この協定に規定するもののほか、本協定の運営について必要な事項は、委員会規則において、これを定めるものとする。

## (工事の施行に関する条件)

- 第10条 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与える恐れのあるときは、協定参加集落及びその他の協定参加団体の負担において必要な措置を講ずるものとする。
- 2 <u>町</u>が管理する施設に関し、協定参加集落及びその他の協定参加団体が実施する工事によって 生じた工作物等は、<u>町</u>に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ<u>町</u>と協議し、工作物 等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類(例:設計書、平面図、構造図等)の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続きについて、<u>町</u>の指示 を受けるものとする。
- 3 協定参加集落及びその他の協定参加団体は、工事に当たって詳細な工事内容について<u>町</u>に 提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、<u>町</u>に協議し、その指示を受けるとともに、 工事が完了したときには、<u>町</u>にその旨を報告するものとする。

土地改良区の管理する施設を資源向上活動の対象とする場合は、上記第10条第2項、第3項の「町」を「町又は土地改良区」に置き換えて下さい。

## (協定内容の変更及び廃止)

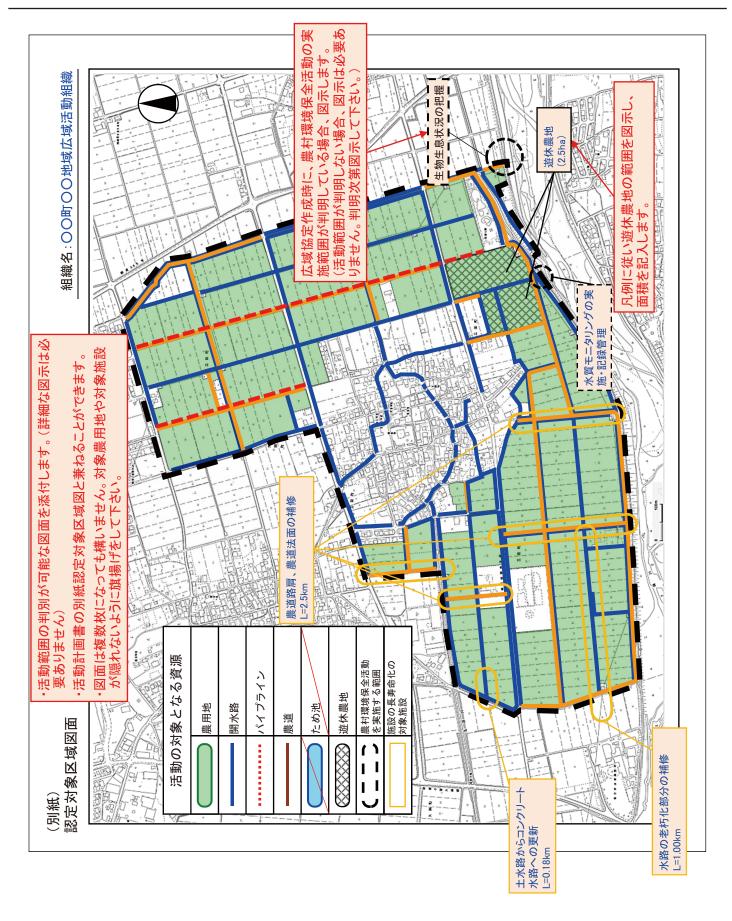
第11条 この協定の内容を変更または廃止しようとする場合は、協定参加<u>集落</u>及びその他の協定 参加団体全員の合意をもってその旨を定め、これを町長に申請して認定を受けるものとする。

集落の<u>構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、上記第11条の<u>「集落」を「集落の構成員」に置き換え</u>て下さい。

## 附則

上記協定の締結を証するため、本書2通を作成し、その1通を○○町長に提出し、他の1通を運営 委員会会長が保管し、その写しを協定参加集落及びその他の協定参加団体の代表が保管する。

集落の<u>構成員(個人)及びその他の団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、上記附則中の<u>「集落」を「集落の構成員」に置き換え</u>て下さい。



(別表)

## 協定対象農用地及び施設

1. 協定の対象となる農用地

参加同意書に記載されている農用地を集計します。

	地目		協定剧	<b></b> 農用地	
集落		田	畑	草地	計
00	00	<i>4,600</i> a	<i>900</i> a		<i>5,500</i> a
Δ	44	<i>3,500</i> a	500 a		<i>4,000</i> a
		<i>2000</i> a	<i>300</i> a		<i>2,300</i> a
	<i>f</i> •\\				
合	·計	<i>22,530</i> a	<i>1,920</i> a		<i>24,450</i> a

地目	対象農用地(農地維持支払交付金)					
集落	田	畑	草地	計		
000	<i>4,532</i> a	<i>868</i> a		<i>5,400</i> a		
$\Delta\Delta\Delta$	<i>3,200</i> a	<i>480</i> a		<i>3,680</i> a		
	<i>1,800</i> a	<i>250</i> a		<i>2,050</i> a		
合計	<i>22,312</i> a	<i>1,880</i> a		<i>24,192</i> a		

	地目			対象	建農用地(資源	向上支払交付	†金)			
		地域	資源の質的向	上を図る共同	活動	施設の長寿命化のための活動				
	集落	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
	000	<i>4,532</i> a	<i>868</i> a		<i>5,400</i> a	<i>4,532</i> a	<i>868</i> a		<i>5,400</i> a	
	$\Delta\Delta\Delta$	<i>3,200</i> a	<i>480</i> a		<i>3,680</i> a	<i>3,200</i> a	<i>480</i> a		<i>3,680</i> a	
		<i>1,800</i> a	<i>250</i> a		<i>2,050</i> a	<i>1,800</i> a	<i>250</i> a		<i>2,050</i> a	
//										
	合計	<i>22,312</i> a	<i>1,880</i> a		<i>24,192</i> a	<i>22,312</i> a	<i>1,880</i> a		<i>24,192</i> a	

## 2. 協定の対象となる施設

## 参加同意書に記載されている施設を集計します。

	集落(活動組織)	水路	農道	ため池
	000	<i>13.4</i> km	<i>8.5</i> km	箇所
	$\Delta\Delta\Delta$	<i>12.2</i> km	<i>6.2</i> km	箇所
		<i>10.8</i> km	<i>4.1</i> km	箇所
$\checkmark$				<b>一个</b>
	合計	<i>47.7</i> km	<i>18.5</i> km	<u></u> 箇所

(別	記5-1	別紙)			本目	音 章	計 协定!	-	加士工	(生 莎 又 け	- 汗 新 织 纽	ーーーーー 泊向けのものです。	
				$\bigcirc$			域協定					(IH) () (O) (C) (C)	
<b>参加</b> 居	音書に	コンナけ	集落又は			ハム	以加处	箰	ᄱᄓ	忠音			
			戻りまとめて								4	令和 年 月 日	
00	)町()均	也域広域協定	定										
	運営委員	員会会長	00 00	殿									
							参加集	姑 (	江和如	(体)	20		
							<b>参</b> 加果				00		_
							所		在	地 <u>〇(</u>	0町00		-
							代		表	者 <u>O</u> (	00	印	-
	当集落	茖(活動組織	は)について	t,00	町〇〇族	協定	広域協定に	参力	叩するこ	とを同意し	ます。		
							記						
1.	協定の対象	象となる農用	月地								用地」には	は活動を実施する農 さす。	用
	協定農用地						備	考					
	地目	田	畑	草地	計					「対	象農用地.	」には、交付金の算質	定の
	面積	4,600 a	900 a		a 5,500	a				対	象となる農	農用地面積を記載し	ます。
	11. 11.		農用地(農地			────							
	地目	1.500	畑	草地	計								
	面積	4,532 a	868 a		a 5,400					<u> </u>			1
			源の質的向				原向上支払交 施診			上のためのネ	壬動	備考	
	地目	田田	畑	草地	計		田	200.	畑	草地	計	)	
	面積	4,532 a	868 a		a 5,400	a	4,532 a	8	68 a	a	5,400 a		
2.	協定の対象	象となる施設	ı. Z										•
	施設	1	水路			 農道		ため池				備考	1
	数量		13.4	km			8.5 kg	m		· ·	笛正		
	[# <del>                                     </del>	+ + / \T = 1 \		<u> </u>							人数」の表	長中の分類番号から	あてはま
		集洛(店町A 者の個人又	組織)の構成 は団体 <sup>注2</sup>	(月) /			る番号を選				ンで番号を	を選択して入力します	まが
. !	番号		氏名		/							欄に5を直接記入し	
j	1	00	00									運営委員長	
	2	<b>1 2 3</b>	が足りない	<u> </u>	-2 <u>é</u> hn L -	T / -	たさい 4	<b>集</b> 落	又は	舌動組織(	の代表者の	の他に、広域活動組	
			が足りなり	1-20 CD 10	追加し							「る場合は、当該構成 員」と記載します。	<b></b>
ij		者以外の個								刺ご 建呂	安貝云安		•
i	番号    氏名						1	住所	-			備考	
	5 行が足りない場合は追加して					てく	ださい。	<u> </u>					<i></i>
				1		//			// 📎	<i>"</i> \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\	<u> </u>		
ij		1	以外の団体	婦人会	、老人会	:他)		/				/++- → <b>y</b>	1
	番号	団体/ ○○自治会:	名・代表者 長				1	住所	•			備考	
į	6		00	00									
	7	1	が足りない		は追加し								

#### 4. 構成員人数

		: H	I		ケ. 国 <i>は</i> 米				
		番号		構成員人数	(•凹) (中級				
農	個人とし て参加	1	農業者個人						
業者	□ (4-1.)	2	農事組合法人						
者	団体としておか	3	営農組合						
	て参加	4	その他の農業者団体						
	個人とし て参加	5	農業者以外個人						
		6	自治会		前ページの協定参加集落(活動組織)の構成員で				
農		7	女性会		択した番号	号を区分して、ここに集計します。			
農業者		8	子供会			レ様式では前ページの表から選択した番号			
者 以	団体とし	9	土地改良区		が自動集詞	計されます。			
外	て参加	10	JA	_					
21	( ) /JI	11	学校・PTA						
		12	NPO						
		13	その他の農業者以外団 体						

注1: 番号欄は、「4.構成員人数」の表中の分類番号から選択する。

注2: 「農業者」とは、協定に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。

注3: 集落(活動組織)の代表者の他に、広域協定運営委員会の委員を選定する場合は、当該構成員の備考欄に「運営

委員会委員」と記載する。

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する農業(経営)者向けのものです。 ※「農業者」の定義は、17ページ中段の注2を参照。

## 〇〇〇〇広域協定参加同意書

記

令和 年 月 日

○○町○○協定広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

所 在 地<u>OO町OO</u> 氏 名 <u>OO OO</u>

私、○○ ○○は、○○町○○地域広域協定に参加することを同意します。

1. 協定の対象となる農用地

協定農用地 備考 地目 畑 草地 計 面積 2,500 300 a a 2,800 対象農用地(農地維持支払交付金) 備考 地目 畑 草地 計 田 2,500 a 2,800 面積 a 300

「協定農用地」には活動を実施する農 用地面積を記載します。

「対象農用地」には、交付金の算定の対象となる農用地面積を記載します。

			対象農	具用地(資源	向上支払交	(付金)			
	地域資源の質的向上を図る共同活動				施調	ひの長寿命(	備考		
地目	田	畑	草地	計	田	畑	草地	計	
面積	2,500 a	300 a	a	2,800 a	2,500 a	300 a	a	2,800 a	

#### 2. 協定の対象となる施設

施設	水路	農道	ため池	備考
数量	8.3 km	6.5 km	箇所	

注1: 農業経営者を協定に位置付ける場合は、本様式を使用し、必要箇所を記載する。

(別記5-1 別紙)

本同意書は、協定に参加する団体向けのものです。

## 〇〇〇〇広域協定参加同意書

参加同意書については、団体における所定の 手続きを経てから提出して下さい。

令和 年 月 日

○○町○○地域広域協定

運営委員会会長 〇〇 〇〇 殿

 団
 体
 名 NPO法人OOO

 所
 在
 地 OO町OO

 代
 表
 者 OO OO

当団体については、○○町○○地域広域協定に参加することを同意します。

記

1. 団体の設立目的

○○○することを目的とする。

2. 団体の設立年月日

令和○年○月○日

3. 協定における役割

参加集落が取り組む多面的機能の増進を図る活動に係る技術的指導を行う。

4. 構成員人数



団体の構成員のうち、広域活動組織の共同活動に参加する者の人数を記載します。

## 4. 広域協定運営委員会規則(案)の作成

意思決定方法、構成団体の責務、会計の処理方法、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確化した運営委員会規則の案を作成します。

市町村の認定を受けた後、記載します。

このページは運営委員会規則の記載例です。 必要に応じて追記等して下さい。

別記5-2

○年○月○日認定

○○町長○○○○

○○町○○地域広域協定運営委員会規則

令和○年○月○日制定

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規則は、○○町○○において締結された「○○町○○地域広域協定(以下「協定」という。)」の第9条の規定に基づき、協定運営委員会について必要な事項を定めることにより、協定の適切な運営を図り、地域の農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

## (名称)

第2条 本委員会は、「○○町○○地域広域協定運営委員会」(以下「委員会」という。)という。

## (事務所)

第3条 本委員会は、主たる事務所を○○郡○○町○○○○に置く。

集落の<u>構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、集落の構成員について委員会の 会員と位置づけます。このため、<u>以下の第4条の規定を追加</u>して下さい。

#### (会員)

第4条 本委員会の会員は、協定に参加する集落の構成員及びその他団体の代表者とする。

## 第2章 委員会の構成及び運営

#### (委員会の構成)

第4条 本委員会の委員は、協定に参加する集落及びその他団体の代表者をもって構成する。

## (役員の定数及び選任)

第5条 本委員会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 1名
- 三 会計 1名
- 四 監査役 1名
- 2 役員は委員会において委員の互選により選出する。
- 3 会長は本委員会を代表し、協定運営の事務を総括する。
- 4 副会長は会長に事故があるときにこれを代理する。
- 5 会計は本委員会の経理に関する業務を処理する。
- 6 監査役は本委員会の会計の監査を行う。

## (役員の任期)

任期満了後は、新たな役員を(別紙)参加同意書に記載のう

第6条 役員の任期は、○年とする。

え、本規則を変更します

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

## (委員会の開催)

- 第7条 委員会は、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。
  - 一 委員現在数の3分の1以上の要求があったとき。
  - 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
  - 三その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項第一号の規定により要求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

## (委員会の権能) 第8条の一~五は、取組を行う活動内容に応じて選択して記載して下さい。

- 第8条 委員会は、この規則において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
  - 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
  - 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
  - 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)の 収支決算に関すること。
  - 四 資源向土支払交付金(施設の長寿命化のための活動)の収支決算に関すること。
  - ・五 ○○○○事業に係る計画の設定又は変更、収支決算、年度実績報告及び実施に関するこ

٤,

六 規則の制定及び改廃に関する」と。

七 その他協定の運営に関する重要な事項。

こ関する重要な事項。 三及び四を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支 払交付金の収支決算に関すること」と記載するようにしていまし たが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源 向上支払(共同)と資源向上支払(長寿命化)双方の交付金の 収支が1つの様式で把握できるようになったため、規約の変更 は必須ではなくなりました。

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維

持支払及び資源向上支払(共同)との経理を区分しない場合は、

その他事業に取り組まない場 合は削除してください。

## (委員会の議決方法等)

- **第9条** 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 委員会の議長は、会長がこれを務める。
- 3 委員会においては、第7条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 委員会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した委員の過半数で決する。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写し を協定に参加する集落の構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

## (特別議決事項)

- 第10条 次の各号に掲げる事項は、委員会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。ただし、第三号及び第四号については、全員一致による議決を必要とする。 なお、第三号の協定参加団体の除名は、当該参加団体の代表を除く委員の一致による議決とする。
  - 一 規則の変更
  - 二 役員の解任
  - 三 協定参加団体の除名
  - 四 協定の変更又は廃止

集落の<u>構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする場合</u>は、以下の第3章の<u>総会に関する規定を加え</u>て下さい。

## 第3章 総会

## (総会の開催等)

- 第11条 総会は第4条に定める協定参加者をもって構成し、毎年度1回以上開催するとともに、次に掲げる場合に開催する。
  - 一 協定参加者現在数の4分の1以上の署名による請求があったとき。
  - 二 監査役から文書による総会開催の請求があったとき。
  - 三 その他会長が必要と認めたとき。
- 2 前項一号及び二号の規定により請求があったときは、会長は、正当な理由がない限り、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。正当な理由により総会を開催しない場合は、会長は会員に対し、文書でその理由を報告しなければならない。
- 3 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって協定参加者に通知しなければならない。

#### (総会の機能)

第12条 総会は次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 委員の選任及び解任
- 二 各年度の決算報告
- 三 前条第1項第一号により、協定参加者が請求した事項
- 四 前条第1項第二号により、監査役が請求した事項
- 五 その他重要な事項

#### (総会の議決方法等)

- 第13条 総会は、協定参加者現在数の過半数の出席により成立する。なお、出席は委任状をもって代えることができる。
- 2 総会においては、第11条第3項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。 ただし、緊急を要する事項については、この限りではない。
- 3 総会の議事は、出席者数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、協定参加者として総会の議決に加わることができない。
- 5 会議により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定参加者全員に配布等により確実に周知するものとする。

## 第3章 協定参加団体における保全管理活動等の実施

#### (実施計画)

- 第11条 協定参加団体は、毎年それぞれが行おうとする活動の実施計画を作成し、各団体における決定を経て、委員会に提出する。
- 2 委員会は、各団体から提出された実施計画について会計区分毎にとりまとめ、その議決を得てこれを定める。

## (保全管理活動等の実施)

第12条 協定参加団体は、実施計画に基づき、保全管理活動等を実施するものとする。

## (活動の資金とその経理) 各団体への資金配分を行わない場合は、第13条を削除して下さい。

- 第13条 委員会は、各団体の実施計画の実施に必要となる資金について、本委員会の資金から 各団体に適正に配分するものとする。
- 2 委員会から配分された資金について、協定参加団体は適正に経理を行うものとする。

## (活動の報告)

第14条 協定参加団体は、毎年、保全管理活動の活動報告についてとりまとめ、各団体における 合意を得て、委員会に報告を行うものとする。

## (活動報告の確認)

- 第15条 協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告については、毎年、委員会が確認を行うものとする。
- 2 委員会は、協定参加団体における活動報告の確認結果について、当該団体に通知するものとする。
- 3 委員会は、協定参加団体における多面的機能支払交付金に係る活動報告の確認結果を踏ま えて実施状況報告書等の関係書類を作成し、○○町長に報告を行うものとする。

## 第4章 事務、会計及び監査

## (書類及び帳簿の備付け)

- 第16条 本委員会は、第3条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
- 一 ○○町○○地域広域協定書
- 二 委員会規則
- 三 委員の氏名及び住所を記載した書面
- 四 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 五 その他会長が必要と認めた書類

## (書類の保存)

第17条 本委員会は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

## (事業及び会計年度)

第18条 本委員会の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## (資金)

#### 交付を受ける交付金の内容に応じて記載します。

- 第19条 本委員会の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たっては他の資金と区分して経理する。▼
- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金(施設の長寿命化のための活動を除く)
- 二 資源向上支払交付金のうち、施設の長寿命化のための活動
- 三 その他の収入

これまで資源向上支払(長寿命化)を実施する場合で、農地維持支払及び資源向上支払(共同)との<u>経理を区分しない場合</u>は、一及び二を区分せずに「農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の収支決算に関すること」と<u>記載するようにしていましたが、令和元年度からの金銭出納簿では、農地維持支払・資源向上支払(共同)と資源向上支払(長寿命化)双方の交付金の収支が1つの様式把握できるようになったため、規約の変更は必須ではなくなりました。</u>

## (事務経費支弁の方法等)

第20条 本委員会の事務に要

## (活動計画の作成)

第21条 活動計画は、委員会の議決を得てこれを定める。

## (資金の支出)

第22条 本委員会の資金の支出者は、会長とする。

## 流用については、第19条の区分間の流用を行ってはいけないことを定めています。

## (資金の流用)

第23条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

## (金銭出納の明確化)

第24条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

## (金銭の収納)

- 第25条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。
- 2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

## (領収証の徴収)

- **第26条** 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の 徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。
- 2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払 先の領収証に代えることができる。

## (財産の管理)

第27条 活動の実施により、新たに取得した施設等については、財産管理台帳に記録し、協定に基づき、適正に管理するものとする。

## (物品の管理)

**第28条** 本委員会が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

事業年度終了前(3月31日以前)に全ての支出等を終えた時点で、監査及び総会を行うことができます。この場合、当該年度末(3月31日)迄の全ての出納を了したものとして扱います。

監査。総会終了後に新たに支出等が行われた場合は、再度、監査及び総会を 行う必要がありますのでご留意ください。

活動組織は、総会で決算等の承認を得たうえで、市町村長が定める期日までに実施状況報告書を市町村へ提出しますので、このことを踏まえた日数設定をしてください。

## (決算及び監査)

- 第29条 本委員会の決算については、会長が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、委員会の開催の日の〇日前までに監査役に提出しなければならない。
- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告し、 会長は監査について、毎会計年度終了後○日以内に<u>委員会</u>の承認を受けなければならない。

集落の<u>構成員(個人)及びその他団体の代表者を協定参加者とする</u> 場合は、下記第29条中の「委員会」を「総会」に置き換えてください。

## 第5章 雑則

## (規則の変更)

第30条 この規則を変更した場合は、○○町長に報告をしなければならない。

## (細則)

第31条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規則に定めるもののほか、本委員会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

設立後に規則の変更がある場合は、翌行に新たな附則として変更のあった年度以降の取組みに向けた規則の施行日を記載してください。

なお、第1項は次の例を参考に施行日及び適用日を記載してください。

【例: 令和2年3月中に総会で規約を議決】

1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

【例: 令和2年4月1日以降(例:4月15日)総会で規約を議決】

1 この規約は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

## 附則

- 1 この規則は、令和○年○月○日から施行する。
- 2 設立初年度の役員の選任については、第5条第2項中「委員会」とあるのは、「設立委員会」と読み替えるものとし、その任期については、第6条の規定にかかわらず、令和○年○月○日までとする。
- 3 設立初年度の会計年度については、第18条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から設立初年度の3月31日までとする。

## 5. 事業計画(案)の作成

活動組織が農地維持活動及び資源向上活動を円滑に実施できるようにするため、事業の目標、内容、実施期間及び構成員に係る事項を定めた事業計画(案)を作成します。

事業計画(案)の内容は、以下の様式のとおりです(多面的機能支払交付金実施要領様式第1-2号)。

なお、本事業計画(案)の市町村長への提出にあたっては、多面的機能支払交付金実施要領様式第1-1号の認定申請書を作成し、これに添付します。

※様式第1-1号・1-2号は、多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の共通様式になります。

(様式第1-2号)

これは多面的機能支払交付金のみに取り組む場合の記載例です。必要に 応じて追記等してください。

中山間地域等直接支払交付金など、他の事業にも併せて取り組む場合は、 必要事項を書き加えます。

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和○年○月○日 ○○町○○地域広域協定

- 1 多面的機能発揮促進事業の目標
- 1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

市町村と相談し、地域の特色を踏まえて記載してください。

(例) 1を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

活動内容を踏まえて記載してください。

- (1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域
- ① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

# 1号事業(多面的機能支払交付金) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号。以下「法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動(以下「イの活動」という。)(農地維持支払交付金) 法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動(以下「ロの活動」という。)(資源向上支払交付金) 2号事業(中山間地域等直接支払交付金) 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金) 4号事業(その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)

② 実施区域

(例)農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書(以下「活動計画書」という。)「(別添1)実施区域位置図」のとおり。

- (2)活動の内容等
- ① 1号事業
  - 1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別
  - (例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1)実施区域位置図」のとおり。
  - 2)活動の内容

活動内容に合わせて 記載してください。

(例) イ イの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。 ロ ロの活動

活動計画書「3.活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載のとおり。

- 3 多面的機能発揮促進事業の実施期間
  - (例)活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。
- 4 農業者団体等の構成員に係る事項

多面的機能支払交付金実施要領「別記5-1広域協定書」の「(別紙) 広域協定参加同意書」に記載のとおり。

(様式第1-1号)

本様式に上記様式(様式第1-2号)を添付し提出して下さい。

令和○年○月○日

○○市町村 長 殿

○○町○○地域広域協定

代表者 〇〇 〇〇 印

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
  - 1号事業(多面的機能支払交付金)
  - □ 2号事業(中山間地域等直接支払交付金)
  - □ 3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

多面的機能支払交付金にのみ 取り組む場合の記載例です。

- 3 その他
  - □ 北海道の同意書の写し(北海道土地改良施設の管理)

## 6. 活動計画書(案)の作成

## (1)活動計画書の作成

活動組織は事業計画を作成する場合には、あらかじめ活動計画書を作成し、これを事業計画に添付します。

## (2)活動計画書の内容

交付金の対象となる活動は、活動計画書に基づき実施されます。

対象となる活動は、北海道が策定する「多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)」(以下「要綱基本方針」という。)の「地域活動指針」に基づき作成することが必要です。

※「地域活動指針」とは、国が示す活動指針を基本にして、北海道が策定する、 交付金の対象となる活動の項目を区分して整理した指針です。

活動計画書の内容を、項目ごとに説明すると以下のとおりです。これを参考に、それぞれの活動組織で定めてください。

(道様式第1号)[国様式第1-3号]

## 多面的機能支払交付金に係る活動計画書

〇〇市町村長 殿

			申請 F月日	令和	年	月	日		
١	(ふりが	な)		00ちょう00	ちいきこういきき	きょうてい			
	組織名称			OO町C	)〇地域広域	協定			
ı	(ふりが	な)		00	00 00				
	代表			00	00		印		

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知) 別紙1の第5の2及び別紙2の第5の2に基づき、別添のとおり、多面的機能支払交付金に係る活動計画書 を提出します。

≪添付書類≫

活動組織 ••• 活動組織規約

広域活動組織 ••• 広域協定書、広域協定運営委員会規則

## I. 地区の概要

## 1. 活動期間

活動の実施期間を設定します。

活動期間は、原則として5年間とします。

資源向上支払交付金(長寿命化)については、対象施設の補修や更新等の目的が達成可能な年数に短縮することもできます。

#### 1. 活動期間

計画変更を行った場合は 変更した年度を記入して下さい。

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度	既取組年数
農地維持支払	平成28年度	令和2年度	5年	(年号)○年度	(年号) 〇年度	年
資源向上支払 (共同)	平成28年度	令和2年度	5 年	(年号) 〇年度	(年号) ○年度	年
資源向上支払 (長寿命化)	平成29年度	令和元年度	3 年	(年号) ○年度	(年号) ○年度	年

交付金の交付を受けずに活動を行う場合 は、いずれの欄も記入しないで下さい。

- ・平成19年度~平成26年度の間に従前の対策で交付金の交付を受けた場合は、その年数を記載します。
- ・従前の共同活動は、「農地維持支払」と「資源向上支払(共同活動)の欄に記載します。 (取組がない場合は、一を記載します。)

## 2. 実施区域内の農用地、施設

実施区域内の農用地、施設とは、事業計画に位置づけて活動を実施する農用地(認定農用地<sup>\*</sup>)及び水路等の施設のことです。

※ 認定農用地・・・活動組織が共同活動を実施する農用地 対象農用地・・・交付金の算定の対象となる農用地

公共用施設は、市町村等の施設管理者が管理を行っているため、原則として共同活動の対象にはなりません。保全管理対象施設に位置づけてよいかどうかは市町村に確認してください。 農用地の面積については、国土調査等による地籍図等に基づく

台帳の合計面積や1/2,500程度以上の縮尺図面の図測による算 2. 実施区域内の農用地、施設 定を基本とします。詳細については市町村に確認してください。

年当たり うち游休 **≣**+ 交付金額 協定農用地面積 農地面積 田 畑 草地 上限 又は認定農用地面 **着※1** 円 290,640 a 39,960 a 330,600 a ※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。 水路 開水路

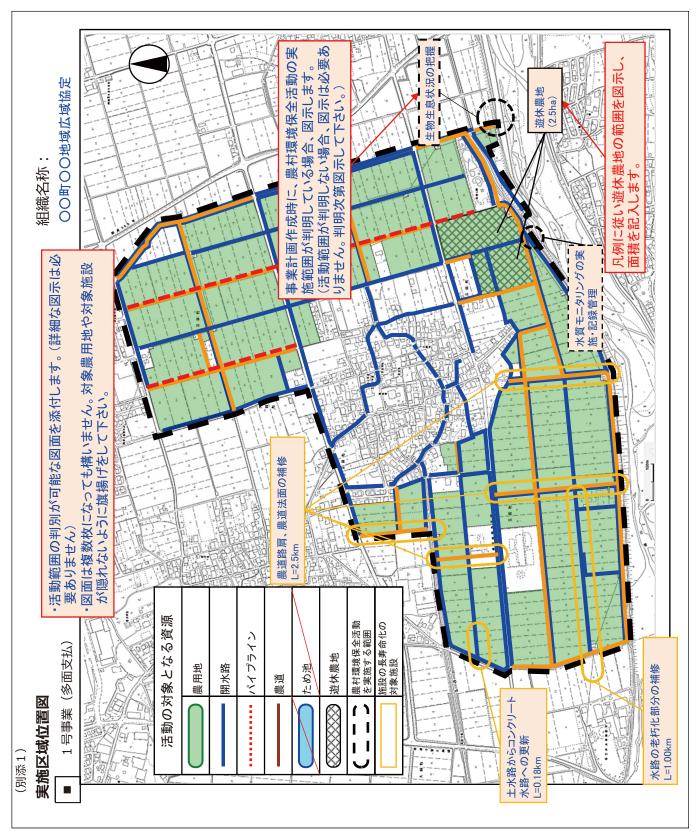
- パイプライン 農業用施設 農道 ため池 用水路 排水路 9.0 km 2.2 km 2.6 km 13.8 km 8.5 km 箇所 うち、資源向上支払 km km 0.6 km 箇所 (長寿命化) の対象施設
- ・遊休農地の一部を解消した場合は、数値を変更の上、届出を行います。
- ・遊休農地について は、活動計画書に位 置付けた活動を行い。 活動期間内に耕作 可能な状態とする必 要があります。

- ※ 延集は 小物占以下第1位まで記入する
- ・認定農用地の区域内において、共同活動による保全管理活動等を実施する施設量を記入します。
- ・下段欄には、上段の数量の内数として資源向上活動(長寿命化)を実施する対象施設の量を記入します。
- ・農地維持支払交付金又は資源向上支払交付金(共同)を活用して資源向上活動(長寿命化)を行う場合も「うち、施設の長寿命化の対象施設」欄に記入します。

## 3. 実施区域位置図

活動範囲が判別可能な図面に、活動の対象となる全ての農用地及び農業用用排水路、農道等の施設を図示します。

また、「Iの2 実施区域内の農用地、施設」の欄に遊休農地が位置づけられている場合は、この範囲を図示し面積を記入します。



## 4. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

認定農用地の区域内において、中山間地域等直接支払交付金の集落協定がなされている重複面積と農振農用地区域外の農用地面積を把握します

中山間地域等直接支払交付金と重複する区域がある場合は、活動が重複しないように次のことに注意してください。

- ① 重複する区域における活動計画書に位置付けた農用地、水路、農道等の保全に係る活動は、多面的機能支払交付金により行う。
- ② 資源向上活動(共同)に取り組む場合には、中山間地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する活動」で選択している活動以外の活動を実施する

#### 4. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

多面支払面積	重複面積 (多面支払・中山間直払)
330,600 a	2,000 a

資源向上活動(共同)に取り組む場合には、中山間 地域等直接支払交付金の「多面的機能を増進する 活動」で選択している活動以外の活動を実施する。

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

#### <施行注意>

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を()書で上段に記載するものとする。

#### 5. 環境保全型農業直接支払交付金との重複

(注)環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組として行う農用地における畦畔・農用地法面等の草刈りについては、 別途図により区分けするものとし、多面的機能支払での支払での支払いは行わない。

#### <施行注意>

協定農用地内において環境保全型農業直接支払交付金の地域特認取組として行う草刈りを行う場合は、上記5と(注)を記述し区分けを明示した図面を添付すること。なお、該当しない場合は、上記5と(注)並びに本施行注意を削除すること。

・計画書の変更の際には、容易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を( )書きで上段に記載するものとします。

## (別紙1)多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

## Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

## 1. 交付金額

農地維持支払交付金、資源向上支払交付金のそれぞれの対象農用地面積に地目別の 交付単価を乗じて、年当たり交付金額を算出します。(交付単価は、市町村に確認し て下さい。)

平成30年度・令和元年度に拡充された加算措置を受けようとする場合は、別途 38ページの「4.加算措置」の様式を使用し、加算措置分を39〜41ページに示す 方法で算出して整理します。

- ・交付単価等を市町村に確認して記入してください。
- ・複数の交付単価を適用する場合は、次の(注)を参考 に適宜、行を追加して整理します。

計画書の変更の際には、容易に比較対象できるよ う変更部分を二段書きとし、変更前を( )書きで 上段に記載するものとします。

#### Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は〇

- 1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。
- (1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単	価	年当たり交付金額
田	290,640 a	2,300	円/10a	66,847,200 円
畑	39,960 a	1,000	円/10a	3,996,000 円
草地	а		円/10a	円
	この線より	)上に行を挿え	えしてく	ださい。
合計	330,600 a			70,843,200 円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象 となる農用地の面積のことです。小数点以下 を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が 生じた場合は下記に記入し、市町村に提出し てください。農地維持支払の単価が活動終了 年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

加算措置は別途「4. 加算措

置」の様式に整理します。

(2) 資源向上支払(共同)

(3) 資源向上支払(長寿命化)

対象農用地面積

276,108 a

314,070 a

地目

 $\blacksquare$ 

畑

草地

合計

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,									
地目	対象農用地面積	交付単	価	年当たり交付金額						
田	276,108 a	1,440	円/10a	<i>39,759,552</i> 円						
畑	37,962 a	360	円/10a	1,366,632 円						
草地	а		円/10a	円						
	この線より	)上に行を挿ぶ	えしてく	ださい。						
合計	314,070 a			41,126,184 円						

交付単価

円/10a

3,400

この線より上に行を挿入してください。

※交付単価は以下①、②への取組状況によっ て単価が異なりますので、乗じた額を記入し てください。

①多面的機能の増進活動に取り組む ②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又 は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒単価に0.75を乗ずる ①のみ該当 ⇒単価の修正なし

②のみ該当 ⇒単価に0.625を乗ずる ①②に該当しない⇒単価に5/6を乗ずる

年当たり交付上限額

93,876,720 円

96,154,440 円

・この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活 動に必要な金額により交付申請を行うものとします

※広域活動組織となるための規模要件を満た さない場合、かつ直営施工を実施しない場合 は、単価に5/6を乗じた額を記入してくださ

※広域活動組織となるための規模要件を満た さない場合は、左記合計と集落数×200万F 広域活動組織の場合は、こ こに「〇」をつけないこと。

37,962 a 600 円/10a 2,277,720 円 のいずれか小さい方が上限となります。 円/10a 円

> 広域活動組織となるための規模要件↓⇒ を満たさない場合は〇 70,000,000円 集落数×200万円

広域活動組織の資源向上支払(長寿命化)は、ここの金額が交付上限額になります。 この交付上限額以内で施設の長寿命化のための活動に必要な金額により交付申請 を行うものとします。

## 交付額の算定

【交付単価】 単位:円/10a

地目	農地維持 支払交付金	j	資源向上支払	資源向上支払交付金 (長寿命化)			
地日	1	2	③ =②*5/6	<u>4</u> = <u>2</u> *0.75	5 =②*0.75*5/6	6	⑦ =⑥*5/6
田	2,300	1,920	1,600	1,440	1,200	3,400	2,833
畑	1,000	480	400	360	300	600	500
草地	130	120	100	90	75	400	333

- ①: 事業計画期間中に地目を変更した場合、当該期間中においては、地目変更前の単価を適用する。
- ③: 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ④:農地・水保全管理支払交付金の取組期間も含め、共同活動又は資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地及び資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地については、②に0.75を乗じた額を交付単価とする。
- ⑤:資源向上活動(共同)を5年間以上実施した農用地又は資源向上支払交付金(長寿命化)の対象農用地であり、かつ、 多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、②に0.75及び5/6を乗じた額を交付単価とする。
- ⑦: 広域活動組織となるための規模要件を満たさず、かつ、直営施工を実施しない活動組織にあっては、⑥に5/6を乗じた額を交付単価とする。

## 【交付額の算出方法】

加算措置についてはP.39~ 41を参照してください

(1) 対象農用地面積に地目別の交付単価を乗じて算出します。

(算定例)

対象農用地面積 田:5,000.4a:畑:4,999.6a

〇 対象農用地面積の端数処理

田:5,000.4a → 5,000a(小数第一位切り捨て) 畑:4,999.6a → 4,999a(小数第一位切り捨て)

〇 農地維持支払交付金の交付額の算出

田:5,000a×2,300 円/10a=1,150,000 円

畑:4.999a×1.000 円/10a= 499.900 円

計:1,649,900 円

- (2)資源向上支払交付金(長寿命化)について、広域活動組織となるための規模要件を満たさない活動組織にあっては、以下a又はbのいずれか小さい額を年交付金額の上限とします。
  - a. 上表⑥又は⑦の交付単価に対象農用地面積を乗じて得た額
  - b. 保全管理する区域内に存在する集落数に200 万円を乗じて得た額

#### (算定例)

対象農用地面積15,000a (=150ha)(畑)で、直営施工を実施しない1集落で構成される活動組織

- 資源向上支払交付金(長寿命化)の交付上限額の算出
  - a. 15,000a×2,833 円/10a=4,249,500 円
  - b. 1集落×2.000.000 円=2.000.000 円

の小さい額である2,000,000円を年交付金額の上限とする。

## 2. 組織の広域化・体制強化の計画

広域活動組織の設立又は活動組織の特定非営利活動法人化(NPO法人化)のための支援を 受けようとする場合は、その実施予定年度を記入します。

広域活動組織の設立 特定非営利活動法人化 ※「特定非営利活動法人」は、営農法人とは異なります。  「大阪のでは、大田村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。	
この欄は、市町村担当者と相談及び確認の上、組織の情報を記入して下さい。	去人
① 認定農用地の区域内に存在する集落数を記載します。 ここでいう「集落」とは、農林業センサスにおける農業集落(定義:市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう)とします。なお、参加同意書に記載の集落と一致しない場合があっても構いません。 (参考)農林水産省HP「農業集落境界の閲覧」 http://www.machimura.maff.go.jp/shurakudata/rcom_map.html以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。 集落数 35 集落 ② 対象農用地に係る農業地域類型区分のうち、該当するもの全てに〇印を記載します。 (参考)農業地域類型区分について農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として設定。 ※旧市区町村とは、平成22年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在での市区町	
ここでいう「集落」とは、農林業センサスにおける農業集落(定義:市区町村の区域の一部において農業上形成されている地域社会をいう)とします。なお、参加同意書に記載の集落と一致しない場合があっても構いません。  (参考)農林水産省HP「農業集落境界の閲覧」 http://www.machimura.maff.go.jp/shurakudata/rcom_map.html 以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。 集落数  35 集落  ②対象農用地に係る農業地域類型区分のうち、該当するもの全てに〇印を記載します。  (参考)農業地域類型区分について農林統計の分析及び農政の推進の基礎資料として活用するため、旧市区町村ごとに、その地域の土地利用上の特性により類型化した統計表章区分として設定。 ※旧市区町村とは、平成22年2月1日現在の市区町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在での市区町	
対をいう。 農林水産省HP「農業地域類型区分について」 http://www.maff.go.jo/i/tokei/chiiki ruikei/setsumei.html 農業地域類型 都市的地域 ② 平地農業地域 ③ 対象農用地の区域が以下の8法のいずれかの指定地域に該当している場合は、〇印を記載します。 ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための 基盤整備の促進に関する法律 ・ 山村振興法 ・ 過疎地域自立促進特別措置法 ・ 半島振興法 (参考)国土交通省HP「国土情報ウェブマッピングシステム」 http://nrb-www.mlit.go.jo/webmapc/mapmain.html 地域振興立法8法の適用 対定農山村 ④ 振興山村 過疎 単島 離島 沖縄 電美群島 小笠原諸島 ※交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積 ④ 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金の算定の対象とする民域(対象農用地の域外農用地が含まれる場合は、対象農用地面積を記載します。(令和元年度より資源向上支払交付金も対象) 交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積 農地維持支払 100 a 資源向上支払 (共同) 100 a 資源向上支払 農馬命化) 100 a 資源向上支払 農用地区域外養産区域と近端は大きに関する機能の発揮を図るための取組を、農振農用地区域内農用地と一体的に取り組む必要があると認められ	業構

る農用地

#### 3. 活動の計画

#### (1)農地維持支払

農地維持支払のうち地域資源の基礎的保全活動は、「点検・計画策定」と「研修」、「実践活動」で構成されます。

これらの活動については、活動に該当する全ての項目を実施します。ただし、対象 となる施設が存在しない活動項目は除きます。

$\overline{}$	ソイチレクニして	
2	活動の計画	
. ) .		

(1) 農地維持支払

毎年度全ての活動項目を実施します。(研修、異常気象時の対応を除きます)

★実施する月に○を記入してください。

· - /															
活動〕	百日		取組					毎年	厚の	実施	時期				
703/	πц		عدالم	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・	•	1 点検													
計画領	定	2 年度活動計画の策定													
研化	修	3	事務・組織運営等に関する研修	(年	号) (	年度	に受認	<b></b>	〔活	動期間	引内に	1回	以上受	<b>憂講)</b>	
	農	4	4 遊休農地発生防止のための保全管理				0								
	用	5	畦畔・法面・防風林の草刈り			0	0								
	地	6	鳥獣害防護柵等の保守管理	点検	結果に	応じ	て実施	<b>他時期</b>	を決	定					
		7	水路の草刈り			0	0								
	水路	8	水路の泥上げ	0											
実		9	水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定											
践活		10	農道の草刈り			0	0								
動	農道	11	農道側溝の泥上げ	点検	結果に	応じ	て実施	<b></b> 色時期	を決	定					
		12	路面の維持	点検	結果に	応じ	て実施	<b></b> 色時期	を決	定					
	た	13	ため池の草刈り												
	め		ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定											
	池	池 15 ため池附帯施設の保守管理		点検結果に応じて実施時期を決定											
	共通	16	異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後											
地域資	- 資源σ	)適t	刃な保全管理のための推進活動							0			0		
	_														

(P.35を参照)5年間で実施する予定の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の項目を複数選択する場合などは、実施時期に「〇」を記入してください。

農地維持支払交付金の交付を受けず に資源向上活動に取り組む場合は、 「点検」、「年度活動計画の策定」、「実 践活動」、「研修」のうち活動の対象と なる施設の項目について記入してくだ さい。

#### 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

担い手農家への農地集積の加速化や過疎化・高齢化等の農村地域の構造変化に対応し、農用地、水路等の地域資源を適切に保全管理するための目標を定めます。 (構造変化に対応した保全管理目標)

目標に基づき、地域ぐるみで取り組む保全管理の内容及びそれを推進していくための活動を定めます。(地域資源の適切な保全管理のための推進活動)

それらの取組の適切な実施や確実な効果発現を図るため、活動の達成状況等を市町村により点検・評価するとともに、活動の実施を通じて、活動期間中に「地域資源保全管理構想\*」をとりまとめる必要があります。

#### ※地域資源保全管理構想とは。

「地域資源保全管理構想」とは、それぞれの地域で守ってきた農用地や水路、農道等の地域資源を将来にわたってどのように引き継いで行けば良いのかを地域で話し合い、今後の課題や取り組むべき活動・方策について、活動期間中に構想としてとりまとめるものです。

- ~地域資源保全管理構想の項目について~
  - (1) 地域で保全管理していく農用地及び施設
  - (2) 地域の共同活動で行う保全管理活動
  - (3) 地域の共同活動の実施体制
  - (4) 地域農業の担い手の育成・確保
  - (5) 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策

※地域資源保全管理構想の策定については「地域資源保全管理構想策定マニュアル」を参照してください。



#### ・各取組の内容は、1項目以上を選択します。

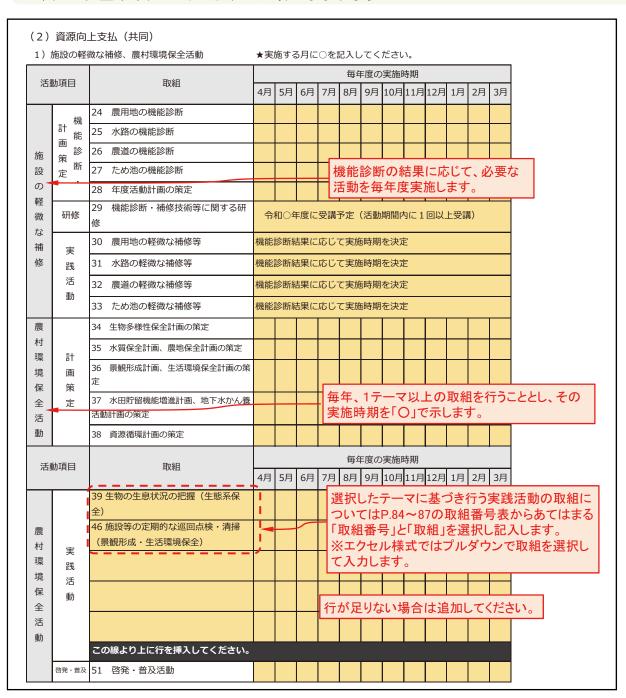
	地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)~4)を記入してください。									
	1)	保全管理の目標を①~⑥から選んでください。(複数選択可)								
	0	①中心経営体との役割分担による保全管理		④集落間連携や広域的活動による保全管理						
П		②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理		⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理						
		③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理		⑥その他						
ĮĻ	2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①~⑤から1項目以上選んでください。									
$\vee$	0	①農地の利用集積に伴う管理作業		④共同利用施設の保全管理						
		②高齢農家の農用地に係る管理作業		⑤その他						
	③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業									
	3)2)で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①~⑦から1項目以上選んでください。									
٦Ļ	0	①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築							
<b>\</b>		②入り作等の近隣の担い手との協力		⑥集落間の連携や広域的な活動						
		③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり		⑦その他						
		④新たな保全管理の担い手の確保 番号はP	.84^	~87の取組番号表に示す一連の番号になっています。						
	4)	2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17~	<sub>23t</sub>	から1項目以上選んでください。						
ĮĻ	0	17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催		21. 地域住民等に対する意向調査、地域 住民等との集落内調査						
$\vee$		18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査		22. 有識者等による研修会、検討会の開催						
		19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等		23. その他						
		20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・								
				保全活動のための推進活動について、様式中の各項						
	目についてあてはまるものを選択して「〇」を記入します(複数選択可)									

#### (2)資源向上支払

#### ①地域資源の質的向上を図る共同活動

地域資源の質的向上を図る共同活動は、「①施設の軽微な補修」、「②農村環境保全活動」、「③多面的機能の増進を図る活動」の3つで構成されます。

- 「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての 項目を実施する必要があります。(点検や機能診断の結果、実施する必要性がない 実践活動については、この限りでありません。)
- 「②農村環境保全活動」の活動は、都道府県が策定する要綱基本方針に定められた テーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施し ます(P.86の取組番号表に5つのテーマが活動項目の内訳として示されていま す)。
- 「③多面的機能の増進を図る活動」への取組は任意とし、取り組まない場合の交付 単価は、基本単価に5/6を乗じた額になります。



2)多面的	内機能の増進を図る活動	(任意の取組)	★実施	色する月に			上支				動」に取 は基本単			
活動項目	取組	4月	5月	6月 7月		9月 10月 11		1月	2月 3月	備考				
多面的機	56 農村環境保全活動の 1 53 農地周りの環境改善		4		選	択し記入	しまっ	す。			はまる「取			
動を能のの		※増		図る活動	かを実		合は、	取組	内容を	選択し	 た上で、「ル 域」または			
さい。	図る活動を実施する場合は、 農業地域類型区分の「中間 せん。	取組内容 核 域 振	興立	法8法均	也域に	おいては	毎年	度必須	頁ではあ	りませ	きん。	( - Мы		. 26
	環境保全活動の幅広い展開				10日本		-							
農村環境	意保全活動のテーマ 景観形	農村環境保全活動を ジ成・生活環境保全	1	で追加度な保全活	動の取	「高度な保全を 組内容	古動の影	美施]			環境保全			
境保	「生態系保全」「水質保全」「 R全」、「水田庁留機能増進・ 景源循環」から <mark>選択</mark>										、様式の記入します。		って必要	<b>手な</b>
59. 都道	節県、市町村が特に認める※エクセル様				舌動内?	容を記載して	くださ	<i>ا</i> ل.						
(2) to	を選択して入った。 を選択して入った。 記の長寿命化の	カします。		СРУД	┝									
施設の長寿命化のための活動は、機能診断結果に基づき、地域で施設の状況等を勘案した上で、必要な活動に計画的に取り組みます。  工事1件当たり200万円以上注)となることが明らかな場合、(道様式第2号)  [国様式第1-4号]「長寿命化整備計画書」を作成します。 注)200万円以上には、対象組織が負担する活動経費の3分の1以上を含まない。														
_	(以下、「200万円 農地維持支払又は				の交	付金を流	用し	て行	う施設	3の長	寿命化の	つための	活動	
農	ついて 活動計画書に定め 地維持支払又は資 ることができます	源向上支払	(共同	<b>司)の</b> 3	交付:	金を流用	して	_						
	動計画書に施設の 開の支出の有無に							活動	記録に	-記載	はする.			
	原向上支払(長寿命化)		<b>4,5 6</b>	-		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		76 243	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 60 17	,,,			
備計画書」 えます。	当たり200万円以上となる を作成し、添付してくだ 量の延長は小数点以下第2	さい。なお、1つ	の取組	を分けて		する場 P.28	の I	の2	「実施	区域	内の農用 下2桁まで			)内
+	活動	I			$\perp$	延べ数量 単位はkmか					ア 定年度に			
施設区分	取組 (1 水路の港級	水路○○一○老杯	容 	うの補修を	色	節所を選択)		2年目 3	年目 4年 こ	の計	画に基づ	き活動で ノ	を実施し	ます
水路 ——— 水路	61 水路の補修 62 水路の更新等	う。				0.85 km 0.15 km	0	0	行が	足りな	い場合は	は追加して	てください	١,
農道	63 農道の補修	農道○○−○路局	及び法	面の補修		2.50 km	0				ことは、活			
	この線より上に行を挿入	してください。									を全て又は するもの			
☆直営施工	全て直営施工の実施方針について 全て直営施工 一部直営施工 直営施工は実施しない P.84~87の取組番号表からあてはまる「取組番号」													
	トに農業の多面的機能の維 ください。(別紙でも可。									助計画書	<b>∍</b>  -	組」を選	択し記入	

(道様式第2号)[国様式第1-4号]

#### 長寿命化整備計画書

工事1件あたり200万円以上の工事がある 場合、該当する工事については「長寿命化 整備計画」の作成が必要です。

#### <留意事項>

活動計画書の資源向上支払(長寿命化)において、工事1件あたり200万円以上となることが明らかな取組について、下記に記載してください。

なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考え、1件ずつ記載してください。

また、概算事業費の根拠となる資料(積算根拠や見積書)を整理してください。

(1) 施設の機能診断結果及び長寿命化対策の計画等

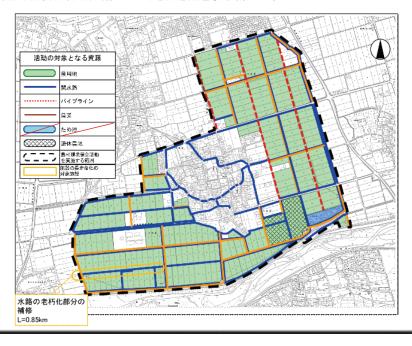
延長はkm単位で小数点以下2桁まで 記入します。

番号	施設名	設置年度	改修 年度	施設の概要	機能診断結果 (劣化状況等)	長寿命化対策の内容		数量	実施年度	工事1件あたり の概算事業費	備考
1	○○一○水路	昭和23		水路 幅○○mm	水路側壁の破損やひび割れによ	水路側壁の崩壊部分のコンク リート打足しで補修を行う。ひ び割れについてはシーリング材 で充填。		0.85 km	令和1年	260 万円	
2						1つの取組 それぞれを				<u>る場合は、</u> 1件ずつ記	

- ※ 改修年度欄には、施設の改修又は災害復旧等によって更新が行われた最近の年度を記入してください。
- ※ 延長は小数点以下第2位まで、概算事業費は10万円単位で記入してください。

#### (2) 施設の位置図

対象施設の位置図を添付し、長寿命化対策を行う施設について、活動内容、数量等を記載すること。



#### 4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先2枚は提出不要です。 対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

#### (1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付单	単価	年当たり交付金額
田	a	700	円/10a	円
畑	а	300	円/10a	円
草地	а	40	円/10a	円
合計	а			円

小規模集落数	集落名
集落	

・これは加算措置の「農地維持支払の小規模集落支援」に取り組む場合の記入例です。取り組む加算措置に応じて様式を記入して活動計画書に添付してください。 ・加算措置に取り組まない場合は様式の提出は不要です。

★小規模集落支援の適用条件

〇小規模集落の総農家戸数が10戸以下である

〇小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上 対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

加算措置の適用条件を確認して様式に必要事項を記 入してください。

#### 加算措置

#### 加算措置を受ける場合は、活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付して下さい。

#### (1)農地維持支払の小規模集落支援(令和元年度拡充)

既存活動組織が小規模集落を取り込み、集落間で連携して保全管理を行う場合、農地維持支払交付金に、新たに取り込んだ農用地面積に応じた加算を行います。

なお、1小規模集落当たりの加算上限額は20万円、活動組織当たりの合計加算上限額は40万円となります。

# (2)資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援(令和元年度 拡充)

組織が多面的機能の増進を図る活動の取組を増加させる場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。新たに本活動に取り組む場合は、2つ以上の取組が必要です。

【加算対象となる例】 直近の活動計画 取組数0	新たな活動計画 取組数2以上	【加算対象とならない例】 直近の活動計画 取組数0	新たな活動計画 取組数1
直近の活動計画 取組数1	新たな活動計画 取組数2以上 等	直近の活動計画 取組数2	新たな活動計画 取組数2以下 等

(2) 資源向上支払(共同)の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

→ 取組を継続中の組織のみ記入

本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
0	
0	. 0
	本事業計画の取組

新たな活動計画において、実施 する増進活動の取組に〇を記 入してください。

地目	対象農用地面積	交付單	単価	年当たり交付金額
田	276,108a	320	円/10a	8,835,456円
畑	37,962a	80	円/10a	303,696円
草地	а	20	円/10a	円
合計	314,070a			9,139,152円

- ★ 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援 の適用条件
- ○取組を継続する活動組織又は広域活動組織 本事業計画の取組項目数
  - >前年度又は変更前の取組項目数
- ○新規の活動組織又は広域活動組織 本事業計画の取組項目数 2つ以上

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置 の交付単価も同様に減額する。

交付単価は、5年経過で75%を乗じた額となります。

# 加算措置

- (3)資源向上支払(共同)の農村協働力の深化に向けた活動への支援(令和元年度拡充)組織が下記の要件を満たした場合、資源向上支払交付金において単価の加算を行います。
  - ①多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること
  - ②農業者以外の参画割合が4割以上であること
  - ③構成員の総人数の8割以上が参加する実践活動を実施すること

(3)資源向上3	支払(共同) <i>の</i>	D農村協働力の	深化に向け	た活動への	 の支援				
適用条件の確認									
① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける									
② 農業者以外の割合									
<ul><li>組織の積</li></ul>	<b>献員</b>								
	農業者	個人	25人	+団体	団体 =	25人・団体			
	農業者以外	個人	31人	+団体	3団体 =	34人・団体	$\cdots \textcircled{1}$		
	合計	個人	56人	+団体	3団体 =	59人・団体	2		
・農業者以	以外の割合	58%		1/2	構成員	<u> の総人数がわか。</u> D提出が必要です。			
③ 共同活動に	こ参加する構成員	員の総人数の8割	が参加する実	関活動の実	€施 <del>《 交 す 0.</del>	が定山が必安です。	_		
個人	56人	+ 団体の構	ー ー ー	. 共同活動!	ー - に参加する人数	10人			
= 共同活動に参加する構成員の総人数 66人 のうち、8割にあたる 53人 以上が									
参加する	る実践活動を毎年	度行う。							
			v	+> = = = = = /	(++->				

また、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿(様式自由)を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付草	単価	年当たり交付金額
田	276,108a	320	円/10a	8,835,456円
畑	37,962a	80	円/10a	303,696円
草地	а	20	円/10a	円
合計	314,070a			9,139,152円

※資源向上支払(共同)の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置 の交付単価も同様に減額する。 ★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の 適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

〇共同活動に参加する構成員の総人数(※)の 8割以上が参加する実践活動を行うこと ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動 に参加する人数の合計

交付単価は、5年経過で75%を乗じた額になります。

組織の広域化・体制強化に係る支援を受ける場合は、 活動計画書に「4. 加算措置」の様式を添付してください

# (4)組織の広域化・体制強化に係る支援(令和元年度拡充)

活動組織が広域化・体制強化を行う場合、広域化組織の面積規模別に交付額を分けると ともに、活動計画期間にわたる継続的な支援を行います。

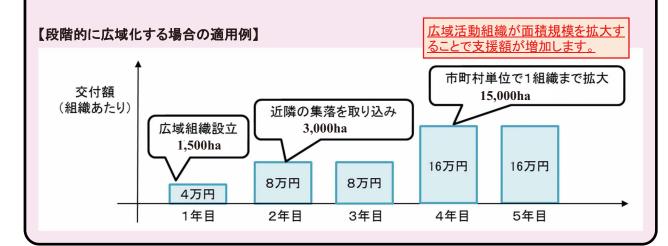
なお、特定非営利法人化(NPO法人化)に取り組む場合は、3,000ha以上と同じ交付額になります。

面積は全て農地維持支払の認定農用地面積 を対象とします。 広域活動組織が面積規模を 拡大した場合は該当する区 分に変更して活動計画書の 再申請を行って下さい。

# (4)組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	該当するものに〇	交付額	
3集落以上 又は1,500ha以上 3,000ha未満		40,000円/年・組織	哉
3,000ha以上15,000ha未満 又は特定非営利活動法人		80,000 円/年・組織	戠
15,000ha以上		160,000 円/年・組約	哉

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。



#### (4)地域活動指針

北海道が定めた「要綱基本方針」に示されている、活動項目に対する取組内容及び活動要 件です。

### 1. 農地維持活動の活動項目と活動要件

農地維持活動は、事業計画に位置づけた施設に該当する全ての活動項目を実施します。 対象となる施設が存在しない活動項目は除外します。

各活動項目における活動要件は、以下のとおりです。各活動項目の取組内容について は、要綱基本方針及び道協議会からの通知文を確認してください。

#### 農地維持活動の活動項目と活動要件

	活動項	活動要件	
	上松 引声效应	点検	毎年度実施
	点検·計画策定	年度活動計画の策定	毎年度実施
地域資源の	実践活動	農用地 4、5	・4・5・7・10・13は、毎年度実施
基礎的な保		水路 7	・上記以外は、点検に基づいて各活動 項目に含まれる必要な取組を実施。
全活動		農道 10	ただし、5の取組のうち、田における農
		ため池 13	用地の畦畔・農用地法面の草刈は毎 年度実施 ( <b>※詳細は下欄参照</b> )
	研修	事務・組織運営の研修	活動期間内に1回以上受講
地域資源の適均	切な保全管理のための	推進活動	毎年度実施

## 北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (農地維持活動)

第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 活動要件を確認のうえ、取り組んでください。 地域資源の基礎的な保全活動

	70·30 E	が少を能力な水土旧動		
活動工	頁目	取 組	平成30年度までの取組名	→ 活動要件
点検・	点検	1 点検	・農用地	活動計画書に位置
計画策			□遊休農用地の発生状況の把握	付けた農用地及び
定			・水路(開水路、パイプライン)	水路等の施設につ
			□施設の点検	いて、遊休農地の
			・農道	発生状況等の把
			□施設の点検	握、泥の堆積状況
			・ため池(管理道路含む)	等の点検を毎年度
			□施設の点検	実施する。
	計画策	2 年度活動計画の策定	□年度活動計画の策定	点検結果を踏まえ
	定			て、実践活動に関
				する年度計画を毎
				年度策定する。
研修		3事務・組織運営等に関	□事務・組織運営等に関する研修	事務・組織運営等
		する研修	┃	に関する研修につ
			けた全ての施設の	いて、5年間に1
			取組を実施します。	回以上実施する。

### ■組織の設立

活重	加項目	取 組	平成30年度までの取組名	活動要件
実践活	農用地	4 遊休農地発生防止の	□遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付
動		ための保全管理		けた農用地及び水路
		5 畦畔・農用地法面・	□畦畔・農用地法面等の草刈り	等の施設について、
		防風林等の <mark>草刈り</mark>	※水田は必須、畑・草地は点検の結果	遊休農地発生防止の
			による。	ための保全管理、畦
			□防風林の枝払い・下草の草刈り	畔・法面・防風林の
		6 鳥獣害防護柵等の保	□ <u>鳥獣害防護柵の適正管理</u>	草刈り等を毎年度実
		<u>守管理</u>	□防風ネットの適正管理	施する。
	水路	7 水路の草刈り	□水路の草刈り	ただし、下線部の活
			□ポンプ場、調製施設等の草刈り	動については、点検
		8 水路の泥上げ	□水路の泥上げ	結果に基づき、必要
			□ポンプ給水槽の泥上げ	となる取組を実施す
		9 水路附帯施設の保守	□かんがい期前の注油	る。
		<u>管理</u>	□ <u>ゲート類等の保守管理</u>	
			□ <u>遮光施設の適正管理</u>	
			□計画に基づいた配水操作	
	農道	10 農道の草刈り	□路肩・法面の草刈り	
		11 農道側溝の泥上げ	□側溝の泥上げ	
		12 路面の維持	□ <u>路面の維持</u>	
	ため池	13 ため池の草刈り	□ため池の草刈り	
		<u>14 ため池の泥上げ</u>	□ため池の土砂上げ	
		15 ため池附帯施設の保	□かんがい期前の施設の清掃・除塵	
		守管理	□管理道路の管理	
			□遮光施設の適正管理	
			□ゲート類の保守管理	
			□計画に基づいた配水操作	
	共通	16 異常気象時の対応	□異常気象後の見回り	
			□異常気象後の応急措置	

<sup>・</sup>赤字の取組みは必須です。 ・赤字以外の取組みは、点検の結 果に応じて実施してください。

#### 2 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

活動項目	取 組	平成30年度までの取組名	活動要件
地域資源の適切な	17 農業者の検討会の開	□農業者(入り作農家、土地持ち非農家	該当する取組を選択
保全管理のための	催	を含む)による検討会の開催	し、毎年度実施する。
推進活動	18 農業者に対する意向 調査、現地調査	□農業者に対する意向調査、農業者によ る現地調査	
	19 不在村地主との連絡 体制の整備等	□不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査	
	20 集落外の住民や地 域住民との意見交 換等	□地域住民等(集落外の住民・組織 等も含む)との意見交換・ワーク ショップ・交流会の開催	
	21 地域住民等に対する意向調査等	□地域住民等に対する意向調査、地 域住民等との集落内調査	
	<ul><li>22 有識者等による研修会、検討会の開催</li><li>23 その他</li></ul>	□有識者等による研修会、有識者を交え た検討会の開催 □その他(地域の実情に応じて対象組織 が具体的に設定)	

#### ・取組を一つ以上選択し 毎年度実施します。

#### 2. 資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動)の活動項目と活動要件

#### ①「施設の軽微な補修」の活動項目と活動要件

「①施設の軽微な補修」の活動は、事業計画に位置づけた施設に該当するすべての項目を実施する必要があります。 (機能診断の結果、実施する必要性がない実践活動については、この限りでありません。)

各活動項目における活動要件は、以下のとおりです。各活動項目の取組内容については、要綱基本方針及び道協議会からの通知文を確認してください。

#### 施設の軽微な補修の活動項目と活動要件

	活動項目	活動要件
機能診断・計画策定 機能診断・年度活動計画の策定		毎年度実施
	農用地	機能診断結果に基づいて各活動項
中形江利	水路	
実践活動	農道	目に含まれる必要な取組を毎年度実 施。
	ため池	
研修	機能診断・補修技術等の研修	活動期間内に1回以上受講

# ~~~~~~~~要綱基本方針から抜粋~~~~~~~~ 北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動(地域資源の質的向上を図る共同活動))

- 第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件
  - 1 施設の軽微な補修

活動』	<b>頁目</b>	取 組	平成30年度までの取組名	活動要件
機能診 断・計画	機能診断	24 農用地の機能診断	<ul><li>□施設の機能診断</li><li>□診断結果の記録管理</li></ul>	活動計画書に位置付けた農用地及び
策定	7.	25 水路の機能診断	□施設の機能診断 □診断結果の記録管理	水路等の施設について、施設の機能
		26 農道の機能診断	□施設の機能診断 □診断結果の記録管理	診断、診断結果の 記録管理を毎年原
		27 ため池の機能診断	□施設の機能診断 □診断結果の記録管理	実施する。
	計画策定	28 年度活動計画の策定	□年度活動計画の策定	機能診断結果を踏まえて、実践活動
				に関する年度計画 を毎年度策定す る。
研修		29 機能診断・補修技術等 に関する研修	□対象組織による自主的な機能診断 及び簡易な補修に関する研修	機能診断・補修技術等に関する研修
助計画書に 設に該当す を実施します	る全ての		□老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修 □農業用水の保全、農地の保全や地域環境の保全に資する新たな施設の設置等に関する研修	について、5年間に1回以上実施する。
実践活動	農用地	30 農用地の軽微な補修等 (畦畔・農用地法面等)	□畦畔の再構築 □農用地法面の初期補修 □融雪剤の散布 □融雪排水促進のための溝切	活動計画書に位置付けた農用地及で水路等の施設について、農用地の軸

・機能診断の結果に応じて、 必要な取り組みを毎年度 実施します。

活動工	 項目	取組	平成30年度までの取組名	活動要件
実践活動	水路	31 水路の軽微な補修等	□水路側壁のはらみ修正	活動計画書に位置
		(水路)	□目地詰め	付けた農用地及び
			□表面劣化に対するコーティング等	水路等の施設につ
			□不同沈下に対する早期対応	いて、農用地の軽
			□側壁の裏込め材の充填、水路畦畔の	微な補修等、必要
			補修	な取組を毎年度実
			□水路に付着した藻等の除去	施する。
			□水路法面の初期補修	
			□破損施設の補修	
			□きめ細やかな雑草対策	
			□パイプライン破損施設の補修	
			□パイプ内の清掃	
			□積雪被害防止	
		(付帯施設)	□給水栓ボックス基礎部の補強	
			□破損施設の補修	
			□給水栓に対する凍結防止対策	
			□空気弁等への腐食防止剤の塗布等	
			□遮光施設の補修等	
	農道	32 農道の軽微な補修等	□路肩・法面の初期補修	
		(農道)	□軌道等の運搬施設の維持補修	
			□破損施設の補修	
			□きめ細やかな雑草対策	
		(///	□除排雪	
		(付帯施設)	□側溝の目地詰め	
			□側溝の不同沈下への早期対応	
			□側溝の裏込め材の充填	
	+ 4 VIII	22 たみかの報告は依然	□破損施設の補修	
	ため池	33 ため池の軽微な補修等	□遮水シートの補修	
		(堤体)	□コンクリート構造物の目地詰め □コンクリート構造物の表面劣化への対	
			応	
			- 心 □堤体浸食の早期補修	
			□延冲及長の十朔冊厚□破損施設の補修	
			□きめ細やかな雑草対策	
		(付帯施設)	□破損施設の補修	
		(11 II) (11 ABHA)	□遮光施設の補修等	
			TANGER A HILLS A	
	<del>-    </del>			l

機能診断の結果に応じて、 必要な取り組みを毎年度 実施します。 「②農村環境保全活動」の活動は、北海道が策定する地域活動指針に定められたテーマについて1つ以上を選択し、テーマに該当する活動を毎年度1つ以上実施します。 各活動項目における活動要件は、以下のとおりです。各活動項目の取組内容については、要綱基本方針及び道協議会からの通知文を確認してください。

#### 農村環境保全活動の活動項目と活動要件

	活動項目		活動要件	
		テーマ	伯期安件	
		生態系保全		
		水質保全		
	計画策定	景観形成•生活環境保全		
		水田貯留機能増進・地下水かん養	テーマを1つ以上定めた上で、そ	
農村環境		資源循環	のテーマに該当する計画策定、	
保全活動	実践活動	生態系保全	啓発・普及及び実践活動のそれ ぞれの取組を毎年度1つ以上実	
		水質保全	施	
		景観形成•生活環境保全		
		水田貯留機能増進・地下水かん養		
		資源循環		

# テーマ選定時の留意事項

農村環境保全活動のテーマの選定に当たっては、どのような活動を通じて農村環境を保全していくのか、地域の現状(自然的条件や社会的条件等)を整理し、地域の持つ特徴や課題等を整理した上で検討します。

市町村が策定する「田園環境整備マスタープラン」や各自治体の計画の内容等を参考に実施する活動を選定します。

#### 農村環境保全活動のテーマと地域の特徴

テーマ	活動内容	活動の対象となる地域の例
生態系保全	農村地域及び周辺の動植 物を守り、多様な生物相に する活動	・希少な生き物が生育・生息する地域 ・生物多様性に配慮した水路等を設置した地域 ・外来生物の進入が著しく、駆除が急がれる地域
水質保全	農地からの土壌流出を防止 する活動	<ul><li>・降雨等により、土壌が流出して、農地の土壌が減少する恐れがある地域</li><li>・下流に濁水による水質への悪影響が生じる池沼等がある地域</li></ul>
	農村地域及び周辺の水質 を保全する活動	<ul><li>・下流に水質を保全するあるいは向上しなければいけない池沼等がある地域</li><li>・利水上、水質を保全するあるいは向上しなければいけない地域</li></ul>
景観形成•生 活環境保全	農村地域及び周辺の景観、 生活環境を向上する活動	・美しい農村景観が形成されている地域 ・農用地・農業用水等で地域の生活環境が保全・向上できる地域

テーマ	活動内容	活動の対象となる地域の例
水田貯留機 能増進・地下 水かん養	水田に貯水することにより、 洪水を抑制する機能を増進 する活動	・下流に大雨による被害が多い箇所がある地域
	地下水のかん養を行う活動	・下流又は周辺に地下水利用が多い箇所がある地域
資源循環	地域の資源の循環を図る活 動	・地域の資源循環、エネルギー資源等を循環により有効利用できる地域

# ~~~~~~~要綱基本方針から抜粋~~~~~~~~

# 2 農村環境保全活動

活動	項目	取組	平成30年度までの取組名	活動要件
	テーマ			
計画策定	生態系	34 生物多様性保全計画	□生物多様性保全計画の策定	選択したテーマに
	保全	の策定		ついて、基本方
	水質保	35 水質保全計画、農地	□水質保全計画の策定	針、保全方法、活
	全	保全計画の策定	□農地保全に係る計画の策定	動内容等を示した
	景観形	36 景観形成計画、生活	□景観形成・生活環境保全計画の	計画を毎年度策定
	成・生	環境保全計画の策定	策定	する。
	活環境			
	保全			
	水田貯	37 水田貯留機能増進計	□水田貯留機能増進に係る地域計	
	留機能	画、地下水かん養活	画の策定	
	増進・	動計画の策定	□地下水かん養に係る地域計画の策定	
	地下水			
	かん養			
	資源循	38 資源循環計画の策定	□資源循環に係る地域計画の策定	
	環			
実践活動	生態系保	39 生物の生息状況の把	□生物の生息状況の把握	選択したテーマに
	全	握		基づき、生態系保
		40 外来種の駆除	□外来種の駆除	全を図るため、生
		41 その他(生態系保	□生物多様性保全に配慮した施設の適	物の生息状況の把
		全)	正管理	握等の取組を毎年
			□水田を活用した生息環境の提供	度1つ以上実施す
			□生物の生活史を考慮した適正管理	る。
			□放流・植栽を通じた在来生物の育成	
			□希少種の監視	

取組内容を確認のうえ、 テーマを1つ以上定めます。

活動項		取組	平成30年度までの取組名	活動要件
実践活動	テーマ 水質保	42 水質モニタリングの実	□水質モニタリングの実施・記録管理	選択したテーマに
	全	施・記録管理	口州北坡沙江西井地世族の英工英田	基づき、水質保全
	$\rightarrow$	43 畑からの土砂流出対策	<ul><li>□排水路沿いの林地帯等の適正管理</li><li>□沈砂池の適正管理</li></ul>	を図るため、水質モニタリングの実
			□土壌流出防止のためのグリーンベル	施・記録管理等の
			ト等の適正管理	取組を毎年度1~
		44 その他(水質保全)	□水質保全を考慮した施設の適正管理	以上実施する。
			□水田からの排水(濁水)管理	
選択したテー			□循環かんがいの実施	
基づき、毎 <sup>年</sup> つ以上実施			□非かんがい期における通水	
す。			□管理作業の省力化による水資源の保	
			全	
	景観形	45 植栽等の景観形成活動	□景観形成ための施設への植栽等	選択したテーマに
	成・生		□農用地等を活用した景観形成活動	基づき、景観形
	活環境保全	46 施設等の定期的な巡回 点検・清掃	□施設等の定期的な巡回点検・清掃	成・生活環境保全を図るため、植栽
		47 その他(景観形成・生	□農業用水の地域用水としての利用・	等の景観形成活動
		活環境保全)	管理	等の取組を毎年度
			□伝統的施設や農法の保全・実施	1つ以上実施す
			□農用地からの風塵の防止活動	る。
	水田貯	48 水田の貯留機能向上活	□水田の貯留機能向上活動	選択したテーマに
	留機能	動		基づき、水田貯留
	増進・			機能増進・地下水
		49 水田の地下水かん養機	□水田の地下水かん養機能向上活動	かん養を図るた
	かん養	能向上活動・水源かん養林	□水源かん養林の保全	め、水田の貯留機
		の保全		能向上活動等の取
				組を毎年度1つ以上字本する
	資源循	50 地域資源の活用・資源循	□地域資源の活用・資源循環活動	上実施する。 選択したテーマに
	環	環活動	【有機性物質のたい肥化】	基づき、資源循環
		>N 1 H 294	【間伐材等を利用した防護柵等の適	を図るため、地域
			正管理】	資源の活用・資源
			【農業用水の反復利用】	循環活動を毎年度
			【小水力発電施設の適正管理】	実施する。
			【肥培かんがい施設の適正管理】	
啓発・普及		51 啓発・普及活動 次頁へ		

活動	項目	取組	平成30年度までの取組名	活動要件
	テーマ			
啓発普及		51 啓発・普及活動	【広報活動(パンフレット等の作成・頒	選択したテーマに
			布・看板設置等)、啓発活動(有識者	基づき、地域住民
			の指導、勉強会等)】	等の理解を深める
			□広報活動	ための啓発・普及
	$\longrightarrow$		□啓発活動	活動を毎年度実施
			【地域住民との交流活動、学校教育、行	する。
			政機関等との連携】	
			□地域住民との交流活動	
			□学校教育等との連携	
・選択した・			□行政機関等との連携	
に基づき 度1つ以			【地域内の規制等の取り決め】	
します。			□地域内の規制等の取り決め	

# ③「多面的機能の増進を図る活動」の活動項目と活動要件

「③多面的機能の増進を図る活動」の活動は、任意により取組が可能です。

#### ~~~~~~~要綱基本方針から抜粋~~~~~~~~

活動項目	取組	平成30年度までの取組名	活動要件
多面的機能の増進	52 遊休農地の有効活用	□遊休農地の有効活用	任意の取組とし、実施する場合は、取組
を図る活動	53 農地周りの環境改善	□農地周りの共同活動の強化	内容を選択した上 で、毎年度実施する
	活動の強化		ととかに、広報活動 を毎年度実施する。
	54 地域住民による直営 施工	□地域住民による直営施工	
	55 防災・減災力の強 化	□防災・減災力の強化	

多面的機能の増進を図る活動に取り組まない場合は、資源向上支払の単価は5/6になります。

# 取組項目 No 取組要件、対象農用地 (対象年度) 取組の内容等 農地周りの環境改善活動の強化 53 毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6/6の対象(毎年度)とする 農地利用や地域環境の改善のために行う次の活動等を実施すること。 鳥獣被害防止対策施設の新設。 農地周りの藪等の伐採。 農地周りの笹刈り、笹根の侵入防止策を講じる活動。 ・鳥獣害防止のための有害駆除について、ワナ等による捕獲を行うこと(と殺含む) 地域住民による直営施工 54 関係する活動を実施した年度に限り、全ての交付対象農用地を6/6の対象(毎年度)と 実施延長等の制限はないが、資源向上支払交付金(長寿命化)を受けて行う活動は対象 外。 ・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習 得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。 習得した技術を用いて直営施工が行われない場合は、遡及して1/6相当額を返還す る。 防災・減災力の強化 55 毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6/6の対象(毎年度)とする ・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一 体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。 ・田んぼダムの取組として、水田やため池に雨水を貯留するための資材等の設置や時畔・ 法面の整備を行うほか、雨水貯留を行う連絡体制を構築するなど防災・減災力の強化に 向けた取組を新たに追加して行うこと。 →活動期間内に全ての田の農用地の整備等を行うこととし、ため池は活動に位置付けた 全ての施設で実施するもの。 →連絡体制を確立するとともに、既に貯留機能を増進する目的で落口桝等の整備が行わ れている場合は、今までに行っていない活動を更に全ての農用地を網羅して行う場合 に対象となる。(新たに畦畔再築立を行う等) →施設の整備が了した場合や大雨等が無い年度であっても、毎年度、広報活動、啓発活 動、地域内の規制等の取り決めなどの普及・啓発活動に取り組む場合は対象。 •農用地等法面へのカバープランツの植栽、融雪排水促進のための溝切り(心土破砕含む) による「農地等の予防保全」の取組を対象とする。

取組項目

No

取組要件、対象農用地 (対象年度)

取組の内容等

#### 56 農村環境保全活動の幅広い展開

毎年度、農村環境保全活動を2テーマ以上実施する場合に、全ての交付対象農用地を 6/6の対象(毎年度)とする

・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村 環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと。

(地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、 1テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び「高度な保全活動」に定め る活動を実施する対象組織が対象)。

- ・農地・水保全管理支払交付金(H25 まで)に引き続き農村環境保全活動に2テーマ以上取組む活動組織にあっては、更に1テーマを追加して行う必要はない。
- ・追加に位置付けるテーマについても、計画策定、啓発・普及、実践活動をセットで行う ものである。

#### 57 医療・福祉との連携

毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6/6の対象(毎年度)とする

・地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた 交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。

#### 58 |農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6/6の対象(毎年度)とする

- ・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承 等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。
- ただし、神事・宗教に関わる活動は対象外。

#### 59 地域の特性や課題に応じて特に促進が必要と認められる活動

毎年度、実施する場合に、全ての交付対象農用地を6/6の対象(毎年度)とする 生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等 (土砂上げ等)の活動を行うこと

#### 60 広報活動

増進を図る活動を実施する場合は、取組内容を選択した上で、広報活動を毎年度実施してください。 ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または、「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては毎年度必須ではありません。

多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関 誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。

## 3. 資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)の対象活動

施設の長寿命化のための補修・更新等の活動の対象となる施設と活動項目は以下のとおりであり、地域で施設の状況等を検討した上で、必要な活動に取り組みます。

~~~~~~~要綱基本方針から抜粋~~~~~~~~

# 北海道 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動 に関する指針

| 活動項目 | 施設区分 | 取組                       | 平成30年度までの取組名       | 活動要件      |
|------|------|--------------------------|--------------------|-----------|
| 実践活動 | 水路   | 61 水路の補修                 | □水路の破損部分の補修        | 原則として工事1件 |
|      |      |                          | □水路の老朽化部分の補修       | 当たり2百万円未満 |
|      |      |                          | □水路側壁の嵩上げ          | とする。      |
|      |      |                          | □U字フリューム等既設水路の再布設  |           |
|      |      |                          | □集水桝、分水桝の補修        |           |
|      |      |                          | □ゲート、ポンプの補修        |           |
|      |      |                          | □安全施設の補修           |           |
|      |      | 62 水路の更新等                | □素掘り水路からコンクリート水路への |           |
|      |      |                          | 更新                 |           |
|      |      |                          | □水路の更新             |           |
|      |      |                          | □ゲート、ポンプの更新        |           |
|      |      |                          | □安全施設の設置           |           |
|      | 農道   | 63 農道の補修                 | □農道路肩、農道法面の補修      |           |
|      |      |                          | □舗装の打替え(一部)        |           |
|      |      |                          | □農道側溝の補修           |           |
|      |      | 64 農道の更新等                | □未舗装農道を舗装(砂利、コンク   |           |
|      |      |                          | リート、アスファルト)        |           |
|      |      |                          | □側溝蓋の設置            |           |
|      |      |                          | □土側溝をコンクリート側溝に更新   |           |
|      | ため池  | 65 ため池の補修                | □洗掘箇所の補修           |           |
|      |      |                          | □漏水個所の補修           |           |
|      |      |                          | □取水施設の補修           |           |
|      |      |                          | □洪水吐の補修            |           |
|      |      |                          | □安全施設の補修           |           |
|      |      | 66 ため池 (附帯施設)            | □ゲート、バルブの更新        |           |
|      |      | の更新等                     | □安全施設の設置           |           |
|      | 農地   | 100 給水栓(散水施設<br>を除く)の更新等 | □給水栓の更新            |           |

・上記活動項目に位置付けられていない活動は実施できませんので、注意してください。

# 7. 広域協定運営委員会の開催

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の実施に関する事項を広域協定運営委員会にて決定し、議決事項を構成員全員に周知する必要があります。

#### 【参加者の取りまとめ】

集落又は活動組織並びに各団体において、①広域協定書、②広域協定運営委員会規則、③活動計画書の案について検討し、協定に参加することについて合意形成した上で、参加者を取りまとめます。 (参加同意書は、16~18ページ)

### 【協定対象農用地及び施設の集計と協定対象区域図面の作成】

参加同意書に記載されている協定の対象となる農用地と施設を集計します。協定対象区域図面を作成します。

必要に応じて、活動計画書の案を見直します。

(協定対象農用地及び施設は、15ページ) (協定対象区域図面は、14ページ)

#### 【広域協定の締結】

広域活動組織における活動の対象となる区域や活動計画、構成員の役割分担などについて定めた協定を、構成員間において締結します。

#### 【広域協定運営委員会の設立】

広域協定の運営に関する意思決定機関として設置します。

広域協定運営委員会は、協定に参加する集落又は活動組織並びに地域の関係団体等を代表する委員から構成されます。

広域協定運営委員会の設置等には、広域協定運営委員会の委員となる予定の者で構成する設立委員会又は会員となる予定の者で構成する設立総会を招集し、議決を得る必要があります。

#### 【広域協定運営委員会の開催について】

広域協定運営委員会は、毎年度1回以上開催するほか、次に掲げる場合に開催します。

- ・委員数の3分の1以上の要求があったとき
- 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき
- その他会長が必要と認めたとき

いずれも委員の過半数の出席(委任状を含む)がなければ成立しません。

### 運営委員会開催から議決までのながれ

- 1) あらかじめ役員会等で話し合い、委員会の審議事項、開催日等について設定します。審議事項は、活動計画の作成又は変更、収支決算及び実施計画に関すること等広域活動組織の運営に関する重要な事項等となります。
- 2) 委員会の招集を行います。招集にあたっては、開催の7日前までに、書面にて会議の日時、 場所、目的、審議事項を構成員に配布します。
- 3)委員会は、委員の過半数をもって成立します。開会前に出席者数の確認を行います。なお、 出席は委任状をもって代えることができます。

議事は、出席した委員の過半数で決します。議決前に議案説明、質疑応答を行った上で採決を行って下さい。

特別議決事項においては、協定参加団体の除名及び協定の変更又は廃止に係る事項の議決にあたっては、出席者全員の一致を必要とし、以下に該当する事項については出席者の3分の2以上の多数による議決を必要とします。

- 1) 広域協定運営委員会規則の変更
- 2) 役員の解任
- 3)協定参加団体の除名
- 4)協定の変更又は廃止
- 4)活動事項を構成員全員の承知のもとで実施するため、委員会閉会後速やかに、委員会により 議決した事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを協定に参加する集落等の構成員 全員に配布又は周知します。

#### 委員会の開催、議決に当たっての留意点

- ・採決にあたっては、挙手や起立等の賛成者数を把握できる方法で行い、賛成者数、反対者数を 把握し、議決の可否を確認して下さい。また、議事録に議案ごとの賛成者数を記録して下さい。
- 委員会は、広域協定運営委員会規則に基づいて行われます。地域の事情に応じて委員会の議決 方法等を広域協定運営委員会規則の制定時に構成員等で話し合って適切に定めて下さい。
- ・委員会資料や議事録は、実施状況報告の根拠資料になるので、適切な記録・保管を行って下さい。

# Ⅲ 広域協定の締結

広域活動組織は、多面的機能支払交付金の取組が円滑に実施されるよう、 関係者間で広域協定を締結し、市町村長の認定を受けます。

広域活動組織は、地域共同で農用地、水路等の地域資源の保全管理活動に取り組む 集落又は活動組織及びその他関係者との間で広域協定を締結し、認定農用地が存する 市町村長の認定を受けます。

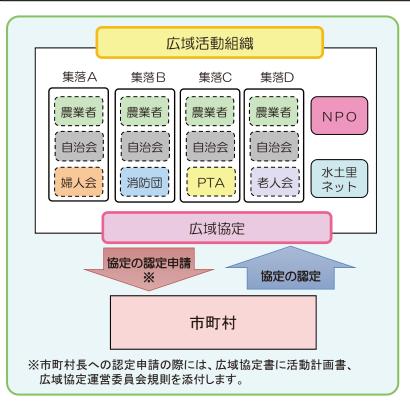
広域協定で定める事項は以下のとおりです。なお、広域活動組織が行う活動の内容に応じて規定内容が異なります。詳しくは、広域協定書記載例(10ページ)を参考に作成して下さい。

- ・協定の有効期間、協定の対象となる区域、農用地及び施設並びに活動計画に関すること
- 協定に参加する集落又は活動組織及び団体の役割に関すること
- ・ 運営委員会に関すること
- 工事の施工の条件に関すること

資源向上活動に取り組む場合には、市町村から発出される広域協定の認定書に、以下の事項について規定されている必要がありますのでご確認下さい。

- 施工後の工作物の帰属や管理責任
- 市町村が管理する施設の工事内容の報告等に関すること
- その他市町村が必要に応じて規定する事項(施設の譲渡手続き等)

#### 広域活動組織の構成イメージと市町村の認定手続き



これからの農地、水路、農道 などの保全管理について、 みんなで考えて体制を強化し ていこう!



# Ⅲ 事業計画の認定

広域活動組織の代表者は、多面的機能支払交付金の活動に取り組む場合は、事業計画(案)を作成し、市町村長に提出して、認定を受ける必要があります。

多面的機能支払交付金に係る活動を実施しようとする場合には、事業計画(案)に活動計画書、広域協定書及び広域協定運営委員会規則等の関係書類を添付し、市町村長に提出し、その審査を受けます。

事業計画が認定されると、市町村長から事業計画の認定通知(認定通知書)が送付されます。

事業計画(案)に添付する書類は以下のとおりです。

事業計画の様式は25ページへ

その他、市町村長の審査に当たり、設立総会の議事録等が必要となる場合があります。

提出資料は市町村にお問い合 わせください。

| 1/2/安となる場合かめりより。           |                                                                    | <b>リーカンセン/こさい。</b>             |
|----------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
|                            | 添付書類                                                               | 提出時期                           |
| 農地維持支払交付金                  | ・活動計画書<br>様式は27ページへ                                                |                                |
| 資源向上支払交付金(共同)              | ・広域協定運営委員会規則<br>様式は19ページへ<br>・広域協定書                                | 活動を開始しようとする年度の6<br>月30日まで。     |
| 資源向上支払交付金(長寿命化)            | 様式は10ページへ ・長寿命化整備計画書 (長寿命化で1工事当たり200万円<br>以上の工事がある場合)<br>様式は38ページへ | 7,10016 %                      |
| 資源向上支払交付金(組織の広域<br>化・体制強化) | 【広域活動組織の設立】<br>(別途、市町村との間で広域協<br>定を締結)<br>【組織のNPO法人化】<br>・登記事項証明書  | 登記事項証明書は事業計画申<br>請時又は計画変更時に添付。 |

また、既に活動を実施している広域活動組織が、認定された事業計画の内容を変更する場合は、以下を参考に手続きを行って下さい。

#### 認定された事業計画の変更手続きについて

認定された事業計画書、活動計画書、広域協定書及び運営委員会規則等に変更が生じた場合は、 以下の①又は②の手続きが必要となります。

#### ①認定された事業計画の変更の申請

- 保全管理する対象農用地面積の変更
- 保全管理する対象施設の変更
- ・対象組織の変更(合併・分割など)※
- 活動の追加、中止又は廃止
- ・活動期間の延長

#### ※組織をNPO法人化した場合も該当します

#### 【申請時期】

上記のいずれかの変更が生じたとき

#### 【申請書に添付する書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協 定書、広域協定運営委員会規則等

## ②認定された事業計画の変更の届出

- 左記以外の変更 (例)
  - ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合
  - 遊休農地を一部解消した場合
  - 活動計画書の取組項目における活動時期の変更等

#### 【届出時期】

変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年 度の交付申請時のいずれか早い期日

#### 【提出書類】

変更があった事業計画書、活動計画書、広域協 定書、広域協定運営委員会規則等

# 長寿命化整備計画書(38ページ)の認定、変更手続きについて)

#### ①長寿命化整備計画書の認定

資源向上支払交付金(長寿命化)で工事1件当たり200万円以上の工事となることが明らかな場合は、該当する取組(1件当たり200万円以上の工事)について「長寿命化整備計画書」を作成し、事業計画書に添付して市町村長に提出します。

長寿命化整備計画書は、都道府県が定める要綱基本方針に基づき市町村で審査が行われ、必要に応じ都道府県との協議を経た上で、その内容が適当と認められる場合に認定されます。

なお審査の結果、整備内容等の見直しを市町村から指示されることもあり得ますので、その場合は市町村の指示に従い、必要な長寿命化整備計画や活動計画書の見直しを行ってください。

### ②長寿命化整備計画書の変更

認定された長寿命化整備計画書の記載事項に以下の変更が生じた場合は、38ページの計画変更の有無にかかわらず、変更内容を記載した長寿命化整備計画書を市町村長に提出し、その審査・認定を受けます。

また以下に該当しない変更の場合は、市町村長への届け出を行います。

- ○工事1件当たり200万円以上の工事の追加
- ○工事1件当たり概算事業費の3割以上の増加

#### ③その他留意点

平成30年度までに交付され積み立てた交付金を使い、工事1件当たり200万円以上の工事を 行おうとする場合も、例外なく長寿命化整備計画書の作成が必要となりますので注意が必要です。 (根拠:令和元年度改正の実施要領附則第2)

※ 200万円以上には、対象組織が負担する活動経費の3分の1以上を含まない。 (以下、200万円以上の記載は同じ)

#### 長寿命化にかかる工事1件の考え方と長寿命化整備計画書作成の必要性

・北海道が定める要綱基本方針において、工事1件当たりの上限額200万円を要件にした場合を 想定。

・イメージ図は、水路の更新・補修の場合。あくまでイメージであり、必ずこれによるものではありません。

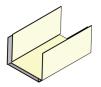
#### パターン① 異なる路線別に補修工事・更新工事を一括で発注(250万円)



A.水路破損部 補修工事 (70万円)



B.水路ひび割れ 補修工事 (50万円)



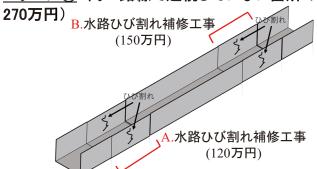
C.水路更新 工事 (130万円)



【工事1件の考え方】 A,B,Cそれぞれ工事1件 としてカウントする。

【長寿命化整備計画書 の作成】 A.B.Cとも作成不要。

# パターン② 同一路線で連続していない箇所の補修工事・更新工事を一括で発注(



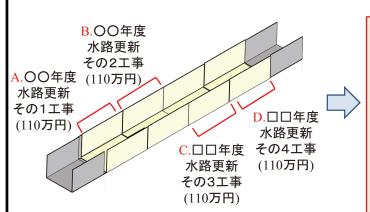


【工事1件の考え方】

工事箇所の間隔が離れていれば、別工事とする。 よってA,Bそれぞれ工事 1件としてカウントする。

【長寿命化整備計画書 の作成】 A,Bとも作成不要。

#### パターン③ 同一路線で水路の補修・更新を年度ごとに分割して発注(440万円)



#### 【工事1件の考え方】

連続しているA,B,C,Dは、4つまとめ て工事1件(A+B+C+D)としてカウ ントする。

【長寿命化整備計画書の作成】 ただし、全体を工事1件として考えるものの、要綱基本方針に定められた上限額200万円の要件を越えていることから、長寿命化の活動の対象外となり、他事業で実施すること。

#### 工事に関する確認書

土地改良区等(市町村を除く)が所有又は管理する施設を対象とした活動を行う活動組織にあっては、当該所有者又は管理者と交わした「工事に関する確認書」を事業計画書と併せて市町村長に提出します。

(様式第1-5号)

#### 工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第5の4の(1)のエに基づき、*〇〇町〇〇地域広域協定*(以下「活動組織」という。)と *〇〇土地改良区*(以下「土地改良区」という。)は、*〇〇*に存する水路、農道等の地域資源の質的向上 を図る共同活動並び施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

(活動の対象となる施設及び内容)

- 第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面 的機能支払交付金に係る活動計画書」のIに定めるとおりとする。
  - 2 活動組織が資源向上支払交付金により行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画 書」のⅢに定めるとおりとする。

(工事の施行に関する条件) ◀

土地改良区等との協議内容に応じて、 不要な記述は削除して下さい。

- 第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、 第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置 を講ずるものとする。
  - 2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物等の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。
  - 3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(その他)

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして 定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ 1通を保有するものとする。

令和*〇〇*年*〇〇*月*〇〇*日

00町00地域広域協定

住 所 北海道〇〇町〇〇〇〇〇〇

代表 0000

印

00土地改良区

住 所 北海道〇〇町〇〇〇〇〇〇

理事長

0000

印

#### 農道の工事について

長寿命化の取組は、原則として道路法上の道路は対象外としています(道路法第24条に基づき 道路に関する工事の設計及び実施計画について道路管理者の承認を受ける必要があるため)。 ただし、市町村道に認定された農道であっても、地域の慣行として組織が農用地や農業用施設と 一体的に管理している場合、道路法施行令第3条に基づく軽易な維持活動は可能です。

# Ⅳ 交付金及び概算払の申請

# 1. 交付金の申請

事業計画が認定された後、多面的機能支払交付金の交付を受けようとするときは、毎年度、市町村へ交付金の交付を申請します。

申請に係る手続きについては、以下のとおり( です。 交付金の交付ルートについて

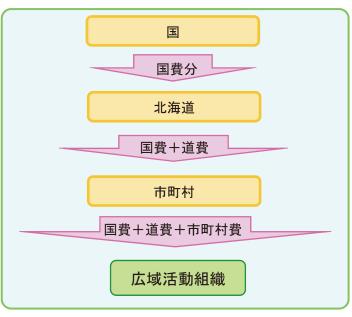
#### ①交付申請書の提出

毎年度、当該年度の活動に必要 な交付金の交付申請書を市町村が 定める日までに提出します。



#### ②交付決定の通知

市町村長が、交付申請書の内容 について必要な審査を行った後に、 交付金の交付決定通知書等を活動 組織に送付します。



(参考: H27年度から交付ルートが一本化されました。)

# 2. 概算払の申請

交付決定の通知がなされた後、多面的機能支払交付金の概算払を受けようとするときは、市町村へ概算払を申請します。

申請に係る手続きについては、以下のとおりです。

#### ①概算払申請書の提出

交付決定の後、概算払申請書を市町村に提出します。



#### ②概算払決定の通知

市町村は、概算払申請書の内容について必要な審査を行った後に、予算の範囲内において、概算払額を決定し、概算払決定通知書等により対象組織に通知するとともに、交付金を交付します。

概算払申請書の様式及び添付書類については、市町村へお問い合わせください。

# ☑ 活動の実施・記録

日々の作業の内容や金銭の収支等について記録します。

# 1. 活動記録

#### (1)活動記録について

- 日々の作業を記録しその内容を点検することにより、作業上の課題を抽出し、その改善を図るなど、効率的な活動に資することができます。
- また、活動記録は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村による 活動要件の確認、活動の評価及び指導等を行う上で不可欠な資料です。
- これらのことから、日当等金銭の支出の有無を問わず、活動計画に位置付けられた活動(活動の準備等を含む)を実施した場合は、その内容を記録することが重要です。

### (2)活動記録の作成に当たって(様式第1-6号の記載方法)

○ 「取組番号」「活動内容」欄の記載方法 令和元年度からの活動記録の様式は、「取組番号」を選んで記入する方式にした のが特徴です。84~87ページの取組番号表から、その活動に該当する取組番号を 選んで記入します。

これにより、エクセル形式の活動記録では、取組番号を入れると自動的に「活動内容」の各項目が作成されます。

手書きの場合は、上記の取組番号表から、その活動にあてはまる「取組番号」を選んで記入するとともに、その番号に該当する「支払区分」「活動項目」「取組」の内容を、取組番号表の記述をもとに記入します。(記述は簡単にしてもOK。)なお、取組番号から活動内容がわかるため、手書きの場合「活動内容」欄の各項目の記入を省略することも可能です。

- 「備考」欄の記載方法 備考欄には、地域での活動内容をできるだけ具体的に記入します。 (年度末の実施状況報告書の作成にも必要不可欠な情報です。)
- 「活動に参加した最大人数」欄の記載方法 手書きの場合、「活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項目について、 活動記録に記された人数のうち年間最大となっている人数を選び、最下段の「活動 に参加した最大人数」欄の同じ項目欄にそれぞれ記入し、その合計人数を「合計」 欄に記入します。

エクセル形式の活動記録では、この欄は自動的に集計記入されます。

| 組織名:〇〇活動組織                                                                                         | 、該当する取組の番号を選択し入力します。<br>ての取組番号を左詰めで一行に記入します。<br>ます。                                                                                                     |                          | /                                      | 備考(具体的な活動内容を記入) | 施設の点検及び機能診断(農用<br>地、水路、農道)             | 年度活動計画の策定、役員会                       | 総余     | 〇〇水路の泥上げ | 農用地、水路、農道の草刈り                               | 〇〇小学校の生徒と水路の生き物調査を実施。 | 〇〇クリーン作戦                             |                              | 総会(決算報告・計画策定)、 |                         | 交付金対象活動についてはOを記入し<br>士士 |                                                                 |                                                       | 地域での活動内容をできるだけ具体的に<br>記入します。                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|----------------------------------------|-----------------|----------------------------------------|-------------------------------------|--------|----------|---------------------------------------------|-----------------------|--------------------------------------|------------------------------|----------------|-------------------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                    | る取組<br> 番号を                                                                                                                                             | °                        | 交付金                                    | 対象活動            | 0                                      | 0                                   |        | 0        | 0                                           | 0                     | 0 🚄                                  |                              | - + -          |                         | 動につ                     |                                                                 |                                                       | 地域での活記します。                                                           |
|                                                                                                    | 「取組番号」欄には、P.84~P.87の取組番号表から、該当する取組の番号を当同一日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入します。                                                       |                          | 活動内容                                   | 取組              | 1 点検,24 農用地の機能診断,25 水路の機能診断,26 農道の機能診断 | 2 年度活動計画の策定,28 年<br>度活動計画の策定,300 会議 | 300 会議 | 8 水路の泥上げ | 5 畦畔・法面・防風林の草刈り,7 水路の草刈り,7 水路の草刈り,10 農道の草刈り | 39 生物の生息状況の把握 (生態系保全) | 46 施設等の定期的な巡回点<br>検・清掃 (景観形成・生活環境保全) |                              | 300 会議         |                         | 交付金対象活                  | \(\frac{\text{\P}}{\text{\P}}\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | <u>5てはまる「支払</u><br>P.84~87の取組<br>言:ポロ第第1-1            |                                                                      |
| 活動記錄                                                                                               | 「取組番号」欄には、P.84~P.87の取組同一日に複数の取組を行った場合は、<br>商一日に複数の取組を行った場合は、<br>番号欄が足りない場合は、複数行に分                                                                       | ストン・タマーを口る。              | 活動                                     | 活動項目            | 点検,機能診断,機<br>間能診断,機能診断                 | 計画策定,計画策<br>定,会議                    | 景      | 水路       | 農用地,水路,農道                                   | 生態系保全                 | 景観形成・生活<br>環境保全                      |                              | 会議             |                         |                         |                                                                 | <u> </u>                                              | <u>でます。(</u><br>[。]<br>号から自<br>-                                     |
| 11, 11                                                                                             | <u>削には、</u><br>なの取約<br>ない場                                                                                                                              | 田口澗                      |                                        | 支払区分            | 農地維持,共同,共同,共同                          | 農地維持,共<br>司,-                       |        | 農地維持     | 農地維持,農<br>地維持,農地<br>維持                      |                       |                                      |                              |                | 1集計                     |                         |                                                                 | <u>‡書きの場合、左の「取組官<br/>区分」活動項目「取組」の</u><br>要日書の記事をすして記す | 曲与変の記述でもとに記入<br>てもOKで、省略することも可<br>※エクセル様式では取組番<br>す(本例はその場合を表示)      |
| の事務処理や打合せ等、金<br>画に位置づけた活動を行った<br>記載してください。<br>多面的機能支払交付金                                           | 「取組番号」欄には、<br>同一日に複数の取約<br>番号欄が足りない場                                                                                                                    | )<br>( ( ( )             | \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | IM              |                                        | 農地(回),-                             |        | 瓤        | 111 12 12                                   | 世                     | <u>#</u>                             |                              |                |                         |                         |                                                                 | 場合<br>動項目<br>計算                                       | : 記述名<br>、省略-<br>ル様式<br>はそのは                                         |
| <ul><li>処理や打合せ等</li><li>置づけた活動を行てください。</li><li>り機能支払交布</li></ul>                                   | 「取組<br>同一 E<br>番号権                                                                                                                                      | /<br>><br>K              |                                        | €               |                                        |                                     |        |          |                                             |                       |                                      |                              |                | /様式で                    |                         | )<br>-<br>-                                                     | <u>‡書きの場合、</u><br>区分 <u>厂活動項目</u><br>※ロ書の記は#          | ち致い<br>も0Kで<br>エクセ。<br>(本例)                                          |
| 8処理や打台<br>置づけた活<br>てください。                                                                          | 組の番号記入人言                                                                                                                                                | - <b>M</b> IC <b>E</b> C |                                        | 号 (左詰め)         | 5 26                                   | 0                                   |        |          |                                             |                       |                                      |                              |                | -74V                    |                         | 1                                                               | '''<br> -                                             |                                                                      |
| 5の事形<br>画に在<br>:記載し                                                                                | )。<br>3ける取約<br>800番を<br>== 44                                                                                                                           | :語ので-                    |                                        | 取組魯号            | 24 25                                  | 28 300                              |        |          | 7 10                                        |                       |                                      | $\left  \cdot \right\rangle$ |                | H<br>                   |                         | <u>左の合計</u><br>人数を記入                                            |                                                       |                                                                      |
| まため等<br>活動計<br>が記録に<br><b>年度</b>                                                                   | ください指針におびの機等はおいました。                                                                                                                                     | 番号を4                     |                                        |                 | -                                      | 2 2                                 | 300    | ∞        | Ω.                                          | 39                    | 46                                   |                              | 300            | ない。                     |                         | 大<br>本<br>は<br>対<br>は                                           |                                                       | 日で年ずる。                                                               |
| の取りまいわらずいたを活動してを活動                                                                                 | 記入して<br>(める活動<br>70番、分                                                                                                                                  | この既                      |                                        | 総参加<br>人数       | 12.A                                   | 15人                                 | 40人    | 50人      | 45人                                         | 35人                   | <b>65</b>                            |                              | 38)            | ノスへだ                    |                         | <u></u>                                                         | 65人                                                   |                                                                      |
| <u>AICは、</u> 活動の取りまとめ等の事務<br>り有無にかかわらず活動計画に位<br>それらの全てを活動記録に記載し<br><b>令和</b> ○○ <b>年度 多面</b>       | 実働時間を記入してください。<br>-2の国が定める活動指針にお「<br>務処理は200番、会議等は36                                                                                                    | (当90年)                   | 活動参加人数                                 | 農業者以外以外         | 5.<br>2.                               | 5人                                  | 10人    | 15人      | 10 <b>人</b>                                 | 20人                   | (30 <u>7</u> )                       |                              | 8人<br>人        | を挿入し                    |                         | <b>以外</b>                                                       | 1307                                                  | <ul><li>(者以外でここにす。</li></ul>                                         |
| <u>は<br/>は</u> の有無<br>は、それ。                                                                        | めず、実<br>別記1-2<br>他、事務<br>やt・実                                                                                                                           |                          | 活動                                     | 農業者             | 10Y                                    | 10人                                 | 30人    | 35人      | (35 <sup>7</sup> )                          | 15人                   | 35人 (                                |                              | 30人            | )上(5行                   |                         | 農業者                                                             | 35.7                                                  | <u>業者」「農業者以</u> 、<br><u>(数を選んでここ</u><br>作成されます。                      |
| 本活動記録には、活動の取りまとめ等の事務<br>銭の支出の有無にかかわらず活動計画に位<br>場合には、それらの全てを活動記録に記載し<br><b>令和</b> ○○ <b>年度 多面</b> 1 | <ul><li>★「実施時間」には休憩時間を含めず、実働時間を記入してください。</li><li>★「取組番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号取組の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入と言言して指数の配ったによった。</li></ul> | (ひつ/こ)                   |                                        | 時間              | 3.0時間 1                                | 3.5時間 1                             | 2.0時間  | 3.0時間    | 6.0時間                                       | 2.0時間 1               | 4.0時間                                |                              | 2.04時間         | この線より上に行を挿入してください。<br>+ | L                       | 世                                                               |                                                       | 活動参加人数」欄の「農業者」「農業者以外」の項間最大となっている参加人数を選んでここに記入し<br>※エクセル様式では自動作成されます。 |
| (記)                                                                                                | には休憩<br>輸には、<br>記入しま、                                                                                                                                   | の悪猫や                     | 他日時<br>                                | 144             |                                        |                                     |        | -        |                                             |                       |                                      |                              |                | 17 ###                  | 小照時加時間                  | 首位で                                                             | チャップ 日動に参加した最大人数                                      | <u> </u>                                                             |
| 1                                                                                                  | 他時間」 <br> 組番号」 <br> 2番号を記してもます。                                                                                                                         | 当に復数が                    | 活動実施日時                                 | 実が<br>  開始時刻    | 12:00                                  | 13:00                               | 00:6   | 00:6     | 9:00                                        | 10:00                 | 13:00                                |                              | 13:00          | 11111                   | -  よ <br> :い実働          | <u>概ね0.5時間単位で</u><br>(L.ます。                                     | <mark></mark>                                         | s加人数<br>となって<br>zル様ゴ                                                 |
| (様式第1                                                                                              | ★ 「実5<br>★ 「取%<br>取組0                                                                                                                                   |                          |                                        | 日付              | 4/10                                   | 4/12                                | 4/19   | 4/27     | 8/9                                         | 7/20                  | 6/3                                  |                              | 3/28           |                         | 夫心時间] こは小恩時間を含まない実働時間   | を、概ね0.5<br>記入1.ます                                               |                                                       | 「活動参加人数」欄の「農<br>間最大となっている参加/<br>※エクセル様式では自動                          |

# 2. 金銭出納簿

#### (1)金銭出納簿について

- 交付金を有効に活用し、計画的に活動するためには、日々の収入、支出等を記録し、交付金を適切に管理する必要があります。
- 共同活動を行うに当たって、金銭出納簿を用いた透明性の高い会計を行うことは 非常に重要です。
- 金銭出納簿は、実施状況報告書の根拠資料となるものであり、市町村が交付金の 使途の確認や指導等を行う上で不可欠な資料です。

### (2)金銭出納簿の作成に当たって(様式第1-7号の記載方法)

- 金銭出納簿は、毎年度新しいものを用意し、農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金に係る全ての出納について記載します。
- 年度末には、金銭出納簿や領収書等、支払いを証明する書類については監査役による監査を受ける必要があります。
- 金銭出納簿の日付は、領収書と同じ日付を記載してください。 (日当については、活動実施日も分かるように記載してください。) (立替払を行った場合は、立替払を解消した日を記載してください。)
- 金銭出納簿や領収書等支払を証明する書類は、交付が完了した日が属する年度の 翌年度から起算して5年間保管する必要があります。

### 経理区分の整理、長寿命化への活用について

- 令和元年度からの金銭出納簿の様式では、農地維持・資源向上(共同)と資源向上(長寿命化)の交付金の収支を番号で区分する方式にしたのが特徴です。
- 様式の「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と「2」のみを入れる金銭出納簿の2つに分けて管理することも可能です。
- また、農地維持・資源向上(共同)の交付金を長寿命化に活用する場合は、「長寿命化への活用」欄に〇を記入することで整理することとしました。
- なお、経理区分を一本化する場合においても、資源向上支払交付金(長寿命化) を農地維持活動や資源向上活動(共同)に充当することはできません。

# 収入·支出費目

#### 「分類」欄には、以下の区分から該当する費目を選択し記載して下さい。

| 番号 | 収入·支出<br>費目 | 内容                                                                                           |
|----|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 前年度持越       | 前年度からの持越金                                                                                    |
| 2  | 交付金         | 農地維持支払交付金、資源向上支払交付金(共同)、資源向上支払交付金(長寿命化)                                                      |
| 3  | 利子等         | 利子等、構成員による活動資金の立替金、長寿命化の負担金                                                                  |
| 4  | 日当          | 活動参加者に対して支払った日当                                                                              |
| 5  | 購入・リース費     | 資材(砕石、砂利、セメントなど)の購入費、活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、車両、機械等の借り上げ費、花の種、苗代など                  |
| 6  | 外注費         | 補修・更新等の工事等(調査、設計、測量、試験等を含む)に係る<br>建設業者等への外注費、事務の外注費など                                        |
| 7  | その他支出       | 技術指導等のために外部から招く専門家等への謝金、活動に係る<br>旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金、<br>草刈り機や車の燃料代、役員報酬、会場費、お茶代など |
| 8  | 返還          | 返還金                                                                                          |

#### 支出に当たっての留意点

#### 〇日当

• 日当の単価は、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定して下さい。決定した単価は、総会の場などを利用して、毎年構成員全員に周知して下さい。

#### 購入・リース費

- 機械や事務機器の購入に当たっては、財産管理や目的外使用防止の徹底が必要であり、利用回数や期間、価格を踏まえ、リースやレンタルする場合の条件と比較して判断する必要があります。
- 購入・リースした機械等を本交付金の目的以外の用途に使用した場合、購入・ リースに要した経費を全額返還する必要があることから、適切な管理が求められ ます。

#### 〇 外注費

- 本交付金は、地域が共同で行う地域資源の保全管理活動等を支援するものですが、活動の規模や技術面から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合に限り、作業委託等の外注により実施することが可能です。
- 外注を行う場合には、3者以上から見積もりを徴収するなど効率的かつ透明性 の高い予算執行に努めて下さい。

#### 〇 その他

共同活動には草刈や泥上げといった危険を伴う作業が多いことから、保険への加入を推奨します。

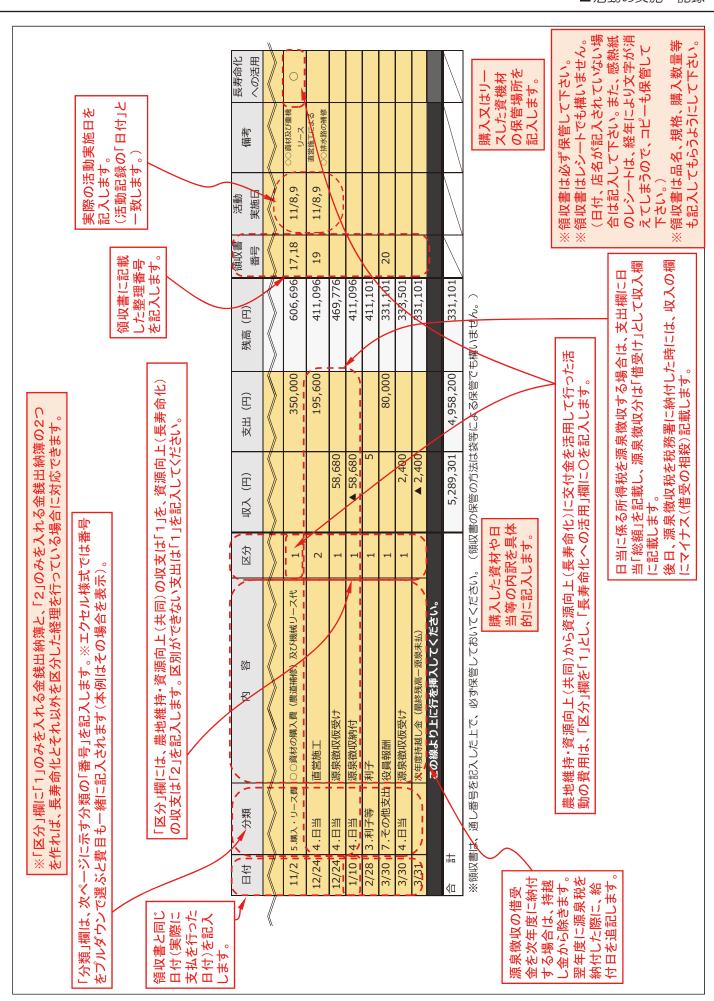
# 支出費目

# 交付金の支出対象とならない経費

| 番号  | 項目                      | 具体例                                                                                                                   |
|-----|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 農業者の営農活動に<br>かかる経費      | ・営農活動に必要な農業水利施設の運転経費<br>・営農のための人件費、機械経費、資材等の購入費                                                                       |
| 2   | 多面的機能の発揮と関<br>連しない経費    | ・活動組織の活動と関連しない行事や農業と関連しない祭りに関する費用<br>・接待費、慶弔費、酒類・つまみの購入費、慰労を目的とした旅費、自治会等の集会所の備品の購入費、神社への玉串料や奉納品代等                     |
| 3   | 他団体への寄付                 | ・他団体への寄付・助成<br>・他団体の経常的運営に必要な経費                                                                                       |
| 1 / | 他事業の地元負担へ<br>の充当        | ・他事業による施設整備・補修等の地元負担                                                                                                  |
| 5   | る経費                     | ・国、都道府県又は市町村が管理者となっている道路や河川の維持管理の経費<br>※ただし、地域の慣行として施設管理者の了解のもと、農地や水路等の施設などの地域資源の保全管理と一体的に維持管理している施設については対象とすることができる。 |
| 6   | 自ら実施する必要があ<br>るものに要する経費 | ・活動組織の設立前に必要な事業計画の策定に係る費用                                                                                             |

<sup>※</sup> 活動計画に位置づけ、事業計画の認定を受けた活動に係る経費については交付の対象です。

| <u></u> 《                                                                                                       | ° 2                                                                        | 3日を<br> 付」と                                        |                                        |                                 | 購入又はリースした資機材                                                                        | の保管場所を記入します。                                                                                                                      | 長寿命化への活用  | /        |         |         |                    | bill     | Si       |           |               |           |               | 下ない。                                                       | jいません。<br>ていない場                       | た、感熱紙に上、感熱紙                      | : リメチか消<br>5保管して<br>ぎ                                        | するがい。                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----------|---------|---------|--------------------|----------|----------|-----------|---------------|-----------|---------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 物品購入時の領収書と立て替えた構成員のお北に対する記載のまま                                                                                  | でなどが対していませば、単単はは、                                                          | 夫院のお割夫施日を<br>記入します。<br>(活動記録の「日付」と<br>発' ナナ、       | - 致しまり。)                               | 3.400                           |                                                                                     | <b>6</b> 計                                                                                                                        | 龍         |          |         |         | 役員会・総分○○会館         | コンクリート等  | □□水路の泥上げ |           |               | 〇〇氏へ      |               | ※領収書は必ず保管して下さい。<br>※ ※ ※ ※ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | ※領収書はレンートでも痛いません。<br>(日付、店名が記入されていない場 | 合は記入して下さい。また、感熱紙のは記入して下さい。また、感熱紙 | のレンートは、栓牛によりメ子が消えてしまうので、コピーも保管して下さい。)<br>※銘に書きます。 はな 職 3 巻号年 | 資味自ら品も、約1日、海へ数単さま記 71. イキベンようローケーサい。 |
| 領収書と立.2.2.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.                                                                    |                                                                            | <b>大記</b> 出                                        |                                        |                                 |                                                                                     |                                                                                                                                   | 活動 活動 実施日 | / /      | > /     | , 1     | 4/12,4/19          | 5/15     | 4/27     |           |               |           |               | 《領収書は必                                                     | «領収書ほい<br>(日付、店:                      | 合は記入し                            | のレンート<br>ネイしまい<br>下さい。)<br>給付書に                              | () 国人区()<br>中部人() ()                 |
| 不等のである。                                                                                                         | · [衣]                                                                      |                                                    | 1                                      | 部割がずずが                          | いての活                                                                                | 活みい。                                                                                                                              | 領収書番号     | 0        | 0       |         | 0 2,3              | 0 5      | 9 0      | 9         | 9             | 9         |               | × 3                                                        | ^.                                    |                                  | //                                                           | `                                    |
| 多<br>多<br>品<br>中<br>出<br>中<br>出<br>中<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日<br>日 | 5<br>S                                                                     |                                                    | \$ <del>1</del>                        |                                 | プログ 「原著命                                                                            | !入してください。<br>?ないようにして<                                                                                                            | 残高 (円)    | 150,000  | 450,000 |         | 942,800            |          | 202,800  | 3,179,416 | 5,347,096     | 4,847,096 |               |                                                            | 領収書に記載                                | した整理番号<br>を記入します。                | ° 56                                                         |                                      |
| ( <b>02</b> つ<br>ます。                                                                                            |                                                                            | 資源向上(長寿命化)<br>入してください。                             |                                        | <b>小金宝宝工作为海</b> 口多二多二多二人        | SMAN SAを「1」にい、<br>まは、区分を「1」にい、                                                      | こその立替額を記<br>1の合計に計上され                                                                                                             | 支出(円)     |          |         |         | 7,200              | 250,000  | 165,000  |           |               |           |               |                                                            | (領)                                   | 」<br>スポープ                        |                                                              | <u> </u>                             |
| 2」のみを入れる金銭出納簿の2~行っている場合に対応できます。                                                                                 | 中                                                                          | )の収支は「1」を、資源向上(長美)<br>ハ支出は「1」を記入してください。            | # # ## ### ########################### |                                 |                                                                                     | こ場合は、収入欄(<br>2替額が収入/支出                                                                                                            | 収入 (円)    | 150,000  | 300,000 | 200'000 |                    |          |          | 2,671,616 | 2,167,680     | ▼ 500,000 |               |                                                            |                                       |                                  | 時的に立て替えて会計口座<br>贅額を記入してください。<br>!入として収入欄に計上し、一               | 上されないようにしてください                       |
| みを入れている場                                                                                                        | には番.)。                                                                     | )の収支は「1」を、<br>、支出は「1」を記)                           | <b>♦</b><br>                           |                                 | で (知) の活                                                                            | 繰り入れ <i>打</i><br>一時的な <u>1</u>                                                                                                    | 区分        | 1        | 2       | 1       |                    | 1 11     | 1        | 1         | 2             | 1         |               | なも田                                                        | 内訳を具体<br>入します。                        |                                  | に立て着<br>記記入し<br>して収入                                         | れないよ                                 |
| ※「区分」欄に「1」のみを入れる金銭出納簿と、「2」のみを入れる金銭出納簿の2つを作れば、長寿命化とそれ以外を区分した経理を行っている場合に対応できます。                                   | 「分類」欄は、次ページに示す分類の「番号」を記入します。※エクセル様式では番号をプルダウンで選ぶと費目も一緒に記入されます(本例はその場合を表示)。 | 「区分」欄には、農地維持・資源向上(共同)の収<br>の収支は「2」を記入します。区別ができない支は |                                        | 7                               | <ul><li>区別ができない収支は「1」を記入してだったが、</li><li>★農地維持・資源向上(共同)の交付金を活用して資源向上(長寿命化)</li></ul> | べたさい。 ★交付金交付前に活動資金を構成員が一時的に立て替えて会計口座へ繰り入れた場合は、収入欄にその立替額を記入してください。 また、返済の際は返済額をマイナスの収入として収入欄に記入し、一時的な立替額が収入/支出の合計に計上されないようにしてください。 | 容         | _        | _       |         | お余購入パンコンリース料       | ○○資材の購入費 | 水路の泥上げ   |           | 資源向上(長寿命化)交付金 | 構成員立替金の返済 |               | 購入した資材や日本がから上げます。                                          | 当年のM訳                                 |                                  | 資金を構成員が一<br>収入欄にその立替<br>育額をマイナスの収                            | 時的な立替額が収入/支出の合計に計上さ                  |
| 「区分」欄に「作れば、長美                                                                                                   | バニホす分類<br>費目も一緒に                                                           | 「区分」権の収支に                                          | 様式第1-7号)                               | ★「分類」欄は、分類<br>◆「分類」欄に、分類        | 別ができない収<br>組み・資源向上<br>維持・資源向上                                                       | Chris<br>金交付前に活動<br>返済の際は返                                                                                                        | 分類        | 11.前年度持越 | 1.前年度持越 | 3.利子等   | 17.その他支出 5.購入・リース費 | 7-       |          |           |               | 3.利子等     |               |                                                            |                                       |                                  | 交にまり続きた。                                                     | 時的/                                  |
| ※ ₩                                                                                                             | ダペーツで選ぶと                                                                   |                                                    | (禁)                                    | \(\frac{1}{2}\) \(\frac{1}{2}\) | × ★ W W W W W W W W W W W W W W W W W W                                             | ~ / / C C C C C A A A A A A A A A A A A A                                                                                         | 日付        | 4/1      | 4/1     | 4/7     | 4/7                | 4/22     | 4/27     | 6/20      | 6/20          | 6/20      |               | l<br>!                                                     |                                       |                                  |                                                              |                                      |
|                                                                                                                 | 「分類」欄は、ジ<br>をプルダウンで                                                        |                                                    |                                        | 領収書と同じ<br>日付(実際に                | 支払を行った<br>日付)を記入<br>  ± ±                                                           | ° 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9                                                                                           | •         |          |         |         |                    |          |          |           | 構成員が立         | 替払いを行っ    | たものは、清質したことは、 | 昇したロnvを<br>記入します。                                          |                                       |                                  |                                                              |                                      |



| (集計)<br>頂目<br>1.前年度持越<br>2.交付金<br>3.利子等<br>4.日当<br>4.日当<br>6.外注費 | <b>農地維持・資源向上</b><br>金額<br>収入<br>150,000<br>2,671,616<br>5                   | (共同) (円)<br>支出<br>165,000<br>620,000    | (集計) 2 資源向上 (長寿命化) (円) (円) (円) (円) (乗計) (乗計) (円) (円) (円) (乗計) (円) (円) (円) (乗計) (円) (円) (乗計) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円 | <b>資源向上 (長寿命化)</b><br>金額<br>1収入<br>300,000<br>2,167,680 | 金額<br>支出<br>195,600 |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|---------------------|
| 8.返還         次年度への持越(残高)         合計         ※「分類」には、下表を          | 高) 1 1,949<br>2,821,621 2,827<br>下表を参考に該当する費目の番号を記入しま                       | 1,949,421 2,821,621 居号を記入します。           | 8.返還<br>次年度への持越 (残高)<br>合 計                                                                                                        | 2,467,680                                               | 2,272,080           |
| 費目<br>前年度持越<br>交付金                                               | らの持越金野技力交付金、                                                                |                                         | 内容(例) (例) (例) (社) (通過) (通過) (通過) (通過) (任義命化)                                                                                       |                                                         |                     |
| 利子等<br>日当<br>購入・リース費                                             | 利子等、構成員による活動資金の立替<br>活動参加者に対して支払った日当<br>資材(砕石、砂利、灯外など)の購入<br>借り上げ費、花の種、苗代など | <ul><li>会</li><li>点</li></ul>           | 集寿命化の負担金<br>活動に必要な機械(草刈り機など)の購入費、パソコンなどのリース費、                                                                                      | パソコンなどのリー                                               | ス費、車両、機械等の          |
| 外注費<br>その他支出<br>返還                                               | 補修・更新等の工事等 (調査、設計、<br>技術指導等のために外部から招く専門<br>草刈り機や車の燃料代、役員報酬、会<br>返還金         | 三 学 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 | 測量、試験等を含む)に係る建設業者等への外注費、事務の外注費など<br>3家等への謝金、活動に係る旅費、保険料、文具代及び光熱費の費用、アルバイト等への賃金<br>3場費、お茶代など                                        | 、事務の外注費などび光熱費の費用、アノ                                     | <b>ルバイト等への賃金、</b>   |
|                                                                  |                                                                             | 残額は、次年度<br>持越額を次年度<br>次年度以降使用           | ・<br>残額は、次年度以降の活動に必要とされるものに限り、持越すことができます。<br>持越額を次年度に活用する際には、実施状況報告書で定めた使用予定に従ってください。<br>次年度以降使用する見込みのないものは、市町村に返還してください。          | 特越すことができ<br>?定めた使用予定!<br>3還してください。                      | ます。<br>こ従ってください。    |

## 3. 財産管理台帳

#### (1)財産の取扱いについて

- 多面的機能支払交付金により更新等を行った施設(財産)及び、機械や器具等の物品については、活動期間終了後においても、事業計画認定時の条件や工事に関する確認書や農林畜水産業関係補助金等交付規則別表(第5条関係)の耐用年数に基づき、定められた管理者が適切に管理することになります。
- また、市町村や土地改良区等の施設において更新等を行い、活動組織が財産を取得した場合、その財産を、できるだけ速やかに市町村や土地改良区等に譲渡する必要があります。

(必要となる資料や具体的な手続きは、あらかじめ市町村等と協議し、指示を受けて下さい。)

• これらを確実かつ円滑に行うため、活動組織において財産管理台帳を作成することは非常に重要です。

#### (2)財産管理台帳の整備

- 更新等を行った施設については、活用した交付金の種類を問わず、その都度、財産管理台帳に整理し保管する必要があります。
- また、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具と農林畜水産業関係 補助金等交付規則別表(第5条関係)に揚げるものについても、同様に財産管理台 帳に整理が必要です。

なお、施設の補修や50万円未満の機械等についても、適切に管理を行う観点から財産管理台帳に記載してください。

- 財産管理台帳には、施設の構造・規格、施工箇所、処分制限期間等を記載します。
- ※ 財産管理台帳(様式第1-10号)の様式については、処分制限期間欄及び処分 の状況を含む独自様式で管理することもできます。
- ※ 軽微な事務用品や物品、燃料等の消耗品、施設の補修工事等に使われる材料などについては台帳で整理する必要はありません。

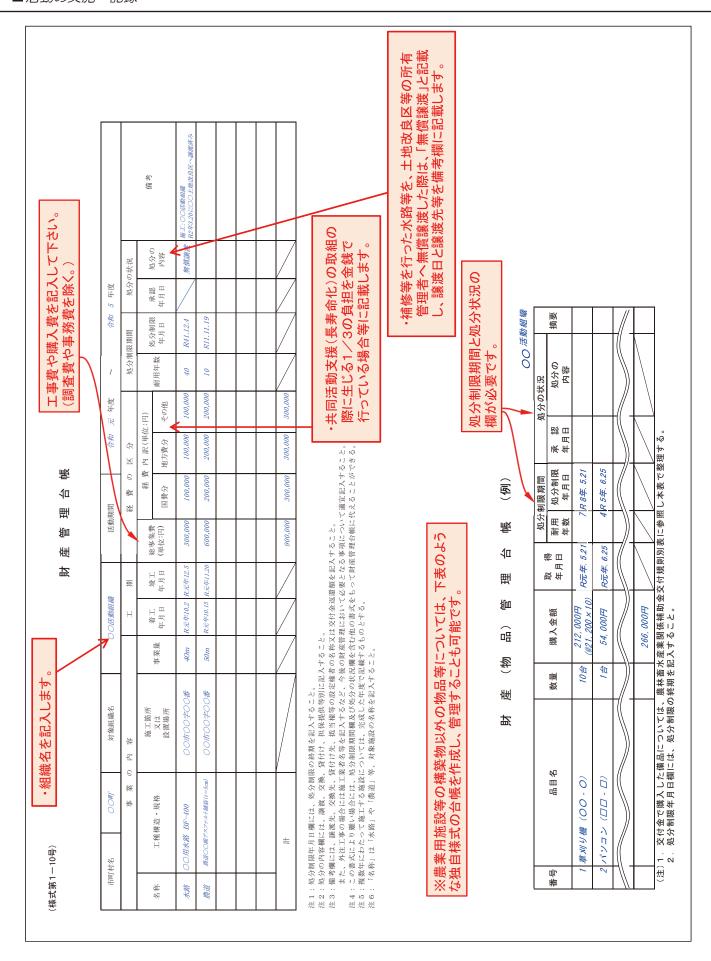
#### 財産の処分制限期間について

活動組織が更新等を行った施設や購入した機器等については、処分制限期間内は、 交付金の目的に反した譲渡、使用等が制限されます。※

この処分制限期間は、耐用年数を勘案して施設毎に定められるものです。詳しい内容については、72、73ページの財産の耐用年数の例を参考にして下さい。

※ 処分制限期間内に、交付金の目的以外の譲渡、使用等を行う場合は、農林水産省農村振興局長の承認が必要となります。

(施設の従前の所有者である土地改良区等への譲渡については、交付金の目的に反して行われるものではないため、農林水産省農村振興局長への承認申請不要です。)



## 財産の耐用年数について

## ○多面的機能支払交付金における財産の耐用年数の例 (農林畜水産業関係補助金等交付金規則別表(第5条関係)を参照)

| 財産の名称、構造等                               | 具体例                                         | 耐用年数 (年) |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------|----------|
| 構築物                                     |                                             |          |
| 農林業用のもの<br>主としてコンクリート造、れんが造、石造又は物品ブロック造 |                                             |          |
| 生としてコングリート点、れんか点、石垣又は物面ブロック点   のもの      |                                             |          |
| その他のもの                                  | コンクリート製水路、現場打ち水路、<br>農道側溝の蓋(コンクリート二次製<br>品) | 17       |
| 主として金属造のもの                              | ゲート、バルブ、金網フェンス、鳥獣<br>害防護柵(電気柵)              | 14       |
| 主として木造のもの                               | 水田魚道、柵                                      | 5        |
| その他のもの                                  | 遮水シート(ため池堤体)                                | 8        |
| 緑化施設及び庭園                                |                                             |          |
| その他の緑化施設及び庭園(工事緑化施設に含まれるものを除<br>く。)     | 防風林                                         | 20       |
| 舗装道路及び舗装路面                              |                                             |          |
| コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの               | コンクリート舗装、砂利舗装                               | 15       |
| アスファルト敷又は木れんが敷のもの                       | アスファルト舗装                                    | 1C       |
| 前掲のもの以外のもの                              |                                             |          |
| 金属造のもの                                  |                                             |          |
| 送配管                                     |                                             | 0.0      |
| 鋳鉄製のもの                                  | 鋳鉄管(水路)                                     | 30       |
| 鋼鉄製のもの                                  | 鋼管(水路)                                      | 15       |
| 合成樹脂のもの                                 | 塩ビ管、合成樹脂管(水路)                               | 1C       |
| 車両及び運搬具                                 |                                             |          |
| 前掲のもの以外のもの                              |                                             |          |
| その他のもの                                  | +                                           | 4        |
| その他のもの                                  | 一輪車                                         | 4        |
| 工具<br>治具及び取付工具                          | レンチ                                         | 3        |
| 切削工具                                    | ディスクグラインダー、のこぎり                             | 2        |
| 前掲のもの以外のもの                              |                                             |          |
| 主として金属製のもの                              | タガネ、ハンマー                                    | 8        |
| その他のもの                                  | スコップ(柄が木製)                                  | 4        |

具体例として記載がない施設や物品等については、 市町村の担当窓口へお問合せください。

|       | H·辛·尔· <b>2</b>                             | 日休周                                              | 耐用年数 |
|-------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------|------|
|       | 財産の名称、構造等                                   | 具体例                                              | (年)  |
| 器具及び何 |                                             |                                                  |      |
| <.)   | 電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に揚げるものを除                 |                                                  |      |
| 事     | 務机、事務いす及びキャビネット                             |                                                  |      |
|       | 主として金属製のもの                                  | 机、椅子                                             | 15   |
|       | その他のもの                                      | 机、椅子                                             | 8    |
| そ     |                                             |                                                  |      |
|       | ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器                 | プロジェクター、スクリーン、マイク<br>(ハンドマイクを含む)、アンプ、ス<br>ピーカー   | 5    |
|       | 器及び通信機器                                     |                                                  |      |
| 電     | 子計算機                                        |                                                  |      |
|       | パーソナルコンピューター(サーバー用のものを除く。)                  | パソコン                                             | 4    |
|       | 写機、計算機(電子計算機を除く。)金銭登録機、タイムレーダーその他これらに類するもの  | プリンター                                            | 5    |
| 時計、   | 試験機器及び測定器                                   |                                                  |      |
| 度     | 量衡器                                         | はかり                                              | 5    |
| 光学機   | 器及び写真制作機器                                   |                                                  |      |
| カ.    | メラ、映画投影機、映写機及び望遠鏡                           | カメラ、ドローン                                         | 5    |
| 看板及   | なび広告機器                                      |                                                  |      |
| 看     | 板                                           | 啓発用看板                                            | 3    |
| そ     | の他のもの                                       |                                                  |      |
|       | その他のもの                                      | のぼり                                              | 5    |
|       | び金庫                                         |                                                  |      |
|       | ラムかん、コンテナーその他の容器                            |                                                  |      |
|       | その他のもの                                      | プラスチックコンテナー、プランター                                | 2    |
|       | 金庫                                          | 金庫                                               | 20   |
|       | 金属製ボックス                                     | 箱罠(アライグマ等)                                       | 3    |
| 前掲の   | うもの以外のもの                                    |                                                  |      |
| そ(    | の他のもの                                       |                                                  |      |
|       | その他のもの                                      | 防草シート、防風ネット                                      | 5    |
| 機械及び剝 | 表置                                          |                                                  |      |
| 農業用   | 引設備<br>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 草刈機、モア(草刈りアタッチメント)、トラクター用除雪機(アタッチメント)、チェーンソー、ポンプ | 7    |
| ソフトウニ | エア                                          |                                                  |      |
| その他   | 3のもの                                        | 事務支援ソフト、書籍                                       | 5    |

#### 財産管理台帳で整理する必要がないものの例

#### 〇耐用年数1年未満の消耗品類

- ・コピー用紙、ボールペン、のり、テープ、CD-R、メモリー、事務用はさみ、 ホッチキス、はんこ等の軽微な事務用品
- ・軍手、タオル、ブラシ、ほうき、移植ごて、コーキングガン、ビニール傘、 タッパ、種子、花苗等の軽微な物品
- (使い捨て又は長持ちしないもので安価なもの)
- ○機械の燃料、潤滑油、乾電池、草刈り機替刃等の消耗品
- 〇セメント、アスファルト、砕石、コーキング材、塗料、薬剤等、補修工事等に使 われる材料

# Ⅵ 活動の報告

広域活動組織は、毎年度、活動計画書に定められている事項の実施状況 を取りまとめ、市町村長に報告します。

## (1)実施状況の取りまとめ

毎年度の活動終了後に、活動の実績を実施状況報告書に取りまとめます。

→76ページを参照(様式第1-8号)

実施状況報告書は、日々記録した活動記録及び金銭出納簿に基づき作成します。 「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告で認票」についても集落毎に取りまとめて下さい。

→82ページを参照(別記1-5様式第1号)

## (2)実施状況報告書の提出

実施状況報告書は、次の書類を添付し市町村長に提出します。

- ・活動記録 →63ページを参照(様式第1-6号) ※ただし、農地維持活動のみ実施する広域活動組織は 提出不要。
- 金銭出納簿 →67~69ページを参照(様式第1-7号)
- その他必要な書類(運営委員会議事録、点検記録簿、研修資料等)→提出資料は、市町村にお問い合わせ下さい。

## (3)実施状況のとりまとめ確認

市町村

広

域

動組

織

市町村は、活動計画書に定められた事項の実施状況について、書類確認及び現地確認により行います。

確認に当たっては、実施状況確認チェックシートを活用します。

## (4)次年度の年度活動計画の策定

市町村が実施状況の確認に用いたチェックシートは、広域活動組織に送付されます。

チェックシートには、市町村が確認を実施した際の所見が記載されているので、次年度の年度活動計画策定時の参考として下さい。

新たに遊休農地の発生が判明した場合は、その農用地を解消すべき遊休農地として位置付けるなど、活動計画(全体版)の変更を行う必要があります。

※ 毎年度の活動報告とは別に、地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び多面的機能の 増進を図る活動に取り組む広域活動組織は、活動開始から2年目及び4年目に、これらの活動 の実施状況や効果の発現状況等について自己評価を行い、市町村に報告する必要があります。 (自己評価の詳細については市町村にお問合せ下さい。)

# 実施状況報告書に添付し市町村に提出する資料と市町村が行う実施状況の確認の区分

|                     | 提出    | 書類   | 実施状況の | D確認内容            |
|---------------------|-------|------|-------|------------------|
|                     | 金銭出納簿 | 活動記録 | 書類確認  | 現地確認             |
| 農地維持支払交付金           | 0     |      | 0     | 0                |
| 資源向上支払交付金(共同)       | 0     |      | 0     | 必要に応じて<br>実施     |
| 資源向上支払交付金(長寿<br>命化) | O     | 0    | O     | 活動期間中に<br>1回以上実施 |

- ※ 農地維持支払交付金については、市町村が事業計画に定められている農用地及び 対象施設の保全管理状況の現地確認を行うことから、活動記録の提出は不要(ただし、 作成は必要。)です。
- ※ 上記書類以外には、点検記録簿や運営委員会資料・議事録及び参加集落等の合意 形成の場の議事録、研修資料、外注に伴う見積書や契約書、日当を支払うための出 勤簿(出面表)等について、作成・保管が必要です。
- ※ 資源向上支払交付金(組織の広域化・体制強化)の交付を受け、交付申請時に広域協定の認定書(広域活動組織の設立)又は登記事項証明書(組織のNPO法人化)を提出していない活動組織は、実施状況報告時にこれらを提出する必要があります。

#### 持越金について

- 持越金については、次年度の当初期間に必要な額限りとし、使用時期、使用内容などを実施状況報告書の備考欄に記載します。使用予定が明確でないものについては返還が必要です。
- 長寿命化の取組として、持越金を積立てる場合は、長寿命化計画に位置付けた 取組で次年度以降に必要な費用のみとします。
- また、持越金については具体的な使用計画(取組内容ごとの使用時期と金額) などの資料を別途整理しておくことが必要です。

## 複数の集落又は活動組織から構成される 広域活動組織における活動の報告

複数の集落又は活動組織(以下「集落等」という。)から構成される広域活動組織においては、組織を構成する各集落等が、広域協定運営委員会に対し、各集落等における合意を得て、「多面的機能支払交付金に係る実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票」(多面的機能支払交付金実施要領別記1-5様式第1号)に活動記録を添付して提出することにより、当該年度の活動の内容を報告します。

広域協定運営委員会は、参加集落等の活動報告を確認し、運営委員会における議決を得て、実施状況報告書を市町村に提出します。

#### 集落等

#### 活動の報告

<u>集落等で合意形成</u> 【提出書類】

・実施計画、活動報 告及び運営委員会 による活動報告確 認票 

#### 広域協定運営委員会

#### 集落等の活動報告 の確認

【確認方法】

- 書類確認
- 必要に応じ現地確認

#### \_\_\_\_\_ 実施状況の報告

<u>運営委員会で議決</u> 【提出書類】

- 実施状況報告書
- · 金銭出納簿 等

#### 市町村

#### 実施状況の確認

- 【確認方法】
- · 書類確認 · 現地確認

実施状況報告書のかがみ文です。別添 の報告書を添付して市町村へ提出して下 さい。

(様式第1-8号)

#### ○○町長 殿

・本報告書は、監査及び総会を終えていれば、3月31日 以前であっても、市町村へ提出ができます。この場合、 報告年月日は市町村へ提出する日を記載してください。

・また、収支実績の日付は、市町村への報告日、3月31 日の曜日に関わらず毎年度「3月31日現在」で確定し、 収支実績を報告します。 今和○年○月○日

報告

○○町○○地域広域協定

令和○年度 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依 命通知)別紙1の第5の7及び別紙2の第5の8に基づき、多面的機能支払交付金の実施状況 について、別添のとおり報告します。

・本報告書は、監査及び総会を終えていれば、3月31日 「収支実績」については、エクセル様 以前であっても、市町村へ提出ができます。この場合、 式では金銭出納簿の集計表をもとに自 動作成されます。 報告年月日は市町村へ提出する日を記載してください。 ・手書きの場合は、金銭出納簿の集計 ・また、収支実績の日付は、市町村への報告日、3月31 欄から当該年度の交付金の収入、支 日の曜日に関わらず毎年度「3月31日現在」で確定し、 出実績を記入します。 収支実績を報告します。 多面的機能支払交付金に係る実施状況報告書 組織名称 ○○活動組織 <令和○年度 収支実績 令和○年3月31日現在> 備考 項 目 金額 前年度からの持越金 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源 150,000円 1. 向上(共同)」の集計欄の1と2から転 (農地維持・資源向上(共同)) 記します。 前年度からの持越金 収 Ⅰ 300,000円 2. (資源向上(長寿命化)) 入 2,671,616円 ·金銭出納簿の「2.資源向上(長寿 の 3. 農地維持・資源向上(共同)交付金 命化)」の集計欄の1と2から転記し 部 2,167,680円 ます。 4. 資源向上(長寿命化)交付金 5円 5. 利子等 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源 向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命 合 5,289,301円 計 化)」両方の「3.利子等」の金額を合 <u>計して記入します。</u> 項 目 金額 備考 支出総額 1. 872,200円 (農地維持・資源向上(共同)) 日当 165,000円 購入・リース費 620,000円 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向 外注費 <u>上(共同)」の集計欄の4~7及び8から</u> <u>転記します。</u> 87,200円 その他 195,600円 2. 支出総額(資源向上(長寿命化)) 支 出 日当 195,600円 の ·金銭出納簿の「2.資源向上(長寿命 部 購入・リース費 化)」の集計欄の4~7から転記します。 外注費 持越金がある場合は、備考欄に その他 その使用予定を具体的に記入してください 3 \_\_\_返還 次年度への持越金 4月 傷害保険料 4. 1,949,421円 5月 農道補充用資材購入 (農地維持・資源向上(共同)) 6月 草刈り日当 などに充当 次年度への持越金 5. 2,272,080円 4月 用水トラフ購入 などに充当 (資源向上(長寿命化)) 合 計 5,289,301円 ・金銭出納簿の「1.農地維持・資源向上(共同)」と「2.資源向上(長寿命化)両方の「8.返還」の金額を <u>合計して記入します。</u>

#### 「開催日」欄 <u> 当該年度の活動や収支決算について総会や運営委員</u> 1. 総会又は運営委員会の実施時期 <u>会に諮った日を記載してください。</u> 下記のとおり、総会又は運営委員会を開催し構成員の了解を得ています。 開催日 令和〇年〇月〇日 「実施」欄 2. 組織の広域化・体制強化の状況 ・地域活動指針に定められた要件以上の取組を実施した活 <u>動項目に「O」、要件を満たせなかっ</u>た場合や実施できな 下記にあてはまる場合は〇を記入してください。 かった項目は「×」を記入します。 エクセル様式では一部を除き、活動記録をもとに自動作 広域活動組織 特定非営利活動法人 成されます(対象外の項目は「一」を記入します。) 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した 「計画」欄 場合も記入します。 活動計画に位置づけられた取組に「O」、それ以外 3. ※ エクセル様式では一部を除き、活動計画書をもと の活動項目に「-「計士 「備考」欄 <u>に自動作成されます。</u> せなかった場合や ・「実施」欄に「〇」を記入した場合は、具体的 場合に「×」を記入する。対象外の活動項目には「一」を読入する。 な取組内容や研修実施日等を記入する。 ・「実施」欄に「×」を記入した場合は、要件を 「備考」欄:「実施」欄に「〇」を記入した場合は具体的な取組内容や研修実施由 「実施」欄に「×」を記入した場合は要件を満たせなかった理由や実施 満たせなかった理由や実施しなかった理由 を記入します。 (1)農地維持支払 農地維持支払交付金の交付を受けずに活動を実施した場合も記入してください。 実施 活動項目 取組 計画 備考 1 点検 ○ 4/10 施設などの点検を実施 点検・ 研修は、活動を開始後の早い段階で実施します。 計画策定 2 年度活動計画の策定 0 $\bigcirc$ 総金で議決 4/19 実施日 研修 3 事務・組織運営等に関する研修 R2年度に予定 地 7/28 草刈りを実施 歩 遊休農地発生防止のための保全管理 $\bigcirc$ $\bigcirc$ 域 農 遊休農地解消面積 5 a 資 源 保全管理区域内に既遊休農地がなく、かつ、点検の結果、遊休農地発生防止のための保 $\sigma$ 全管理の活動を実施する必要がなかった場合は「実施」欄に「×」を記入し、備考欄に理由 を記入します。 基 点検の結果遊休農地化のおそれのある農 礎 地が無かったため未実施 的 4 遊休農地発生防止のための保全管理 $\bigcirc$ な 実 游休農地解消而積 а 保 践 全 活 10 農道の草刈り $\bigcirc$ $\bigcirc$ 6/8,7/30に実施 活 動 農 「点検結果、泥の堆積が確認出来な 11 農道側溝の泥上げ 0 動 道 点検結果、次年度の施工対象とし 12 路面の維持 $\bigcirc$ 点検結果などに応じて実施する項目はエクセル様式を使 13 ため池の草刈り た う場合でも「計画」と「実施」の結果を手入力して下さい。 TO THE TO THE OWN AND A STATE OF THE OWN AND め 14 ため池の泥上げ 池 15 ため池附帯施設の保守管理 $\bigcirc$ $\bigcirc$ 4/30,9/10

 $\bigcirc$ 

×

異常気象発生せず

16 異常気象時の対応

共通

| 活動項目 | 取組                   | 計画 | 実施 |                                     |
|------|----------------------|----|----|-------------------------------------|
| 地    | 17 農業者の検討会の開催        | 0  | 0  | 4/10 ○○集落で検討会を実施                    |
| 理域の資 | 18 農業者に対する意向調査、現地調査  | -  | _  |                                     |
| た源めの | 19 不在村地主との連絡体制の整備等   | 0  | 0  | 1/28 関係農業者などによる検討 会を実施              |
| の適   | 20 集落外住民や地域住民との意見交換等 | -  | _  | <b>†</b>                            |
| 推切進な | 21 地域住民等に対する意向調査等    |    | _  |                                     |
| 活保動全 | 22 有識者等による研修会、検討会の開催 |    |    | ら地域資源の適切な保全管理のた<br>生進活動等を行った場合、実施日と |
| 管    | 23 その他               |    |    | 的な実施内容を記入します。                       |

### (2) 資源向上支払(共同)

| 活    | 動項目         | 取組                              | 計画  | 実施        | 備考                                                |
|------|-------------|---------------------------------|-----|-----------|---------------------------------------------------|
|      |             | 24 農用地の機能診断                     | 0   | 0         | 4/10診断実施                                          |
|      | 機<br>計      | 25 水路の機能診断                      | 0   | 0         | 4/10診断実施                                          |
|      | 一能画診        | 26 農道の機能診断                      | 0   | 機能        | ├────────────────────────────────────             |
|      | 策断定         | 27 ため池の機能診断                     | 0   | <u>ル様</u> | st <mark>式を使う場合でも「計画」と「実施」の結果を手入</mark><br>てください。 |
| 施設   |             | 28 年度活動計画の策定                    | 0   | 0         | - CC/ことい。<br>4/19 総会にて議決                          |
| の軽微な | 研<br>修      | 29 機能診断・補修技術等に関する研修             | -   | _         | 実施日<br>R2年度<br>C予定                                |
| 補修   |             | 30 農用地の軽微な補修等                   | 0   | ×         | 機能診断の結果、補修の必要がな<br>かったため未実施                       |
|      | 実践          | 31 水路の軽微な補修等                    | 0   | ×         | 機能診断の結果、補修の必要がな<br>かったため未実施                       |
|      | 适動          | 32 農道の軽微な補修等                    | 0   | 0         | 5/15機能診断の結果より、農道の<br>一部を補修                        |
|      |             | 33 ため池の軽微な補修等                   | 0   | ×         | 機能診断の結果、補修の必要がな<br>かったため未実施                       |
|      |             | 34 生物多様性保全計画の策定                 | 0   | 0         |                                                   |
|      | 計           | 35 水質保全計画、農地保全計画の策定             | -   |           | 『施」欄に「×」を記入した場合は、要件未満の取<br>なった理由又は実施しなかった理由を記入します |
|      | 画策          | 36 景観形成計画、生活環境保全計画の策定           | 0   | 選         | <br>択したテーマに基づき行う実践活動の取組につい                        |
| 農村   | 定           | 37 水田貯留機能増進計画、地下水かん養活動計画の<br>策定 | -   | て         | は、P.84~87の取組番号表からあてはまる「取組」<br>」と「取組」を選び記入します。     |
| 環境   |             | 38 資源循環計画の策定                    | -   |           | エクセル様式では活動計画書をもとに自動作成。<br>ます。                     |
| 保全   |             | 39 生物の生息状況の把握(生態系保全)            | 0   | 10        | なり。<br>の方にしていまなの元星とチョネホート<br>ねて水路の生き物調査を実施        |
| 活動   | 実<br>践<br>活 | 46 施設等の定期的な巡回点検・清掃(景観形成・生活環境保全) | 0   | 0         | 9月に〇〇クリーン作戦を実施                                    |
|      | L 泊<br>L 動  |                                 |     |           | 活動計画書で行を追加した場合は、同じ行数となるよう行を追加してください。              |
|      |             | 「活動計画書」と同じ行数になるよう、この線           | より上 | に行る       | を挿入してください。                                        |
|      | 啓発・普及       | 51 啓発・普及活動                      | 0   | 0         | 広報誌作成、HP更新                                        |

| 活動項              |               |         | 取制                |                             |      | 計画           | 実施                                           |              |                         | 備考                                     |                    |         |                                                |               |
|------------------|---------------|---------|-------------------|-----------------------------|------|--------------|----------------------------------------------|--------------|-------------------------|----------------------------------------|--------------------|---------|------------------------------------------------|---------------|
|                  |               | 52 遊休農地 | の有効活用             |                             |      | 0            | 0                                            |              |                         |                                        |                    | 4月下     |                                                |               |
| 多<br>面           |               | 53 農地周り | の環境改善活動           | かの強化                        |      | -            | -                                            |              |                         |                                        |                    |         |                                                |               |
| 的                |               | 54 地域住民 | による直営施コ           | Ξ                           |      | _            | -                                            |              |                         |                                        |                    |         |                                                |               |
| 機能               |               | 55 防災・減 | 災力の強化             |                             |      | _            | -                                            |              |                         |                                        |                    |         |                                                |               |
| の<br>増           |               | 56 農村環境 | 保全活動の幅位           | い展開                         |      | 0            | 0                                            | 5月に<br>施     | 景観形成                    | 活動と                                    | して植                | 裁を実     |                                                |               |
| 進<br>を           |               | 57 医療・福 | 祉との連携             |                             |      | -            | -                                            |              |                         |                                        |                    |         |                                                |               |
| 図<br>る           |               | 58 農村文化 | の伝承を通じた           | こ農村コミュニテ                    |      |              | _                                            |              |                         |                                        |                    |         | L,                                             |               |
| 活動               |               | 59 都道府県 | 、市町村が特に           | 記める活動                       |      |              |                                              |              | 9の増進<br>記入して            |                                        |                    | に関す     | 「る広                                            |               |
|                  |               | 60 広報活動 | _                 |                             |      | 0            | 0                                            | 広報調          |                         | IP更新                                   | Ť                  |         |                                                |               |
| ※以下は加            | 算措置は          | 取り組む場合の | )み記入してくだ<br>加算措置  | <u>構成員の総</u> 活動項目で<br>該当する活 | 「実践  | 活動」と<br>ミ施日と | :位置:<br>参加 <i>)</i>                          | づけられ<br>し数、p | っている                    | 取組る                                    | と実施し               |         |                                                |               |
|                  |               | /.      | 加井1110            |                             |      | DI E         | <b>—————————————————————————————————————</b> | 実施日          | 1 / JH/ X               | ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | , n                | PO / /  |                                                |               |
| 農村協働力            | の深化に          | こ向けた活動へ | への支援              |                             |      | 0            | 0                                            |              |                         |                                        | ·ン作戦」<br><i>・た</i> | IZ6     |                                                |               |
|                  |               |         |                   |                             |      |              |                                              |              | の参加す<br>・<br>・<br>覧表なる  |                                        |                    |         | がわかる                                           | 資料            |
| (3)資源[           | 向上支           | 払(長寿命   | 化)                |                             | Г    | <b>业</b>     |                                              |              |                         |                                        |                    | _ \/_ C | <u>-0 ·                                   </u> |               |
|                  |               |         | <br>計画            |                             |      | 設計の          | みを行                                          | った場          | <del>ĵわず、</del><br>合は「C |                                        |                    |         |                                                | 1             |
|                  | Т             |         |                   |                             |      | 入してく         | 153L                                         |              | ·**= /ı                 | <i></i>                                | <u> </u>           | ī       | <u></u><br>調査・                                 | $\frac{1}{2}$ |
| 施設区分             |               | 取組      | P                 | 内容                          |      | 数量           |                                              |              | 数量(ki                   |                                        | 1                  | _       | 設計等                                            |               |
|                  | <del>  </del> |         |                   |                             | (km  | ,箇所)         | 前年原                                          | ままで          | 本年                      | 度<br><del></del> -                     | 合語                 | †       | のみ                                             |               |
| Ⅰ<br>Ⅰ 水路<br>Ⅰ   | 61 7          | k路の補修   | 水路〇〇一〇 修を行う。      | 老朽化部分の補                     | 0.85 | km           | 0.00                                         | km           | 0.85                    | km                                     | 0.85               | km      |                                                | Н             |
| I<br>N路          | 62 7          | K路の更新等  | ○○用水路の<br>クリート水路  | 土水路からコンへ更新。                 | 0.15 | km           | 0.00                                         | km           | 0.00                    | km                                     | 0.00               | km      | 0                                              |               |
| I<br>B<br>B<br>B | 63 店          | 豊道の補修   | 農道○○一○ 補修         | 路肩及び法面の                     | 2.50 | km           | 0.00                                         | km           | 0.60                    | km                                     | 0.60               | km      |                                                |               |
|                  | 「活            | 動計画書」   | と同じ行数(            | こなるよう、さ                     | この緩  | より上          | 11173                                        |              |                         |                                        |                    |         | <br>本年度 <i>0</i>                               |               |
| ※延長の数            | 対量は小          | 数点以下第2  | 2位まで記入し           | てください。                      |      |              | <u>数量</u> :<br>します                           |              | します(                    | 延長に                                    | は小数点               | 以下      | 2位まで                                           | <u>記入</u>     |
| 下記にあて            | はまる           | 場合は○を記  | 己入してくださ           | :い。                         |      |              |                                              |              |                         |                                        |                    |         | 己して下さ                                          |               |
| 農地中間             | 管理模           | 構の借り受   | をけ <mark>.</mark> |                             | (    | $\supset$    |                                              |              | <b>兼式では</b>             | 活動                                     | 計画書                | をもと     | に自動作                                           | 成さ            |
|                  |               |         | _ L               |                             | `    |              | h =                                          | ます           |                         |                                        |                    |         |                                                |               |
| 消費税に             |               | 県税事業者の  | 該当の有無             |                             |      |              | •活動                                          |              | <u> で行を</u><br>加してく     |                                        |                    | は、同     | じ行数と                                           | <u> となる</u>   |

本交付金の活動組織で該当するケースはほとんど 無いと考えられますが、課税事業者に該当する場 合には、市町村が定める様式で「仕入れに係る消 費税等相当額報告書」の提出が必要となります。 当該年度を通じた認定農用地内における農地中間管理機構の借り受け農地の有無により判断して下さい。 過年度からの継続保有地も含め、借受、保有、受渡を した全てが対象となります。 複数集落から構成される広域活動組織における参加集落(活動組織)の活動とりまとめや経理の方法は次のとおりです。

(別記1-5)

## 複数の集落等から構成される対象組織における活動の計画・実施・報告等 及び運営委員会等における活動報告の確認の方法について

#### 第1 基本的考え方

複数の集落から構成される活動組織又は複数の集落若しくは活動組織から構成される広域活動組織については、構成する全ての集落等において農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理活動が確実に 実施されるとともに、組織全体として活動報告の適切なとりまとめを行うことが必要である。

このため、集落等における活動の実施方法、対象組織が行う活動報告の確認方法等については、組織の運営形態等に応じ、以下のとおりとすることとする。

#### 第2 複数集落から構成される広域活動組織

- 1 計画・実施・報告
- (1) 実施計画の策定

広域活動組織を構成する集落等は、広域活動組織の活動計画を踏まえ、毎年度、地域資源の基礎的な保全活動等に係る実施計画を別記1-5様式第1号により作成し、各集落等における決定を経て、これを運営委員会に提出する。

(2)活動の実施

広域活動組織を構成する集落等は、運営委員会で決定した各集落等の実施計画に基づき、活動を実施し、 様式第1-6号の活動記録に、活動の日時、内容、参加人数等を記録する。

(3)活動の報告

広域活動組織を構成する集落等は、毎年度、活動の実施状況について、別記1-5 号様式第1号により作成し、各集落等における合意を得て、様式第1-6号により作成した活動記録を添付して、運営委員会に提出する。

(4)活動の報告に係る様式

運営委員会が、計画・実施・報告に係る内容を直接に把握している場合には、上記

(1)、(2)及び(3)にかかわらず、運営委員会において、その内容を確認し、3の(3)により市町村長に報告する。

#### 2 経理

(1) 広域活動組織全体でまとめて経理を行う場合

運営委員会は、交付金の支出にあたっては、その都度領収書等支払を証明する書類を受領・保管しておき、金銭の出納は、様式第1-7号の金銭出納簿により組織全体でまとめて記録する。

(2) 集落毎に資金を配分する場合

広域活動組織を構成する集落等は、様式第1-6号の活動記録及び様式第1-7号の金銭出納簿を集落 毎に作成し、これに領収書等支払を証明する書類等を添付して、運営委員会に提出する。

- 3 活動報告の確認
- (1) 書類確認運営委員会は、集落等から提出された書類に基づき、活動が活動計画書に即して適切に行われていることを確認する。
- (2) 現地確認

運営委員会は、必要に応じて、当該集落等の構成員の立会のもと、活動計画書に規定された活動の実施 状況について、現地調査及び確認を行う。

(3) 実施状況報告書等の提出

運営委員会は、集落等からの活動報告の確認を終えたときは、確認結果を踏まえて、実施状況報告書等の関係 書類を作成し、市町村長に報告する。

#### (別記1-5様式第1号)

## 令和 年度 多面的機能支払交付金に係る 実施計画、活動報告及び運営委員会による活動報告確認票(○○4 活動報告の確認欄は、活動組織

|      |      | 策定日                            | 令和 年 月 日                                      | 策定者       | <u> </u>              |    |
|------|------|--------------------------------|-----------------------------------------------|-----------|-----------------------|----|
| 参    |      | 【1. 農地維持支払(地域資                 | 源の基礎的保全活動)】                                   |           | 場日は、し」記入していた          | -  |
| 加    | 実施   |                                | □いて「○」を記入し、実施予定時期を記入<br>を記入する。(研修等、運営委員会が一括し  |           | 」を記すする - 以下同じ - )     |    |
| 集落(活 | 計画   | 【2. 資源向上支払(地域資<br>当該年度に実施する活動に | 源の質的向上を図る共同活動)】及び【3.<br>こついて「○」を記入し、活動内容及び数量等 | 資源向上支 活動  | 組織の確認者は、確認対象集落        | 客と |
| 動    |      | 実施しない場合は、「-」                   | を記入する。<br>                                    |           |                       |    |
| 組    |      | 報告日                            | 令和 年 月 日                                      | 報告者       | ○○集落 ○○ ○○            |    |
| 織)   | 活動   | 活動を実施した場合は、活                   | 動報告欄に「○」を記入する。なお、活動詞                          | 記録を別途提出する | 0                     |    |
|      | 報告   | 活動を実施しなかった場合<br>計画外の項目には「一」を   | は、活動報告欄に「×」を記入し、「未実施<br>記入する。                 | 理由」欄に未実施の | の理由を記入する。             |    |
| 運    |      | 確認日                            | 令和 年 月 日                                      | 確認者       | ○○活動組織  ○○ ○○         |    |
| 営    | 活動報告 | ①運営委員会は参加集落(活                  | 動組織)から別途提出される活動記録等によ                          | り、活動報告の記述 | 載内容を確認する。             |    |
| 委    |      | ②活動報告の内容が適正な場                  | 合は「○」を記入する。計画に沿った活動が                          | 実施されていない  | 場合は、活動を適正に実施するよう指導し、活 | 動  |
| 員    |      | の実施を確認する。その結果                  | 活動要件が満たされた場合は、「○」を記入                          | する。宇体計画   | 画欄及び活動報告欄は、           |    |
| 会    |      | ③必要に応じて現地確認を行                  | い、行った場合は現地確認欄に「○」を記入                          | オマ        | 宮城及び石動報石(駅は、) 上上      |    |
|      |      |                                |                                               |           |                       | /  |

1. 農地維持支払交付金(地域資源の基礎的な保全活動)

|    |        |                      |      | 実施計画              |     | 活動報告                         | 活動報 | 告の確認                                    |
|----|--------|----------------------|------|-------------------|-----|------------------------------|-----|-----------------------------------------|
| 活  | 動項目    | 取組                   |      | 実施予定時期            |     | 未実施理由                        |     | 現地<br>確認                                |
| Я. | 点検・    | 点検                   | 0    | 4月                |     |                              | 0   |                                         |
| 計  | 画策定    | 年度活動計画の策定            | 0    | 4月                |     |                              | 0   |                                         |
|    | 研修     | 事務・組織運営に<br>関する研修    | 0    | 令和2年度に予定          | ×   | 令和2年度に予定                     |     |                                         |
|    |        | 遊休農地発生防止の<br>ための保全管理 |      | 7月                | 0   |                              | 0   | 0                                       |
|    | 農      | 【遊休農地解消面積】           | 25 a |                   | 5 a |                              |     |                                         |
|    | 用地     | 畦畔·法面·防風林の<br>草刈り    | 0    | 6月、8月、9月          | 0   |                              | 0   |                                         |
|    |        | 鳥獣害防護柵等の<br>保守管理     | 0    | 4月、7月、9月          | 0   |                              | 0   |                                         |
|    |        | 水路の草刈り               | 0    | 6月、7月             | 0   |                              | 0   |                                         |
| 実  | 水<br>路 | 水路の泥上げ               | 0    | 4月                | ×   | 点検の結果、泥の堆積が確認出来なかったため未実施     |     |                                         |
| 践活 | 岭      | 水路附帯施設の<br>保守管理      | 0    | 4月、7月、9月          | Ο   |                              | 0   | 600000000000000000000000000000000000000 |
| 動  |        | 農道の草刈り               | 0    | 6月、7月             | 0   |                              | 0   |                                         |
|    | 農道     | 農道側溝の泥上げ             | 0    | 4月                | ×   | 点検の結果、泥の堆積が確認出来な<br>かったため未実施 |     |                                         |
|    |        | 路面の維持                | 0    | 5月                | ×   | 点検の結果、次年度の施工対象としたため未実施       |     |                                         |
|    | _      | ため池の草刈り              | 0    | 6月、8月             | 0   |                              | 0   |                                         |
|    | た<br>め | ため池の泥上げ              | 0    | 10月               | ×   | 点検の結果、泥の堆積が確認出来なかったため未実施     |     |                                         |
|    | 池      | ため池附帯施設の<br>保守管理     | 0    | 4月、9月             | 0   |                              | 0   |                                         |
|    | 共<br>通 | 異常気象時の対応             | 0    | 洪水、台風、地震等の発生<br>後 | ×   | 異常気象が発生しなかったた<br>め未実施        |     |                                         |

|          |             |                      |      | 実施計画                                      |   | 活動報告                             | ~ 活動率         | 告の哨                                     |
|----------|-------------|----------------------|------|-------------------------------------------|---|----------------------------------|---------------|-----------------------------------------|
| 活        | 動項目         | 取組                   |      | 活動内容、数量等                                  |   | 未実施理由                            |               | 現 <sup>均</sup><br>確記                    |
|          |             | 農用地の機能診断             | 0    | 4月                                        | 0 |                                  | 0             |                                         |
|          | 機<br>計<br>能 | 水路の機能診断              | 0    | 4月                                        | 0 |                                  | 0             |                                         |
|          | 画 策         | 農道の機能診断              | 0    | 5月                                        | 0 |                                  | 0             |                                         |
| 施設       | 定。          | ため池の機能診断             | 0    | 4月                                        | 0 |                                  | 0             | *************************************** |
| の        |             | 年度活動計画の策定            | 0    | 4月                                        | 0 |                                  | 0             |                                         |
| 軽微な      | 研<br>修      | 機能診断・補修技術等<br>に関する研修 | 0    | 令和2年度に予定                                  | × | 令和2年度に予定                         |               |                                         |
| 補<br>修   |             | 農用地の軽微な補修等           | 0    | 機能診断結果に応じて実施時期を決定                         | × | 機能診断の結果、補修の必要がな<br>かったため未実施      |               |                                         |
|          | 実<br>践      | 水路の軽微な補修等            | 0    | 機能診断結果に応じて実施時期を決定                         | × | 機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施          |               |                                         |
|          | 活<br>動      | 農道の軽微な補修等            | 0    | 機能診断結果に応じて実施時期を決定                         | 0 |                                  | 0             | *************************************** |
|          | 到           | ため池の軽微な補修等           | 0    | 機能診断結果に応じて実施時期を決定                         | × | 機能診断の結果、補修の必要がなかったため未実施          | **            |                                         |
| 農        |             | 生態系保全                | 0    | 8月生き物調査実施                                 | 0 |                                  | 0             |                                         |
| 村<br>環   | 実           | 水質保全                 | _    |                                           | _ |                                  |               |                                         |
| 境        | 践           | 景観形成・<br>生活環境保全      | 0    | 9月 ○○クリーン作戦                               | 0 |                                  | 0             |                                         |
| 保全活      | 活<br>動      | 水田貯留機能増進・地下水かん養      | _    |                                           | _ |                                  |               |                                         |
| 動        |             | 資源循環                 | _    |                                           | _ |                                  |               |                                         |
|          |             |                      |      | ・<br>・画欄、活動報告欄は参加<br>と入します。               | 集 | 活動報告の確認相記入します。 必要に応じて現地合は「〇」を記入し | 確認を           | <u>行った</u>                              |
| 3.       | 資源向上        | 支払交付金(施設の長寿          | 命化を図 |                                           |   |                                  |               |                                         |
| 汪        | 動項目         | 取組                   |      | 実施計画                                      |   | 活動報告                             | 活動報           | 告の確現                                    |
| /_       | 13/175, []  | 4人作工                 |      | 活動内容、数量等                                  |   | 未実施理由                            |               | 確記                                      |
| <b>#</b> | 水路          | 水路の補修                | 0    | ○○用水路の老朽化部分の補修<br>(L=0.85㎞)               | 0 |                                  | 0             | 0                                       |
| 実践       | 水路          | 水路の更新等               | 0    | △△用水路を土水路からコンクリート水<br>路への更新(L= $0.15$ km) | × | 次年度実施予定                          |               |                                         |
| 活動       | 農道          | 農道の補修                | 0    | 農道○○一○の路肩及び法面の補修<br>(L = 2.50km)          | 0 |                                  | 0             | 0                                       |
| -        | 農道          | 農道の更新等               | -    | <u> </u> <u> </u>                         | _ | 活動組織で調整の結果、                      | ·<br>.活動計     | -画                                      |
|          |             |                      |      | とする実施計画を運営委員会に提出<br>には、変更箇所が分かるように記入      |   |                                  | 計画に<br>:「-」な。 | 位置                                      |

# VIII 取組番号表

活動組織は、取組番号表を参考に活動計画書や活動記録等を作成します。

| 取組番号 | 200  | 300                                      | 取組の内容(平成30年度までの取組名)                 | 遊休農地等の発生状況   本語の占接(水路 書) | 2    | 3 活動に関する事務(書類作成、申請手続き等)や組織の運営に関する研<br>なな機能が発生的にのための保全管理 1 法依豊地発生的にのための保全管理 | . 5 | 鳥獣害防護柵等の保守管理 6 <u>鳥獣害防護柵の適工管理</u> 6 防風ネットの適工管理 | 7         | 00     | かんがい期前の注油       ケート類等の保守管理       東部 大路附帯施設の保守管理       東部 下地区の通信       東部 下北京・大野水場体 | 10                 | 12      | 13              | 14         | Arthur Mark | 16 | 取組 取組 取組番号 取組の内容(平成30年度までの取組名) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 8 + | ↑仕付い地土との連絡14両の盗順寺 19 ↑仕付い地土との連絡14両の公順、調金、てれ口の姿を調宜<br>集落外件 民 わ地域件 民 アの音 ラ な 地域 年 第一番 は 年 第一番 第一番 10 本 1 本 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 | 21       |       | 23  |
|------|------|------------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------|------|----------------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------|-----------|--------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|---------|-----------------|------------|-------------|----|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|-----|
|      | 事務処理 | 会議など<br> 提出維持活動] <br>  小は光波のますはAMからのと言葉、 | X具派の参旋的な床主/カ製/<br>払区分   活動項目   活動項目 | 1(農地維持) 点検・計画策定 点検 点検    | 計画策定 | 研修         事務・組織運営等に           事践活動         農用地         游休農地発生防止の          |     | •                                              | 水路 水路の草刈り | 水路の泥上げ |                                                                                    | 機道 機道の草刈り 単近面準の沿上は | 後に関係なる。 | ため池 ため池 ため池の草刈り | コにくりがいていまし | ため池附帯       | 共通 | 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 <br> 支払区分 | スピコン (豊か維持)   推進活動 (1377年)   1787年   1787年   1787年   1787年   1787年   1787年   1887年   1887年 |     |                                                                                                                                            | <u> </u> | 有識者等に | その他 |

| 取組の内容(平成30年度までの取組名) | 施設の機能診断(農用地) | 診断結果の記録管理(農用地)<br>拡設で構設を指する。 |         | 施設の機能診断(農道) | <u>診断結果の記録管理(農道)</u><br><del>た記ではなるにするま</del> | 加設の機能影響(75の)的)<br>参照社用で記録作用(七そ)) | よりである。<br>  年度活動計画の策定 | 対象組織による自主的な機能診断及び簡単な補修に関する研修 | 老朽化が進む施設の長寿命化のための補修、更新等に関する研修<br>豊業用水の母々、豊地の母々わ神は環境の母々に終する | 版米に小び 不主、仮追び 杯主 でおぬ 深境の 不主に買い も 掛たな 抽鈴 の勢 置 等 门盟 する 印核 | 世 中の 再構築 | 農用地法面の初期補修 | 融雪剤の散布 | <u>慰当排水促進のプニ₡クの、浦切</u><br>  応治枕記の実場 | 日光点以りた何          | 展加500084.50                                             | 所属ネットの補修・設置 | きめ細やかな雑草対策 | 有機質処理施設の適正管理 | 付帯施設の補修・設置 | 水路側壁のはらみ修正 | 目地詰め | 表面劣化に対するコーティング等 | 不同沈下に対する早期対応 | 側壁の裏込材の充填、水路耕畔の補修 | 水路に付着した藻等の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 水路法面の初期補修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | <u> </u>         | Covertionを発生が大くなり、<br>パイプルイ・CRantaでの指核                       | ハイノノノンない高級の電影 | 4.1.4.1.3.0.7.1.3.0.1.<br>精雪被害防止 | おれたボックス基礎部の補強 | 破損施設の補修(水路の附帯施設) | 給水栓に対する凍結防止対策 | 空気弁等への腐食防止剤の塗布等 | 虚光施設の補修等 <br> 路戸   汗系で加盟補修 | ガ <u>月、ブロリグが</u> が開診<br>計 道等の 運換 | 破損施設の補修(農道) | きめ細やかな雑草対策(農道) | 除排雪       | 側溝の目地詰め間はもの日本土土 | 側溝の木同次トへの早期対応加速の高い中の大は | 即再の表込付の方場は指揮を受けるという。 | 改良心及び補後はあるがものなが、一下の補係 | コンクリート構造物の目地詰め | コンクリート構造物の表面劣化への対応 | 堤体侵食の早期補修った。 | 吸付/応贷が相談(/cの/近り/近/4)<br> まを組むなかな雑世社等(するものはな) | こめが間でいる報子が気でしているのでは一 |
|---------------------|--------------|------------------------------|---------|-------------|-----------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|----------|------------|--------|-------------------------------------|------------------|---------------------------------------------------------|-------------|------------|--------------|------------|------------|------|-----------------|--------------|-------------------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------|---------------|----------------------------------|---------------|------------------|---------------|-----------------|----------------------------|----------------------------------|-------------|----------------|-----------|-----------------|------------------------|----------------------|-----------------------|----------------|--------------------|--------------|----------------------------------------------|----------------------|
| 取組番号                | 24           |                              | 25      | 36          | 707                                           | 27                               | 28                    |                              | 29                                                         |                                                        |          |            |        |                                     | 30               |                                                         |             |            |              |            |            |      |                 |              |                   |                                                  |                                               | 2                | 5                                                            |               |                                  |               |                  |               |                 |                            |                                  |             |                | 32        |                 |                        |                      |                       |                |                    | 33           |                                              |                      |
| 国交易                 | 農用地の機能診断     |                              | 水路の機能診断 | <b>岩</b>    |                                               | ため池の機能診断                         | 年度活動計画の策定             |                              | 機能診断・補修技術等に関する研修                                           |                                                        |          |            |        |                                     | 田 田 子 日 歌 かっぱん 年 | 4 2 3 6 2 3 4 4 5 6 7 5 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 |             |            |              |            |            |      |                 |              |                   |                                                  |                                               | <b>步吸仓核弹扩挡核弹</b> | ナルション・カンス・ロー・ファイン・カー・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン・ファイン |               |                                  |               |                  |               |                 |                            |                                  |             |                | 農道の軽微な補修等 |                 |                        |                      |                       |                |                    | ため池の軽微な補修等   |                                              |                      |
| 5動項目                | 機能診断         |                              |         |             |                                               |                                  | 計画策定                  |                              |                                                            |                                                        | 農用地      |            |        |                                     |                  |                                                         |             |            |              |            | 水路         |      |                 |              |                   |                                                  |                                               |                  |                                                              |               |                                  |               |                  |               |                 | 州                          | 辰垣                               |             |                |           |                 |                        |                      | ため池                   |                |                    |              |                                              |                      |
|                     | 機能診断・        | 計画策定                         |         |             |                                               |                                  |                       | 研修                           |                                                            |                                                        | 実践活動     |            |        |                                     |                  |                                                         |             |            |              |            |            |      |                 |              |                   |                                                  |                                               |                  |                                                              |               |                                  |               |                  |               |                 |                            |                                  |             |                |           |                 |                        |                      |                       |                |                    |              |                                              | _                    |
| 本地区分                | 2(資源向上)      |                              |         |             |                                               |                                  |                       |                              |                                                            |                                                        |          |            |        |                                     |                  |                                                         |             |            |              |            |            |      |                 |              |                   |                                                  |                                               |                  |                                                              |               |                                  |               |                  |               |                 |                            |                                  |             |                |           |                 |                        |                      |                       |                |                    |              |                                              |                      |

【資源向上活動(施設の長寿命化のための活動)】

取組の内容(平成30年度までの取組名) 未舗装農道を舗装(砂利、コンクリート、アスファルト) 側溝蓋の設置 水路の破損部分の補修 水路の老朽化部分の補修 水路側壁の嵩上げ リ字フリューム等既設水路の再布設 集水枡、分水枡の補修 ゲート、ポンプの補修 安全施設の補修 素掘り水路からコンクリート水路への更新 水路の更新 大ート、ポンプの更新 大路の更新 大一ト、ポンプの更新 大路の更新 大路の製新 横道路肩、農道法面の補修 舗装の打換え(一部) 上側溝をコンクリート側溝に更新 洗掘箇所の補修 漏水箇所の補修 取水施設の補修 決水吐の補修 安全施設の補修 安全施設の補修 ゲート・バルブの更新 給水栓の更新 100 62 65 6.1 63 64 99 給水栓(散水施設を除く)の更新等 ため池(附帯施設)の更新等 水路の更新等 農道の更新等 ため池の補修 水路の補修 農道の補修 施設区分 ため池 活動項目 農地 子 路 農道 実践活動 3(長寿命化) 支払区分

## 多面的機能支払交付金に関するQ&A

- (Q1) 5年間以上、活動を実施している農用地について、資源向上支払(共同活動)の単価が75%になるのはどうしてですか。
- (A) 農地・水・環境保全向上対策及び農地・水保全管理支払から通算して5年間以上の活動を実施している農用地については、本制度の活用による活動が定着し、効率的な実施が考えられることから、資源向上支払(共同活動)の交付単価を基本単価の75%とすることとしています。なお、農地維持支払については、基本単価の補正を行うこととはしておりません。

#### (Q2) 新たに活動を立ち上げる場合、いつの活動から交付金による支援の対象になるのでしょうか。

(A) 活動組織が年度途中に交付申請を行った場合でも、交付決定前に実施していた活動も対象となるよう、交付年度の4月1日以降に実施した共同活動を支援の対象としています。ただし、交付決定前の活動の実施状況についても、活動記録や領収書等を残しておいていただくことが必要です。

#### (Q3)交付金はいつ支払われるのでしょうか。

(A) 市町村から事業計画の認定を受けた後、市町村に対して交付申請をしていただくこととなります。 その後、北海道、市町村を通じて、できるだけ速やかに活動組織に交付するよう努めて参ります。

#### (Q4) 活動組織の行う事務を農業団体等に委託できるのでしょうか。

(A) 活動組織が行う多面的機能支払に係る経理や活動記録の整理等の事務については、JA、土地改良区、農業生産法人等の団体や、地方公共団体・農業団体の職員OB等の活動組織以外の当該事務処理を適切に行える者に委託することができます。

#### (Q5) 農地維持支払、資源向上支払と中山間地域等直接支払を同一地区で取り組むことはできますか。

(A) 同一地区で取り組むことは可能です。この場合、多面的機能支払の活動計画書に位置付けられた 農地、水路、農道等の保全に係る活動については、多面的機能支払交付金により行っていただきた いと考えております。中山間地域等直接支払交付金は、協定に基づき個人へ配布することも可能で すが、共同活動に充てる場合には、多面的機能支払の活動を実施した後にも、なお不足が生じた際 に追加で活動を実施することや、多面的機能支払交付金を充てた活動とは別の活動(農作業用機械 の共同購入等)へ充当していただく必要があります。

#### (Q6) 畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯において多面的機能支払に取り組むためには、どのような 工夫が必要でしょうか。

(A) 農地維持支払は、農業者のみの活動組織でも取り組め、農村環境保全活動の実施を要件としないなど畑作、園芸、果樹、畜産、酪農地帯においても取り組みやすい制度となっています。こうした地域においても、例えば農道、排水路や鳥獣害防護柵の管理といった活動を行っている事例もあり、地域の実情に応じた活動に取り組んでいただきたいと考えています。

# (Q7) 甚大な自然災害が発生した場合、多面的機能支払交付金を利用して、農地周りの小規模な損壊など被災した施設の災害復旧に係る活動に取り組めますか。

(A) 激甚災害など甚大な自然災害が発生した場合、被災した対象農用地周りの施設の応急措置や補修・更新等に取り組むことができます。なお、激甚災害など甚大な自然災害により、活動計画書に定めた活動が困難な場合は、地方農政局長等の承認を受け、活動要件を満たすものとみなす特例を受けれます。

#### 【問い合わせ先】

〇北海道日本型直接支払推進協議会

事務局:水土里ネット北海道 (電話) 011-206-6209 (直通)

〇北海道農政部農村振興局農村設計課 (電話) 011-204-5399

#### 関連情報はホームページでも詳しくご覧いただけます

〇農林水産省 多面的機能支払交付金について

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\_siharai.html

〇北海道日本型直接支払推進協議会

http://www.do-nouchimizu.com/